

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 3 0 号
発行日 令和 5 年 4 月 1 日
発行所 綾 部 市 役 所

目 次

○条 例

- 綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定
(総務課)・・・1
- 綾部市議会個人情報保護条例の制定
(議会事務局)・・・4
- 綾部市行政不服審査会条例の一部改正
(総務課)・・・22
- 綾部市情報公開条例の一部改正
(総務課)・・・23
- 綾部市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正
(財政課)・・・24
- 綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正
(定住・地域政策課)・・・25
- 綾部市立幼稚園設置条例の一部改正
(学校教育課)・・・26
- 綾部市子ども・子育て会議条例の一部改正
(こども支援課)・・・27
- 綾部市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正
(こども支援課)・・・28
- 綾部市共同集会所等の設置及び管理に関する条例の一部改正
(人権推進課)・・・29

- 綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
(こども支援課)・・・31
 - 綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
(こども支援課)・・・33
 - 綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
(社会教育課)・・・35
 - 綾部市国民健康保険条例の一部改正
(市民・国保課)・・・37
 - 綾部市農業集落等集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
(農政課)・・・38
 - 綾部市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正
(消防本部管理課)・・・39
 - 綾部市議会基本条例の一部改正
(議会事務局)・・・40
 - 綾部市市税条例の一部改正
(税務課)・・・41
- ### ○規 則
- 綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正
(職員課)・・・44
 - 綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正

正		及び時間外勤務の制限に関する規則の一部改正	(職員課)・・・103
・綾部市行政不服審査会条例施行規則の制定	(職員課)・・・57	・綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正	(職員課)・・・104
	(総務課)・・・58	・綾部市一般職職員の住居手当支給規則の一部改正	(職員課)・・・108
・綾部市個人情報の保護に関する法律施行細則の制定	(総務課)・・・62	・綾部市一般職職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正	(職員課)・・・109
・綾部市個人情報保護に関する文書の様式を定める規則の制定	(総務課)・・・63	・綾部市助産施設及び母子生活支援施設徴収金に関する規則の一部改正	(こども支援課)・・・113
・綾部市一般職職員の給与に関する条例附則第14項、第16項又は第17項の規定に基づく規則の制定	(職員課)・・・89	・助産施設に関する規則の一部改正	(こども支援課)・・・114
・綾部市情報公開条例施行規則の一部改正	(総務課)・・・97	・綾部市介護保険条例施行規則の一部改正	(高齢者支援課)・・・115
・綾部市水源の里条例施行規則の一部改正	(定住・地域政策課)・・・98	・綾部市農林業者労働災害共済条例施行規則の一部改正	(農政課)・・・119
・綾部市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正	(定住・地域政策課)・・・99	・あやべ桜が丘団地に係る宅地分譲に関する規則の一部改正	(定住・地域政策課)・・・120
・綾部市UIターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正	(定住・地域政策課)・・・100	・綾部市国民健康保険条例施行規則の一部改正	(市民・国保課)・・・121
・綾部市UIターン者住宅取得等資金の融資あっせんに関する規則の一部改正	(定住・地域政策課)・・・101	・綾部市事務分掌規則の一部改正	(職員課)・・・126
・あやべハートセンターの管理及び運営規則の一部改正	(市民協働課)・・・102	・綾部市職員職名規則の一部改正	(職員課)・・・129
・綾部市一般職職員の深夜勤務		・綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則の一部改正	

正	
	(職員課)・・・130
・管理職手当に関する規則の一部改正	(職員課)・・・131
・綾部市市民センターの管理及び運営規則の一部改正	(文化・スポーツ振興課)・・・132
・綾部市運動施設の管理及び運営規則の一部改正	(文化・スポーツ振興課)・・・133
・綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部改正	(消防本部管理課)・・・134
・綾部市個人情報保護条例施行規則の廃止	(総務課)・・・135
・綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部改正	(税務課)・・・136
○告 示	
・綾部市医療機関エネルギー価格高騰対策交付金交付要綱の制定	(保健推進課)・・・149
・綾部市公衆浴場エネルギー価格高騰対策交付金交付要綱の制定	(保健推進課)・・・153
・綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示	(市民・国保課)・・・157
・居宅介護支援事業者廃止告示	(高齢者支援課)・・・158
・公共下水道供用開始告示	(下水道課)・・・159
・令和5年綾部市議会3月定例会において議決を経た予算の	

要領の公表	(財政課)・・・161
・綾部市パートナーシップ制度の取扱いに関する要綱の制定	(人権推進課)・・・162
・綾部市新婚生活支援事業補助金交付要綱の制定	(企画政策課)・・・176
・綾部市水源の里指定集落人材派遣事業補助金交付要綱の制定	(定住・地域政策課)・・・186
・綾部市多子世帯、三世同居・近居住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱の制定	(こども支援課)・・・195
・綾部市飲用井戸等水質検査費補助金交付要綱の制定	(上水道課)・・・207
・綾部市飲用井戸等整備事業費補助金交付要綱の制定	(上水道課)・・・213
・綾部市下水道接続補助金交付要綱の制定	(下水道課)・・・225
・綾部市合併処理浄化槽新規設置事業者補助金交付要綱の制定	(下水道課)・・・228
・綾部市公用自動車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱等の一部改正	(総務課)・・・231
・綾部市水源の里活性化補助金交付要綱の一部改正	(定住・地域政策課)・・・232
・綾部市水源の里定住支援給付金等交付要綱の一部改正	(定住・地域政策課)・・・233

- ・綾部市コミュニティ事業補助
金交付要綱の一部改正
(市民協働課)・・・234
- ・綾部市婚活支援事業費補助金
交付要綱の一部改正
(市民協働課)・・・235
- ・綾部市いきいき地域応援事業
費補助金交付要綱の一部改正
(定住・地域政策課)・・・236
- ・綾部市交通空白地有償運送事
業費補助金交付要綱の一部改
正
(市民協働課)・・・237
- ・綾部市青少年地域活動支援事
業補助金交付要綱の一部改正
(社会教育課)・・・238
- ・公益財団法人京都府中丹文化
事業団補助金交付要綱の一部
改正
(文化・スポーツ振興課)・・・239
- ・綾部市満3歳以上教育・保育
給付認定子どもに係る副食費
助成事業実施要綱の一部改正
(こども支援課)・・・240
- ・綾部市民間保育所等補助金交
付要綱の一部改正
(こども支援課)・・・241
- ・綾部市療育教室運営要綱の一
部改正
(こども支援課)・・・242
- ・綾部市障害児者日中一時支援
事業実施要綱の一部改正
(障害者支援課)・・・243
- ・綾部市障害者福祉サービス等
利用支援事業実施要綱の一部
改正
(障害者支援課)・・・244
- ・綾部市重度心身障害老人健康
管理事業実施要綱の一部改正
(市民・国保課)・・・245
- ・綾部市軽・中等度難聴児支援
事業実施要綱の一部改正
(障害者支援課)・・・246
- ・綾部市老人医療費支給事業実
施要綱の一部改正
(市民・国保課)・・・247
- ・綾部市福祉医療費支給事業実
施要綱の一部改正
(市民・国保課)・・・249
- ・綾部市子育て支援医療費支給
事業実施要綱の一部改正
(市民・国保課)・・・252
- ・綾部市地域共生社会実現サポ
ート事業補助金交付要綱の一
部改正
(こども支援課)・・・254
- ・綾部市住宅用太陽光発電シス
テム設置費補助金交付要綱の
一部改正
(環境企画課)・・・257
- ・綾部市人間ドック総合健康診
断補助金交付要綱の一部改正
(市民・国保課)・・・258
- ・あやべ健康プラザ利用補助金
交付要綱の一部改正
(市民・国保課)・・・260
- ・綾部市交通安全灯設置費補助
金交付要綱の一部改正
(市民協働課)・・・261
- ・綾部市新型コロナウイルス対
応信用保証料補助金交付要綱
の一部改正
(商工労政課)・・・262
- ・綾部市ものづくり企業振興補
助金交付要綱の一部改正
(商工労政課)・・・263
- ・農林漁業振興補助金交付要綱
の一部改正
(農政課)・・・267
- ・あやべ桜が丘団地新築促進補

助金交付要綱の一部改正 (定住・地域政策課)・・・268	・くらしの資金償還金の収納事務委託に関する告示 (社会福祉課)・・・295
・綾部市上下水道料金等の口座振替収納事務取扱要綱の一部改正 (上水道課)・・・269	・綾部市水道事業の金融機関を定めた告示の一部改正 (上水道課)・・・296
・令和5年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 (税務課)・・・270	・綾部市下水道事業の業務に係る現金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関を定めた告示の一部改正 (下水道課)・・・297
・市道路線認定告示 (建設課)・・・271	・綾部市収納代理金融機関変更告示 (会計課)・・・298
・市道路線区域決定告示 (建設課)・・・272	・綾部市立病院の診療費並びに付随する経費の徴収及び収納事務委託に関する告示 (保健推進課)・・・299
・市道供用開始告示 (建設課)・・・273	・犬の登録並びに狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納事務委託に関する告示 (保健推進課)・・・300
・令和5年度一般廃棄物処理計画の制定 (環境保全課)・・・274	○訓令甲
・令和5年度固定資産の価格等の登録 (税務課)・・・287	・綾部市特定個人情報取扱規程等の一部改正 (総務課)・・・301
・綾部市高齢者等へのPCR検査等事業実施要綱の廃止 (高齢者支援課)・・・288	・綾部市公文書例の一部改正 (職員課)・・・302
・綾部市自宅療養者等買物支援事業実施要綱の廃止 (高齢者支援課)・・・289	・綾部市職員服務規程の一部改正 (職員課)・・・305
・ふるさと納税収納代行事務委託に関する告示 (企画政策課)・・・290	・私有車の公務使用に関する規程の一部改正 (職員課)・・・309
・証明書等自動交付サービスに係る手数料収納事務委託告示 (市民・国保課)・・・291	・綾部市決裁規程の一部改正 (職員課)・・・312
・令和5年度市税等の収納事務委託告示 (税務課)・・・292	・綾部市文書取扱規程の一部改正 (総務課)・・・313
・し尿くみ取り券売りさばき業務委託に関する告示 (環境保全課)・・・294	・綾部市統括保健師等設置規程

の一部分改正 (保健推進課)・・・314	・綾部市立幼稚園規則の一部分改正 ・・・359
・綾部市例規審査委員会規程の一部分改正 (総務課)・・・315	○教育員会告示 ・令和4年度第12回綾部市教育委員会招集告示 ・・・360
・綾部市自殺防止対策連絡会設置規程の一部分改正 (障害者支援課)・・・316	・綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程の制定 ・・・361
○公 告	○監査委員告示 ・綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程の制定 ・・・362
・公示送達 (市民・国保課)・・・317	○公平委員会告示 ・綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程の制定 ・・・363
・公示送達 (税務課)・・・318	○選挙管理委員会告示 ・令和5年4月9日執行予定の京都府議会議員一般選挙におけるポスターの設置場所 ・・・364
・公示送達 (税務課)・・・319	・令和5年4月9日執行予定の京都府議会議員一般選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 ・・・370
・所有者の判明しない動物の抑留について (保健推進課)・・・320	・令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨 ・・・371
・住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について (市民・国保課)・・・321	・綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の50分の1の数
・成人用肺炎球菌予防接種の実施 (保健推進課)・・・323	
・定期予防接種の実施 (保健推進課)・・・324	
○上下水道事業管理規程	
・綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程の制定 (上水道課)・・・325	
○議会規程	
・綾部市議会個人情報保護条例施行規程の制定 ・・・326	
○教育委員会規則	
・綾部市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定 ・・・356	

・綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数	・・・373	・令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時	・・・386
・合併協議会設置協議について投票請求に要する有権者総数の6分の1の数	・・・374	・綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程の制定	・・・387
・令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における各投票区の投票所	・・・375	・選挙人名簿抄本閲覧の状況について	・・・388
・令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所	・・・376	○農業委員会告示	
・令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任	・・・377	・綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程の制定	・・・391
・令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任	・・・378	○固定資産評価審査委員会告示	
・令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任	・・・379	・綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程の制定	・・・392
・令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻の繰上げ	・・・381	○十倉財産区告示	
・令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における開票の場所及び日時	・・・383	・綾部市十倉財産区議会招集告示	・・・393
・令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任	・・・384		
	・・・385		

綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 号

綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(手数料及び費用の負担)

第 3 条 法第 8 9 条第 2 項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しを交付する場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 前項に規定する費用の額は、綾部市手数料条例（昭和 5 0 年綾部市条例第 1 号）の規定にかかわらず、市長が別に定める。

(審査会への諮問)

第 4 条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、綾部市行政不服審査会条例（平成 2 8 年綾部市条例第 1 号）第 1 条に規定する綾部市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第 6 6 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(実施状況の公表)

第 5 条 市長は、毎年 1 回、各実施機関におけるこの条例の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(綾部市個人情報保護条例の廃止)

第2条 綾部市個人情報保護条例(平成15年綾部市条例第31号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の綾部市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項又は第11条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者

(3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに旧条例第6条の規定によりなされた個人情報取扱事務の登録等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前に旧条例第12条第1項若しくは第2項(旧条例第23条第3項において準用する場合を含む。)若しくは同条第1項若しくは第2項の規定による請求又は旧条例第26条第1項若しくは同条第5項において準用する旧条例第12条第2項の規定による申出がされた場合における旧条例に規定する自己の個人情報の開示、訂正等及び利用停止並びに是正の申出については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例の規定により審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第12条第1項に規定する公文書等(以下「旧公文書等」という。)に記載された旧個人情報(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に他の記録媒体に複製し提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第1項第3号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧公文書等に記載された旧個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

綾部市議会個人情報保護条例をここに公布する。

令和5年3月27日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第2号

綾部市議会個人情報保護条例

目次

第1章	総則（第1条—第3条）
第2章	個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
第3章	個人情報ファイル（第17条）
第4章	開示、訂正及び利用停止
第1節	開示（第18条—第30条）
第2節	訂正（第31条—第37条）
第3節	利用停止（第38条—第43条）
第4節	審査請求（第44条—第46条）
第5章	雑則（第47条—第52条）
第6章	罰則（第53条—第57条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、綾部市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- （1）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、綾部市情報公開条例（平成12年綾部市条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1項第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目

的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の実事と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いにおいて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、 利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供して はならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項 第1号	本人の同意があるとき、又 は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のため に必要な場合であって、本人 の同意があり、又は本人の同意を得

		ることが困難であるとき
第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項 第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

- 第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

- 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。
- （1）個人情報ファイルの名称
- （2）個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- （3）個人情報ファイルの利用目的
- （4）個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- （5）個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- （6）記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- （7）記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- （8）次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- （9）第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当

な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料等)

第30条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂

正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしてしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、綾部市行政不服審査会条例（平成28年綾部市条例第1号）第1条に規定する綾部市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第 5 章 雑則

(適用除外)

第 4 7 条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第 4 章（第 4 節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第 4 8 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第 4 9 条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(個人情報の適正な取扱いの確保)

第 5 0 条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第 5 1 条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第 5 2 条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第 6 章 罰則

第 5 3 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 1 5 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。

第 5 4 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

第 5 5 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

第 5 6 条 前 3 条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第 5 7 条 偽りその他不正の手段により、第 2 4 条第 1 項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市行政不服審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 号

綾部市行政不服審査会条例の一部を改正する条例

綾部市行政不服審査会条例（平成 2 8 年綾部市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び綾部市個人情報保護条例（平成 1 5 年綾部市条例第 3 1 号）」を「、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「個人情報保護法」という。）、綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年綾部市条例第 1 号。以下「綾部市個人情報保護法施行条例」という。）及び綾部市議会個人情報保護条例（令和 5 年綾部市条例第 2 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）」に改め、同条第 1 号中「第 1 6 条」を「第 1 7 条」に、「及び綾部市個人情報保護条例第 2 7 条第 1 項」を「、個人情報保護法第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項及び議会個人情報保護条例第 4 5 条」に改め、同条第 3 号中「及び個人情報保護制度」を削り、同条に次の 2 号を加える。

（6）綾部市個人情報保護法施行条例第 4 条に規定する諮問に関すること。

（7）議会個人情報保護条例第 5 0 条に規定する諮問に関すること。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第4号

綾部市情報公開条例の一部を改正する条例

綾部市情報公開条例（平成12年綾部市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「第16条」を「第17条」に、「2週間」を「15日」に改め、同条第4項中「4週間」を「60日」に改める。

第17条を削り、第16条を第17条とする。

第15条第1項中「閲覧」を「開示」に改め、同条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（公開決定等の特例）

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうち相当の部分につき60日以内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）本項を適用する旨及びその理由

（2）残りの公文書についての開示決定等をする期限

2 請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る公文書については、前条第5項の規定は適用しない。

3 第1項第2号に規定する期限までに、実施機関が同号に規定する残りの公文書について開示決定等しないときは、請求者は、当該残りの公文書について開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。

第19条第3項中「第15条」を「第16条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

綾部市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 5 号

綾部市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 1 6 年綾部市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「綾部市個人情報保護条例（平成 1 5 年綾部市条例第 3 1 号）第 1 1 条」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第6号

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例（平成23年綾部市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1十倉中町定住支援住宅の項を削る。

別表2十倉中町定住支援住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

綾部市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 7 号

綾部市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

綾部市立幼稚園設置条例（昭和 3 9 年綾部市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表綾部幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第8号

綾部市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

綾部市子ども・子育て会議条例（平成25年綾部市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第1号中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

綾部市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 9 号

綾部市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成 2 7 年綾部市条例第 4 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 7 条」を「第 8 2 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

条 例

綾部市共同集会所等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 0 号

綾部市共同集会所等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市共同集会所等の設置及び管理に関する条例（昭和 6 1 年綾部市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

岡安共同集会所	綾部市岡安町岡 1 2 番地
下八田共同集会所	綾部市下八田町角田 4 9 番地

を

」

「

岡安共同集会所	綾部市岡安町岡 1 2 番地
---------	----------------

に

」

改める。

別表第 2 中

「

岡安	和室 1	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
	和室 2	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
下八田	和室 1	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
	和室 2	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
	和室 3	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0

を

」

「

岡安	和室 1	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0
	和室 2	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0

に、

」

「

味方	集会室	7 0 0	9 0 0	1, 6 0 0	1, 1 0 0	2, 7 0 0
	遊戯室	5 0 0	6 0 0	1, 1 0 0	8 0 0	1, 9 0 0
	学習室 1	4 0 0	5 0 0	9 0 0	6 0 0	1, 5 0 0

を

条 例

	学習室 2	400	500	900	700	1,600
	図書室	400	500	900	600	1,500

「

味方	集会室	700	900	1,600	1,100	2,700
----	-----	-----	-----	-------	-------	-------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第11号

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年綾部市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書、同項第1号及び同項第2号中「法第19条第1項」を「法第19条」に改め、同項第3号中「法第19条第1項」を「法第19条」に、「同項」を「同条」に改める。

第6条第2項中「法第19条第1項」を「法第19条」に、同条第3項中「法第19条第1項」を「法第19条」に、「同項」を「同条」に改める。

第7条第2項、第8条、第13条第4項第3号ア（ア）、同号ア（イ）、同号イ（ア）及び同号イ（イ）中「法第19条第1項」を「法第19条」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「法第19条第1項」を「法第19条」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「法第19条第1項」を「法第19条」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「同項」を「同条」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項」を「同条」に改める。

第36条第1項中「法第19条第1項」を「法第19条」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項」を「同条」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項」を「法第19条」に、「同項」を「同条」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「法第19条第1項」を「法第19条」に改める。

第51条第1項及び同条第2項中「法第19条第1項」を「法第19条」に改め、同条第3項中「法第19条第1項」を「法第19条」に、「対象となる第19条第1項」を「対象となる法第19条」に改める。

第52条第1項中「法第19条第1項」を「法第19条」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「同項」を「同条」に、法第19条第

1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項」を「法第19条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 2 号

綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年綾部市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第 7 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わな

ければならない。

第10条中「するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 3 号

綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年綾部市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 6 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 1 2 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続

計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 4 号

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例

綾部市国民健康保険条例（昭和 3 4 年綾部市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「4 0 万 8 千円」を「4 8 万 8 千円」に改める。

第 1 5 条の 6 の 1 0 中「2 0 万円」を「2 2 万円」に改める。

第 1 9 条第 1 項第 2 号中「2 8 万円 5 千円」を「2 9 万円」に改め、同項第 3 号中「5 2 万円」を「5 3 万 5 千円」に改め、同条第 3 項中「2 0 万円」を「2 2 万円」に改める。

第 2 5 条の 3 第 2 項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第 1 9 条第 3 項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 6 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第 1 5 条の 6 の 1 0 及び第 1 9 条の規定は、令和 5 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 4 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

綾部市農業集落等集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 5 号

綾部市農業集落等集会施設の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市農業集落等集会施設の設置及び管理に関する条例（平成 3 年綾部市条例第 4 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

綾部市過疎地域振興対策施設 中上林村おこし研修館

綾部市八津合町古城山 1 番地の 3

を

」

削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 6 号

綾部市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和 5 4 年綾部市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（休団）

第 4 条の 2 団員は長期間消防団活動を行うことができない場合は、3 年間を超えない範囲内で、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。ただし、特段の事情がある場合には、休団の期間を延長することができる。

2 団員が休団しようとするときは、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出て許可を受けなければならない。

3 休団中の団員が復帰しようとする場合の手続は、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「休団しようとするとき」とあるのは「復帰しようとするとき」に読み替えるものとする。

4 休団中の団員が復帰したときの当該団員の階級は、別途協議するものとする。

5 休団中の団員については、第 8 条、第 1 5 条及び第 1 6 条の規定は適用しない。

6 休団期間は、綾部市非常勤消防団員退職報償金支給条例（昭和 3 9 年綾部市条例第 1 5 号）第 4 条の 2 の規定を適用し、勤務年数に算入しないものとする。

第 5 条第 2 項第 1 号中「前条」を「第 4 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 7 号

綾部市議会基本条例の一部を改正する条例

綾部市議会基本条例（平成 2 2 年綾部市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項中「綾部市個人情報保護条例（平成 1 5 年綾部市条例第 3 1 号）に準じるものとする」を「綾部市議会個人情報保護条例（令和 5 年綾部市条例第 2 号）の定めるところによる」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第18号

綾部市市税条例の一部を改正する条例

綾部市市税条例（昭和37年綾部市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第37条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第39条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第40条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第86条第1項及び第5項並びに第89条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第9条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第11条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第11条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項を削る。

附則第11条の3第9項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第11条の4第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第20条の2を削る。

附則第20条の2の2第2項及び第3項中「3輪」を「三輪」に改め、同条を附則第20条の2とする。

附則第20条の6第3項を削る。

附則第21条第1項中「3輪」を「三輪」に、「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「3輪」を「三輪」に、「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車」が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3, 900円」とあるのは「2, 000円」と、同号ア（ウ）a中「6, 900円」とあるのは「3, 500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車」が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3, 900円」とあるのは「3, 000円」と、同号ア（ウ）a中「6, 900円」とあるのは「5, 200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第21条の2第1項中「、3輪」を「、三輪」に、「第8項」を「第4項」に、「を受ける3輪」を「を受ける三輪」に改め、同条第2項中「3輪」を「三輪」に改める。

附則第22条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の綾部市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同

条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の綾部市市税条例附則第20条の2及び第20条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第21条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

規 則

綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 号

綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（令和 4 年綾部市規則第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 のイの表の改正規定を次のように改める。

別表第 3 のイの表を次のように改める。

イ 教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給	
	2 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
1 0	2	1
1 1	3	1
1 2	4	1
1 3	5	1
1 4	6	1
1 5	7	1
1 6	8	1
1 7	9	1
1 8	1 0	1
1 9	1 1	1

規 則

2 0	1 2	1
2 1	1 3	1
2 2	1 4	1
2 3	1 5	1
2 4	1 6	1
2 5	1 7	1
2 6	1 8	1
2 7	1 9	1
2 8	2 0	1
2 9	2 1	1
3 0	2 2	1
3 1	2 3	1
3 2	2 4	1
3 3	2 5	1
3 4	2 6	1
3 5	2 7	1
3 6	2 8	1
3 7	2 9	1
3 8	3 0	1
3 9	3 1	1
4 0	3 2	1
4 1	3 3	1
4 2	3 4	1
4 3	3 5	1
4 4	3 6	1
4 5	3 7	1
4 6	3 8	2
4 7	3 9	3
4 8	4 0	4
4 9	4 1	5
5 0	4 1	6
5 1	4 1	7
5 2	4 2	8
5 3	4 2	9
5 4	4 2	1 0
5 5	4 3	1 1
5 6	4 3	1 2
5 7	4 3	1 3

規 則

5 8	4 4	1 4
5 9	4 4	1 5
6 0	4 4	1 6
6 1	4 5	1 7
6 2	4 5	1 8
6 3	4 6	1 9
6 4	4 6	2 0
6 5	4 7	2 1
6 6	4 7	2 2
6 7	4 8	2 3
6 8	4 8	2 4
6 9	4 9	2 5
7 0	4 9	2 6
7 1	5 0	2 7
7 2	5 0	2 8
7 3	5 1	2 9
7 4	5 1	3 0
7 5	5 2	3 1
7 6	5 2	3 2
7 7	5 3	3 3
7 8	5 3	3 4
7 9	5 4	3 5
8 0	5 4	3 6
8 1	5 5	3 7
8 2	5 5	3 8
8 3	5 6	3 9
8 4	5 6	4 0
8 5	5 7	4 1
8 6	5 8	4 2
8 7	5 9	4 3
8 8	6 0	4 4
8 9	6 1	4 5
9 0	6 1	4 6
9 1	6 1	4 7
9 2	6 2	4 8
9 3	6 2	4 9
9 4	6 2	5 0

規 則

9 5	6 3	5 1
9 6	6 3	5 2
9 7	6 3	5 3
9 8	6 4	5 4
9 9	6 4	5 5
1 0 0	6 4	5 6
1 0 1	6 5	5 7
1 0 2	6 5	5 8
1 0 3	6 5	5 9
1 0 4	6 5	6 0
1 0 5	6 5	6 1
1 0 6	6 5	6 2
1 0 7	6 5	6 3
1 0 8	6 6	6 4
1 0 9	6 6	6 5
1 1 0	6 6	6 6
1 1 1	6 6	6 7
1 1 2	6 6	6 8
1 1 3	6 6	6 9
1 1 4	6 6	6 9
1 1 5	6 7	7 0
1 1 6	6 7	7 0
1 1 7	6 7	7 1
1 1 8	6 7	7 1
1 1 9	6 7	7 2
1 2 0	6 7	7 2
1 2 1	6 7	7 3
1 2 2	6 8	7 3
1 2 3	6 8	7 4
1 2 4	6 8	7 4
1 2 5	6 8	7 5
1 2 6		7 5
1 2 7		7 6
1 2 8		7 6
1 2 9		7 7
1 3 0		7 7
1 3 1		7 8
1 3 2		7 8

規 則

1 3 3		7 8
1 3 4		7 8
1 3 5		7 9
1 3 6		7 9
1 3 7		7 9
1 3 8		7 9
1 3 9		8 0
1 4 0		8 0
1 4 1		8 0
1 4 2		8 0
1 4 3		8 0
1 4 4		8 0
1 4 5		8 0
1 4 6		8 0
1 4 7		8 0
1 4 8		8 0
1 4 9		8 0
1 5 0		8 0
1 5 1		8 0
1 5 2		8 0
1 5 3		8 0
1 5 4		8 1
1 5 5		8 1
1 5 6		8 1
1 5 7		8 1

別表第3の次に1表を加える改正規定を次のように改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第3の2

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3 3	1 7	1 7	9	9	1 3
2	3 3	1 8	1 8	1 0	1 0	1 4
3	3 3	1 9	1 9	1 1	1 1	1 5
4	3 4	2 0	2 0	1 2	1 2	1 6
5	3 5	2 1	2 1	1 3	1 3	1 7
6	3 6	2 2	2 2	1 4	1 4	1 8

規 則

7	3 7	2 3	2 3	1 5	1 5	1 9
8	3 9	2 4	2 4	1 6	1 6	2 0
9	4 0	2 5	2 5	1 7	1 7	2 1
1 0	4 2	2 6	2 6	1 8	1 8	2 2
1 1	4 3	2 7	2 7	1 9	1 9	2 3
1 2	4 4	2 8	2 8	2 0	2 0	2 4
1 3	4 5	2 9	2 9	2 1	2 1	2 5
1 4	4 6	3 0	3 0	2 2	2 2	2 6
1 5	4 7	3 1	3 1	2 3	2 3	2 7
1 6	4 8	3 2	3 2	2 4	2 4	2 8
1 7	4 9	3 3	3 3	2 5	2 5	2 9
1 8	5 0	3 4	3 4	2 6	2 6	3 0
1 9	5 1	3 5	3 5	2 7	2 7	3 1
2 0	5 2	3 6	3 6	2 8	2 8	3 2
2 1	5 3	3 7	3 7	2 9	2 9	3 4
2 2	5 4	3 8	3 8	3 0	3 0	3 6
2 3	5 5	3 9	3 9	3 1	3 1	3 8
2 4	5 6	4 0	4 0	3 2	3 2	4 0
2 5	5 9	4 1	4 1	3 3	3 3	4 2
2 6	6 2	4 2	4 2	3 4	3 4	4 4
2 7	6 5	4 3	4 3	3 5	3 5	4 6
2 8	6 8	4 4	4 4	3 6	3 6	4 8
2 9	7 0	4 5	4 5	3 7	3 7	5 2
3 0	7 2	4 6	4 6	3 8	3 8	5 6
3 1	7 4	4 7	4 7	3 9	3 9	6 7
3 2	7 6	4 8	4 8	4 0	4 0	8 0
3 3	7 8	4 9	4 9	4 1	4 1	8 2
3 4	8 0	5 0	5 0	4 2	4 2	8 4
3 5	8 2	5 1	5 1	4 3	4 3	8 5
3 6	8 4	5 2	5 2	4 4	4 4	8 5
3 7	8 6	5 3	5 3	4 5	4 5	8 5
3 8	8 8	5 4	5 4	4 6	4 6	8 5
3 9	9 0	5 5	5 5	4 7	4 7	8 5
4 0	9 2	5 6	5 6	4 8	4 8	8 5
4 1	9 3	5 8	5 7	4 9	5 0	8 5
4 2	9 3	6 0	5 8	5 0	5 2	8 5
4 3	9 3	6 2	5 9	5 1	5 4	8 5
4 4	9 3	6 4	6 0	5 2	5 6	8 5

規 則

4 5	9 3	6 6	6 3	5 3	5 8	8 5
4 6	9 3	6 8	6 6	5 4	6 0	8 5
4 7	9 3	7 0	6 9	5 5	6 2	8 5
4 8	9 3	7 2	7 2	5 6	6 4	8 5
4 9	9 3	7 6	7 5	5 7	6 6	8 5
5 0	9 3	8 0	7 8	5 8	7 6	8 5
5 1	9 3	8 4	8 1	5 9	8 8	8 5
5 2	9 3	8 8	8 4	6 0	9 2	8 5
5 3	9 3	9 3	8 8	6 1	9 3	8 5
5 4	9 3	9 8	9 2	6 2	9 3	8 5
5 5	9 3	1 0 3	9 7	6 3	9 3	8 5
5 6	9 3	1 0 9	1 0 2	6 4	9 3	8 5
5 7	9 3	1 1 5	1 0 7	6 5	9 3	8 5
5 8	9 3	1 2 1	1 1 2	6 6	9 3	8 5
5 9	9 3	1 2 5	1 1 3	6 7	9 3	8 5
6 0	9 3	1 2 5	1 1 3	6 8	9 3	8 5
6 1	9 3	1 2 5	1 1 3	6 9	9 3	8 5
6 2	9 3	1 2 5	1 1 3	7 0	9 3	
6 3	9 3	1 2 5	1 1 3	7 1	9 3	
6 4	9 3	1 2 5	1 1 3	7 2	9 3	
6 5	9 3	1 2 5	1 1 3	7 3	9 3	
6 6	9 3	1 2 5	1 1 3	7 4	9 3	
6 7	9 3	1 2 5	1 1 3	7 5	9 3	
6 8	9 3	1 2 5	1 1 3	8 0	9 3	
6 9	9 3	1 2 5	1 1 3	8 5	9 3	
7 0	9 3	1 2 5	1 1 3	8 8	9 3	
7 1	9 3	1 2 5	1 1 3	8 9	9 3	
7 2	9 3	1 2 5	1 1 3	9 0	9 3	
7 3	9 3	1 2 5	1 1 3	9 1	9 3	
7 4	9 3	1 2 5	1 1 3	9 2	9 3	
7 5	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3	
7 6	9 3	1 2 5	1 1 3	9 4	9 3	
7 7	9 3	1 2 5	1 1 3	9 5	9 3	
7 8	9 3	1 2 5	1 1 3	9 6	9 3	
7 9	9 3	1 2 5	1 1 3	9 7	9 3	
8 0	9 3	1 2 5	1 1 3	9 8	9 3	
8 1	9 3	1 2 5	1 1 3	9 9	9 3	
8 2	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 0	9 3	

規 則

8 3	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1	9 3	
8 4	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1	9 3	
8 5	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1	9 3	
8 6	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1		
8 7	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1		
8 8	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1		
8 9	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1		
9 0	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1		
9 1	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1		
9 2	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1		
9 3	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1		
9 4	9 3	1 2 5	1 1 3			
9 5	9 3	1 2 5	1 1 3			
9 6	9 3	1 2 5	1 1 3			
9 7	9 3	1 2 5	1 1 3			
9 8	9 3	1 2 5	1 1 3			
9 9	9 3	1 2 5	1 1 3			
1 0 0	9 3	1 2 5	1 1 3			
1 0 1	9 3	1 2 5	1 1 3			
1 0 2	9 3	1 2 5				
1 0 3	9 3	1 2 5				
1 0 4	9 3	1 2 5				
1 0 5	9 3	1 2 5				
1 0 6	9 3	1 2 5				
1 0 7	9 3	1 2 5				
1 0 8	9 3	1 2 5				
1 0 9	9 3	1 2 5				
1 1 0	9 3	1 2 5				
1 1 1	9 3	1 2 5				
1 1 2	9 3	1 2 5				
1 1 3	9 3	1 2 5				
1 1 4	9 3					
1 1 5	9 3					
1 1 6	9 3					
1 1 7	9 3					
1 1 8	9 3					
1 1 9	9 3					
1 2 0	9 3					

規 則

1 2 1	9 3					
1 2 2	9 3					
1 2 3	9 3					
1 2 4	9 3					
1 2 5	9 3					

イ 教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給	
	1 級	2 級
1	9	4 5
2	1 0	4 6
3	1 0	4 7
4	1 1	4 8
5	1 2	4 9
6	1 3	5 0
7	1 4	5 1
8	1 5	5 2
9	1 6	5 3
1 0	1 7	5 4
1 1	1 8	5 5
1 2	1 9	5 6
1 3	2 0	5 7
1 4	2 1	5 8
1 5	2 3	5 9
1 6	2 4	6 0
1 7	2 5	6 1
1 8	2 6	6 2
1 9	2 7	6 3
2 0	2 8	6 4
2 1	2 9	6 5
2 2	3 0	6 6
2 3	3 1	6 7
2 4	3 2	6 8
2 5	3 3	6 9
2 6	3 4	7 0
2 7	3 5	7 1
2 8	3 6	7 2
2 9	3 7	7 3
3 0	3 8	7 4

規 則

3 1	3 9	7 5
3 2	4 0	7 6
3 3	4 1	7 7
3 4	4 2	7 8
3 5	4 3	7 9
3 6	4 4	8 0
3 7	4 5	8 1
3 8	4 6	8 2
3 9	4 7	8 3
4 0	4 8	8 4
4 1	5 1	8 5
4 2	5 4	8 6
4 3	5 7	8 7
4 4	6 0	8 8
4 5	6 2	8 9
4 6	6 4	9 0
4 7	6 6	9 1
4 8	6 8	9 2
4 9	7 0	9 3
5 0	7 2	9 4
5 1	7 4	9 5
5 2	7 6	9 6
5 3	7 8	9 7
5 4	8 0	9 8
5 5	8 2	9 9
5 6	8 4	1 0 0
5 7	8 5	1 0 1
5 8	8 6	1 0 2
5 9	8 7	1 0 3
6 0	8 8	1 0 4
6 1	9 1	1 0 5
6 2	9 4	1 0 6
6 3	9 7	1 0 7
6 4	1 0 0	1 0 8
6 5	1 0 7	1 0 9
6 6	1 1 4	1 1 0
6 7	1 2 1	1 1 1
6 8	1 2 5	1 1 2

規 則

6 9	1 2 5	1 1 4
7 0	1 2 5	1 1 6
7 1	1 2 5	1 1 8
7 2	1 2 5	1 2 0
7 3	1 2 5	1 2 2
7 4	1 2 5	1 2 4
7 5	1 2 5	1 2 6
7 6	1 2 5	1 2 8
7 7	1 2 5	1 3 0
7 8	1 2 5	1 3 4
7 9	1 2 5	1 3 8
8 0	1 2 5	1 5 3
8 1	1 2 5	1 5 7
8 2	1 2 5	1 5 7
8 3	1 2 5	1 5 7
8 4	1 2 5	1 5 7
8 5	1 2 5	1 5 7
8 6	1 2 5	1 5 7
8 7	1 2 5	1 5 7
8 8	1 2 5	1 5 7
8 9	1 2 5	1 5 7
9 0	1 2 5	1 5 7
9 1	1 2 5	1 5 7
9 2	1 2 5	1 5 7
9 3	1 2 5	1 5 7
9 4	1 2 5	
9 5	1 2 5	
9 6	1 2 5	
9 7	1 2 5	
9 8	1 2 5	
9 9	1 2 5	
1 0 0	1 2 5	
1 0 1	1 2 5	
1 0 2	1 2 5	
1 0 3	1 2 5	
1 0 4	1 2 5	
1 0 5	1 2 5	
1 0 6	1 2 5	

規 則

1 0 7	1 2 5	
1 0 8	1 2 5	
1 0 9	1 2 5	
1 1 0	1 2 5	
1 1 1	1 2 5	
1 1 2	1 2 5	
1 1 3	1 2 5	
1 1 4	1 2 5	
1 1 5	1 2 5	
1 1 6	1 2 5	
1 1 7	1 2 5	
1 1 8	1 2 5	
1 1 9	1 2 5	
1 2 0	1 2 5	
1 2 1	1 2 5	
1 2 2	1 2 5	
1 2 3	1 2 5	
1 2 4	1 2 5	
1 2 5	1 2 5	
1 2 6	1 2 5	
1 2 7	1 2 5	
1 2 8	1 2 5	
1 2 9	1 2 5	
1 3 0	1 2 5	
1 3 1	1 2 5	
1 3 2	1 2 5	
1 3 3	1 2 5	
1 3 4	1 2 5	
1 3 5	1 2 5	
1 3 6	1 2 5	
1 3 7	1 2 5	
1 3 8	1 2 5	
1 3 9	1 2 5	
1 4 0	1 2 5	
1 4 1	1 2 5	
1 4 2	1 2 5	
1 4 3	1 2 5	
1 4 4	1 2 5	

規 則

1 4 5	1 2 5	
1 4 6	1 2 5	
1 4 7	1 2 5	
1 4 8	1 2 5	
1 4 9	1 2 5	
1 5 0	1 2 5	
1 5 1	1 2 5	
1 5 2	1 2 5	
1 5 3	1 2 5	
1 5 4	1 2 5	
1 5 5	1 2 5	
1 5 6	1 2 5	
1 5 7	1 2 5	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 号

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 5 6 年綾部市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 項第 5 号中「皮膚かいよう」を「皮膚潰瘍」に改め、同表第 3 項第 3 号中「さく岩機」を「削岩機」に改め、同表第 4 項第 3 号中「うるし」を「漆」に改め、同表第 7 項第 1 号から第 4 号までの規定中「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同項第 8 号中「中皮しゅ」を「中皮腫」に改め、同項第 1 0 号中「肝血管肉しゅ」を「肝血管肉腫」に改め、同項第 1 6 号中「（1 5）」を「（1 6）」に改め、同号を第 1 7 号とし、同項第 1 5 号を第 1 6 号とし、同項第 1 4 号中「骨肉しゅ、甲状腺せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ」を「骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫」に改め、同号を第 1 5 号とし、同項中第 1 1 号から第 1 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 0 号の次に次の 1 号を加える。

（1 1）三・三' ジクロロー四・四' ージアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市行政不服審査会条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月27日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第3号

綾部市行政不服審査会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、綾部市行政不服審査会条例（平成28年綾部市条例第1号）の規定に基づき、綾部市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(主張書面等の提出期限の通知等)

第2条 審査会は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第3項において準用する法第74条又は第76条に規定する主張書面又は資料（以下「主張書面等」という。）を提出すべき相当の期間を定めることができる。

2 第1項の規定により主張書面等を提出すべき相当の期間を定めたときは、書面により、審査関係人に通知する。

(提出資料の閲覧等)

第3条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項による閲覧又は資料の写し等の交付の求めは、主張書面等閲覧等請求書（様式第1号）を審査会に提出することにより行うことができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことはできない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定により交付しようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提供人の意見を書面により聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付を実施する旨の通知を書面により通知する。

4 第1項の規定による閲覧又は写しの交付は、審査会が指定する日時及び場所において行うものとする。

(口頭意見陳述)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求人に対し、口頭意見陳述を行う意思の有無を確認する。

2 法第81条第3項において準用する法第75条第1項の規定による口頭意見陳述の申立ては、口頭意見陳述申立書（様式第2号）により行うものとする。

規 則

- 3 口頭意見陳述の申立てがされた場合は、当該口頭意見陳述を行うか否かを決定し、当該申立書を提出した審査請求人に書面により通知する。
- 4 口頭意見陳述において、審査会会長は、口頭意見申立てをする者の陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合は、これを制限することができる。
- 5 前項に規定する場合のほか、口頭意見陳述の手続を妨害し、又はその秩序を乱すものに対し退場を命ずる等の適当な措置を取ることができる。

(写しの交付に要する費用)

第5条 第3条第1項の規定による写しの交付に要する費用は、綾部市情報公開条例施行規則（平成12年綾部市規則第34号）第7条の規定を準用する。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第6条 前条に規定する費用の納付は、現金により納付する方法とする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審査会において別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

主張書面等閲覧等請求書

年 月 日

綾部市行政不服審査会 様

住 所

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

綾部市行政不服審査会条例施行規則第 3 条第 1 項の規定に基づき次のとおり、下記 1 の審査請求に係る諮問に関して行政不服審査会に提出された下記 2 の主張書面等について、下記 3 のとおり閲覧等を求めます。

記

1 審査請求に係る諮問内容

- ・ 諮問内容（不明な場合は審査請求に係る処分又は不作為の名称）

2 求める主張書面等の名称等

3 求める閲覧及び交付の方法等

閲覧

写し等の交付

・ 複写の方法 両面 片面

・ 交付の方法 窓口 郵送

様式第 2 号（第 4 条関係）

口頭意見陳述申立書

年 月 日

綾部市行政不服審査会 様

住 所

氏 名

電話番号

下記 1 の審査請求に係る諮問事件について、行政不服審査法第 7 5 条第 1 項の規定に基づき、下記 2 及び 3 のとおり口頭意見陳述を申し立てます。

記

1 審査請求に係る諮問事件の名称

2 口頭意見陳述を希望する日

①

②

③

※希望する日以外で日程調整させていただく場合がありますので、ご承知ください。

3 行政不服審査法第 7 5 条第 2 項の規定に基づく補佐人の同伴の許可申請

(1) 補佐人の同伴を必要とする理由

(2) 補佐人の住所、氏名及び職業

(住所)

(氏名)

(職業)

(記入の際の留意事項)

ア 法人その他の団体にあつては、住所・氏名欄に、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

イ 2 の「日時」には、開催予定日の中から希望する日時を複数記入してください。

ウ 3 は、審査請求人又は参加人が、補佐人の同伴を希望する場合に記入してください。

綾部市個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 号

綾部市個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号。以下「令」という。）及び綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年綾部市条例第 2 号。以下「条例」という。）を施行するために必要な事項を定めるものとする。

(写しの交付に要する費用)

第 2 条 条例第 4 条第 2 項の規定による写しの交付に要する費用は、綾部市情報公開条例施行規則（平成 1 2 年綾部市規則第 3 4 号）第 7 条の規定を準用する。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第 3 条 令第 2 8 条第 4 項の規則で定める方法は、現金に写しの交付時に発行する納付書を添えて納付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(個人情報取扱事務の登録)

第 4 条 実施機関は、法第 7 5 条に規定する個人情報ファイル簿を作成するにあたり、個人情報を取扱う事務が生じた場合又はこれを変更する場合には、個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

規 則

綾部市個人情報保護に関する文書の様式を定める規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 5 号

綾部市個人情報保護に関する文書の様式を定める規則

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 2 8 年個人情報保護委員会規則第 3 号）の施行のために必要な文書の様式は、次の表に掲げるところによるものとする。

区分	様式名	根拠規定
1	保有個人情報開示請求書（様式第 1 号）	法第 7 7 条第 1 項
2	保有個人情報開示決定通知書（様式第 2 号）	法第 8 2 条第 1 項
3	保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第 3 号）	法第 8 7 条第 3 項
4	保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（様式第 4 号）	法第 8 2 条第 2 項
5	保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第 5 号）	法第 8 3 条第 2 項
6	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第 6 号）	法第 8 4 条
7	保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第 7 号）	法第 8 6 条
8	開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（様式第 8 号）	法第 8 6 条第 3 項
9	保有個人情報訂正請求書（様式第 9 号）	法第 9 1 条第 1 項
1 0	保有個人情報訂正決定通知書（様式第 1 0 号）	法第 9 3 条第 1 項
1 1	保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（様式第 1 1 号）	法第 9 3 条第 2 項
1 2	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第 1 2 号）	法第 9 4 条第 2 項
1 3	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第 1 3 号）	法第 9 5 条
1 4	保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第 1 4 号）	法第 9 7 条
1 5	保有個人情報利用停止請求書（様式第 1 5 号）	法第 9 9 条第 1 項
1 6	保有個人情報利用停止決定通知書（様式第 1 6 号）	法第 1 0 1 条第 1 項
1 7	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（様式第 1 7 号）	法第 1 0 1 条第 2 項
1 8	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第 1 8 号）	法第 1 0 2 条第 2 項

19	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第19号）	法第103条
----	--------------------------------	--------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号

保有個人情報開示請求書

年 月 日

綾部市長 様

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL

()

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 77 条第 1 項の規定により、
下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施方法等

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧 写しの交付

その他 ()

<実施の希望日> 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

様式第 2 号

第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定通知書

様

綾部市長

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 82 条第 1 項の規定により、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、綾部市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

（1）開示の実施の方法等

（2）事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：

場所：

（3）担当課等

（4）写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>

綾部市

（担当者名）

電 話：

F A X：

e-mail：

様式第 3 号

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

綾部市長 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____

TEL _____

() _____

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 87 条第 3 項の規定により、
下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	実 施 の 方 法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

様式第 4 号

第 号
年 月 日

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

様

綾部市長

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 82 条第 2 項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、綾部市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>
綾部市
（担当者名）
電 話：
F A X：
e-mail：

様式第 5 号

第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

様

綾部市長

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 83 条第 2 項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

< 本件連絡先 >

綾部市

（担当者名）

電 話 :

F A X :

e-mail :

様式第 6 号

第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

様

綾部市長

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 84 条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 84 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

< 本件連絡先 >

綾部市

（担当者名）

電 話：

F A X：

e-mail：

様式第 7 号

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

綾部市長 様

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 86 条第 2 項により照会のありました保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示に関しての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連 絡 先	

様式第 8 号

第 号
年 月 日

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

様

綾部市長 印

から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 86 条第 3 項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、綾部市長を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>
綾部市
(担当者名)
電 話 :
F A X :
e-mail :

様式第 9 号

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

綾部市長 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____) _____

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定により、
下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____、日付： _____ 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

様式第 1 0 号

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定通知書

様

綾部市長

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、綾部市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

綾部市
(担当者名)
電 話 :
F A X :
e-mail :

様式第 1 1 号

第 号
年 月 日

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

様

綾部市長

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 3 条第 2 項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正をしないことと した理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、綾部市長を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

綾部市
（担当者名）
電 話：
F A X：
e-mail：

様式第 1 2 号

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

様

綾部市長

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

< 本件連絡先 >

綾部市

（担当者名）

電 話：

F A X：

e-mail：

様式第 1 3 号

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

様

綾部市長

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 5 条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
法第 9 5 条の規定 （訂正決定等の期限 の特例）を適用する 理由	
訂正決定等 をする期限	年 月 日

< 本件連絡先 >

綾部市

（担当者名）

電 話 :

F A X :

e-mail :

様式第 1 4 号

第 号
年 月 日

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

様

綾部市長

印

に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 2 条の規定により訂正を実施しましたので、同法第 9 7 条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定 するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

< 本件連絡先 >

綾部市
(担当者名)
電 話 :
F A X :
e-mail :

様式第 15 号

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

綾部市長 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 99 条第 1 項の規定により、
下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の開示 を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を 受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____、日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 _____
利用停止請求の趣旨 及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第 1 号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第 2 号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

ア 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人

任意代理人委任者

（ふりがな）

イ 本人の氏名 _____

ウ 本人の住所又は居所 _____

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他（ ）

様式第 16 号

第 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定通知書

様

綾部市長

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の 名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、綾部市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

綾部市
(担当者名)
電 話：
F A X：
e-mail：

様式第 17 号

第 号
年 月 日

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

様

綾部市長

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の 名称等	
利用停止をしない こととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、綾部市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

綾部市
（担当者名）
電 話：
F A X：
e-mail：

様式第 1 8 号

第 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

様

綾部市長

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

< 本件連絡先 >

綾部市
(担当者名)

電 話 :

F A X :

e-mail :

様式第 19 号

第 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

様

綾部市長

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 103 条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有 個人情報の名称等	
法第 103 条の規定（利用 停止決定等の期限の特例） を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

< 本件連絡先 >

綾部市

（担当者名）

電 話：

F A X：

e-mail：

綾部市一般職職員の給与に関する条例附則第14項、第16項又は第17項の規定に基づく規則をここに公布する。

令和5年3月27日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第6号

綾部市一般職職員の給与に関する条例附則第14項、第16項又は第17項の規定に基づく規則

(趣旨)

第1条 この規則は、綾部市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年綾部市条例第6号。以下「給与条例」という。)附則第14項、第16項又は第17項の規定により規則で定める事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、特段の定めがある場合のほか、給与条例及び綾部市職員の定年等に関する条例(昭和59年綾部市条例第6号。以下「定年条例」という。)の例による。

(給与条例附則第14項の規則で定める職員)

第3条 給与条例附則第14項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員で当該延長された異動期間後に降任等された職員(以下「特例任用後降任等職員」という。)を除く。)のうち、次に掲げる職員
ア 異動日(給与条例附則第14項に規定する異動日をいう。以下同じ。)以後に初任給基準異動(給与条例第3条第1項に規定する給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和33年綾部市規則第13号)別表第1に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。)をした職員
イ 異動日から特定日(給与条例附則第12項に規定する特定日をいう。以下同じ。)までの間に降格又は降号をした職員
ウ 異動日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員
- (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた職員

(給与条例附則第16項の規定による給料の支給)

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第12項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第1号又は第3号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第2項の規定の適用を受ける職員を除く。))を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表の適用を異にする異動又は同一の給料表の適用であつて初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員(第3号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合(給料表異動等が2回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
 - (2) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員(第3号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
 - (3) 異動日以後にその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員 市長の定める額
 - (4) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額(給与条例附則第15項に規定する当該職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額をいう。以下同じ。)を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する職員であつて同項第4号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条

基礎給料月額、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第4号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

第5条 特例任用後降任等職員であつて、定年条例第9条第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日（以下「延長がなかった場合の異動期間の末日」をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第12項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であつて、延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第12項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号又は第3号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。

(1) 延長がなかった場合の異動期間の末日以後に給料表異動等をした職員（第3号に掲げる職員を除く。） 延長がなかった場合の異動期間の末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給

料表異動等が2回以上あった場合にあっては、延長がなかった場合の異動期間の末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これらの場合において、延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

- (2) 延長がなかった場合の異動期間の末日から異動日までの間に降格(本人の同意に基づく降格に該当するものを除く。以下この号において同じ。)又は降号をした職員(第3号に掲げる職員を除く。)異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
 - (3) 延長がなかった場合の異動期間の末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員 市長の定める額
 - (4) 延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
 - 3 第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する職員であって、同項第4号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号又は第2号に規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
 - 4 第1項第1号から第4号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第16項の規定による給料として支給する。
(給与条例附則第17項の規定による給料の支給)

第7条 法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表の適用を異にする異動（以下この条及び次条において「給料表異動」という。）のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のもの（以下「降任等相当給料表異動」という。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員（以下「第1項特例任用職員」という。）又は定年条例第9条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員（以下「第3項特例任用職員」という。）から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。）であって、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第12項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第12項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

(2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

(3) 降任等相当転任日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員

第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第12項の規定

により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（延長がなかった場合の異動期間の末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第12項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。
 - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - (2) 延長がなかった場合の異動期間の末日から降任等相当転任日までの間に降格（本人の同意に基づく降格に該当するものを除く。）又は降号をした職員
 - (3) 延長がなかった場合の異動期間の末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員

第9条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、延長がなかった場合の異動期間の末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（本人の同意に基づく降格の規定によるものに限る。）をされた職員、給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であって、延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる

職員を除く。)のうち、特例任用期間降格等職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)に給与条例附則第12項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「降格等相当日給料月額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
 - (2) 延長がなかった場合の異動期間の末日以後に給料表異動(当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。)をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(延長がなかった場合の異動期間の末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 特例任用期間降格等職員であって、延長がなかった場合の異動期間の末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第12項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、その定める日から法第28条の2第1項に規定

規 則

する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、市長の定める額を、給与条例附則第17項の規定による給料として支給する。

- (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第5条に規定する昇格をした職員
- (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員
- (3) 延長がなかった場合の異動期間の末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（本人の同意に基づく降格に該当するものを除く。）又は降号をした職員
- (4) 延長がなかった場合の異動期間の末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

綾部市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 7 号

綾部市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市情報公開条例施行規則（平成 1 2 年綾部市規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 1 4 条」を「第 1 5 条」に改める。

第 6 条中「第 1 4 条」を「第 1 5 条」に、「第 1 9 条」を「第 2 0 条」に改める。

第 7 条第 1 項中「第 1 5 条」を「第 1 6 条」に、同条第 3 項中「第 1 9 条」を「第 2 0 条」に改める。

別表を次のとおり改める。

別表（第 7 条関係）

区分		金額
公文書の写しの作成	(1) 複写機により用紙に複写したもの	1 枚につき 1 0 円（用紙の両面に複写した場合は 1 枚につき 2 0 円、A 2 判については 4 0 円）
	(2) 複写機により用紙にカラーで複写したもの	1 枚につき 2 0 円
	(3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を CD-R に複写したもの	CD-R 1 枚につき 1 0 0 円
	(4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を DVD-R に複写したもの	DVD-R 1 枚につき 1 2 0 円
公文書の写しの送付		現に要する費用

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市水源の里条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 8 号

綾部市水源の里条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市水源の里条例施行規則（平成 2 4 年綾部市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 9 号

綾部市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の
一部を改正する規則

綾部市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 2 0 年綾部市規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 8 号及び様式第 1 5 号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第10号

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成23年綾部市規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊥」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市U I ターン者住宅取得等資金の融資あっせんに関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和5年3月27日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第11号

綾部市U I ターン者住宅取得等資金の融資あっせんに関する規則の一部を
改正する規則

綾部市U I ターン者住宅取得等資金の融資あっせんに関する規則（平成23年綾部市規
則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

あやべハートセンターの管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 2 号

あやべハートセンターの管理及び運営規則の一部を改正する規則

あやべハートセンターの管理及び運営規則（平成 1 5 年綾部市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市一般職職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 3 号

綾部市一般職職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則

綾部市一般職職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則（平成 1 1 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 4 号

綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の
一部を改正する規則

綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 3 3 年綾部市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 のアの表を次のように改める。

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
1 0	1	1	1	2	2	1
1 1	1	1	1	3	3	1
1 2	1	1	1	4	4	1
1 3	1	1	1	5	5	1
1 4	1	1	1	6	6	2
1 5	1	1	1	7	7	3
1 6	1	1	1	8	8	4
1 7	1	1	1	9	9	5
1 8	1	2	2	1 0	1 0	6
1 9	1	3	3	1 1	1 1	7
2 0	1	4	4	1 2	1 2	8

規 則

2 1	1	5	5	1 3	1 3	9
2 2	1	6	6	1 4	1 4	1 0
2 3	1	7	7	1 5	1 5	1 1
2 4	1	8	8	1 6	1 6	1 2
2 5	1	9	9	1 7	1 7	1 3
2 6	1	1 0	1 0	1 8	1 8	1 4
2 7	1	1 1	1 1	1 9	1 9	1 5
2 8	1	1 2	1 2	2 0	2 0	1 6
2 9	1	1 3	1 3	2 1	2 1	1 7
3 0	1	1 4	1 4	2 2	2 2	1 8
3 1	1	1 5	1 5	2 3	2 3	1 9
3 2	1	1 6	1 6	2 4	2 4	2 0
3 3	1	1 7	1 7	2 5	2 5	2 1
3 4	2	1 8	1 8	2 6	2 6	2 1
3 5	3	1 9	1 9	2 7	2 7	2 2
3 6	4	2 0	2 0	2 8	2 8	2 2
3 7	5	2 1	2 1	2 9	2 9	2 3
3 8	6	2 2	2 2	3 0	3 0	2 3
3 9	7	2 3	2 3	3 1	3 1	2 4
4 0	8	2 4	2 4	3 2	3 2	2 4
4 1	9	2 5	2 5	3 3	3 3	2 5
4 2	1 0	2 6	2 6	3 4	3 4	2 5
4 3	1 1	2 7	2 7	3 5	3 5	2 6
4 4	1 2	2 8	2 8	3 6	3 6	2 6
4 5	1 3	2 9	2 9	3 7	3 7	2 7
4 6	1 4	3 0	3 0	3 8	3 8	2 7
4 7	1 5	3 1	3 1	3 9	3 9	2 8
4 8	1 6	3 2	3 2	4 0	4 0	2 8
4 9	1 7	3 3	3 3	4 1	4 1	2 9
5 0	1 8	3 4	3 4	4 2	4 1	2 9
5 1	1 9	3 5	3 5	4 3	4 2	2 9
5 2	2 0	3 6	3 6	4 4	4 2	2 9
5 3	2 1	3 7	3 7	4 5	4 3	3 0
5 4	2 2	3 8	3 8	4 6	4 3	3 0
5 5	2 3	3 9	3 9	4 7	4 4	3 0
5 6	2 4	4 0	4 0	4 8	4 4	3 0
5 7	2 5	4 1	4 1	4 9	4 5	3 1
5 8	2 5	4 1	4 2	5 0	4 5	3 1

規 則

5 9	2 5	4 2	4 3	5 1	4 6	3 1
6 0	2 6	4 2	4 4	5 2	4 6	3 1
6 1	2 6	4 3	4 5	5 3	4 7	3 1
6 2	2 6	4 3	4 5	5 4	4 7	3 1
6 3	2 7	4 4	4 5	5 5	4 8	3 1
6 4	2 7	4 4	4 6	5 6	4 8	3 1
6 5	2 7	4 5	4 6	5 7	4 9	3 1
6 6	2 8	4 5	4 6	5 8	4 9	3 1
6 7	2 8	4 6	4 7	5 9	5 0	3 1
6 8	2 8	4 6	4 7	6 0	5 0	3 2
6 9	2 9	4 7	4 7	6 1	5 0	3 2
7 0	2 9	4 7	4 8	6 2	5 0	3 2
7 1	3 0	4 8	4 8	6 3	5 0	3 2
7 2	3 0	4 8	4 8	6 4	5 0	3 2
7 3	3 1	4 9	4 9	6 5	5 0	3 2
7 4	3 1	4 9	4 9	6 6	5 0	3 2
7 5	3 2	4 9	4 9	6 7	5 0	3 2
7 6	3 2	4 9	5 0	6 8	5 0	3 2
7 7	3 3	5 0	5 0	6 8	5 1	3 2
7 8	3 3	5 0	5 0	6 8	5 1	3 2
7 9	3 4	5 0	5 1	6 8	5 1	3 2
8 0	3 4	5 0	5 1	6 8	5 1	3 2
8 1	3 5	5 1	5 1	6 9	5 1	3 3
8 2	3 5	5 1	5 2	6 9	5 1	3 3
8 3	3 6	5 1	5 2	6 9	5 1	3 4
8 4	3 6	5 1	5 2	6 9	5 1	3 4
8 5	3 7	5 2	5 3	6 9	5 1	3 5
8 6	3 7	5 2	5 3	7 0	5 1	
8 7	3 8	5 2	5 3	7 0	5 1	
8 8	3 8	5 2	5 3	7 0	5 1	
8 9	3 9	5 3	5 4	7 1	5 2	
9 0	3 9	5 3	5 4	7 2	5 2	
9 1	4 0	5 3	5 4	7 3	5 2	
9 2	4 0	5 3	5 4	7 4	5 2	
9 3	4 1	5 3	5 5	7 5	5 3	
9 4		5 4	5 5	7 6		
9 5		5 4	5 5	7 7		

規 則

9 6		5 4	5 5	7 8		
9 7		5 4	5 5	7 9		
9 8		5 4	5 6	8 0		
9 9		5 5	5 6	8 1		
1 0 0		5 5	5 6	8 2		
1 0 1		5 5	5 6	8 3		
1 0 2		5 5	5 6			
1 0 3		5 5	5 7			
1 0 4		5 6	5 7			
1 0 5		5 6	5 7			
1 0 6		5 6	5 7			
1 0 7		5 6	5 7			
1 0 8		5 6	5 8			
1 0 9		5 6	5 8			
1 1 0		5 7	5 8			
1 1 1		5 7	5 8			
1 1 2		5 7	5 8			
1 1 3		5 7	5 9			
1 1 4		5 7				
1 1 5		5 7				
1 1 6		5 8				
1 1 7		5 8				
1 1 8		5 8				
1 1 9		5 8				
1 2 0		5 8				
1 2 1		5 8				
1 2 2		5 9				
1 2 3		5 9				
1 2 4		5 9				
1 2 5		5 9				

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市一般職職員の住居手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 5 号

綾部市一般職職員の住居手当支給規則の一部を改正する規則

綾部市一般職職員の住居手当支給規則（昭和 4 6 年綾部市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市一般職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 6 号

綾部市一般職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

綾部市一般職員の単身赴任手当に関する規則（平成 2 年綾部市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

(裏面)

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄には、該当する理由の□にレ印を付し（新規の場合は理由の1のみにレ印を付する。）、理由の4に該当する場合は内容を（ ）内に記入する。
- 2 「届出の理由」欄中「2 異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に勤務か所を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3 転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 3 届出の理由の1以外に該当する場合は、「1 異動直前の居住状況等」は記入を要しない。
- 4 「1 異動直前の居住状況等」及び「2 現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となった勤務か所を異にする異動をいう。
- 5 異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「配偶者の住居から勤務か所までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 6 異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は、「異動直前の住居から通勤か所までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 7 「通勤（交通）方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、〇〇線等の別を記入する。
- 8 ※欄は記入しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市助産施設及び母子生活支援施設徴収金に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 7 号

綾部市助産施設及び母子生活支援施設徴収金に関する規則の
一部を改正する規則

綾部市助産施設及び母子生活支援施設徴収金に関する規則（平成 2 7 年綾部市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表備考 5 を次のように改める。

- 5 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額に B 階層にあっては、20%、C 階層にあっては、30%、D 階層のうち所得税の額が 8,400 円までの場合にあっては 50% をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

助産施設に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 8 号

助産施設に関する規則の一部を改正する規則

助産施設に関する規則（昭和 4 4 年綾部市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条ただし書中「4 0 8 , 0 0 0 円」を「4 8 8 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

規 則

綾部市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 9 号

綾部市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市介護保険条例施行規則（平成 1 2 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号の 2 中

「

生年月日		性 別	
------	--	--------	--

を

」

「

生年月日	
------	--

に

」

改める。

様式第 1 0 号中

「

生 年 月 日	性別
年 月 日	男・女

を

」

「

生 年 月 日
年 月 日

に

」

改める。

様式第 1 5 号中

「

生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
---------	-----------------	----------	-----------------

を

」

「

生年月日	年 月 日生
------	--------

に、
」

「

生年月日	性別

を
」

「

生年月日

に
」

改める。

様式第15号の3中

「

生年月日	年 月 日生	性別	
------	--------	----	--

を
」

「

生年月日	年 月 日生
------	--------

に
」

改める。

様式第16号中

「

生 年 月 日	年 月 日生	性 別	男 ・ 女
---------	--------	-----	-------

を
」

規 則

生 年 月 日	年 月 日生
---------	--------

に、

「

配 偶 者 に 関 す る 事 項	フリガナ		被保険者番号										
	氏 名		個 人 番 号										
			生 年 月 日	年 月 日生									
			性 別	男 ・ 女									
	住 所	〒	※ 上記住所と同じ場合は、記入不要です。 電話番号 () -										
本年1月1日現在の住所(現住所と異なる場合)	〒												
課 税 状 況	市町村民税 <input type="checkbox"/> 課税 ・ <input type="checkbox"/> 非課税												

を

「

配 偶 者 に 関 す る 事 項	フリガナ		被保険者番号										
	氏 名		個 人 番 号										
			生 年 月 日	年 月 日生									
			性 別	男 ・ 女									
	住 所	〒	※ 上記住所と同じ場合は、記入不要です。 電話番号 () -										
本年1月1日現在の住所(現住所と異なる場合)	〒												
課 税 状 況	市町村民税 <input type="checkbox"/> 課税 ・ <input type="checkbox"/> 非課税												

に

改める。

様式第17号中

「

生年月日	年 月 日	性別	
------	-------	----	--

を

」

「

生年月日	年 月 日
------	-------

に

」

改める。

様式第18号中

「

生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
------	-------	-----	-------

を

「

規 則

生年月日	年 月 日	に
------	-------	---

改める。

様式第19号中

「

生年月日	年 月 日	性別		を
------	-------	----	--	---

」

「

生年月日	年 月 日	に
------	-------	---

」

改める。

様式第24号中

「

生年月日	年 月 日	性別		を
------	-------	----	--	---

」

「

生年月日	年 月 日	に
------	-------	---

」

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

規 則

あやべ桜が丘団地に係る宅地分譲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 1 号

あやべ桜が丘団地に係る宅地分譲に関する規則の一部を改正する規則

あやべ桜が丘団地に係る宅地分譲に関する規則（平成 1 3 年綾部市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 2 号

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成 8 年綾部市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 5 年 5 月 7 日」に改める。

様式第 2 号中

「

該当被保険者 氏 名 生 年 月 日	男
	女
	年 月 日

を

」

「

該当被保険者 氏 名 生 年 月 日	
	年 月 日

に

」

改める。

様式第 3 号中

「

該当被保険者 氏 名 生 年 月 日	男
	女
	年 月 日

を

」

「

該当被保険者 氏 名 生 年 月 日	
	年 月 日

に

」

改める。

様式第 5 号中

「

被 保 険 者 記 号 ・ 番 号	氏 名	性 別	生 年 月 日	個 人 番 号

を

「

被 保 険 者 記 号 ・ 番 号	氏 名	生 年 月 日	個 人 番 号

に

改める。

様式第 9 号中

「

患 者 の 氏 名 等	年 月 日 生 男 ・ 女
-------------	---------------

を

「

患 者 の 氏 名 等	年 月 日 生
-------------	---------

に

改める。

様式第 1 1 号中

「

患 氏 者 名		男	年 月 日 生
		女	

を

「

患 氏 者 名		年 月 日 生
------------	--	---------

に

改める。

様式第 1 1 号の 2 中

「

患氏 者名		男	年 月 日生
		女	

を

」

「

患氏 者名		年 月 日生
----------	--	--------

に

」

改める。

様式第 1 3 号中

「

振 込 先	名 義 人	金 融 機 関 名	種 別	口 座 番 号

を

」

「

振 込 先	名 義 人	金 融 機 関 名	種 別	口 座 番 号
		支 店 名		

に

」

改める。

様式第 1 5 号の 2 中

「

生年月日	年 月 日生	性別	
------	--------	----	--

を

」

「

生年月日	年 月 日生
------	--------

に、

」

「

生年月日	年 月 日生	性別	
------	--------	----	--

を

」

「

生年月日	年 月 日生
------	--------

に

」

改める。

様式第 15 号の 3 中

「

生 年 月 日		性 別	
---------	--	-----	--

 を
 」

「

生 年 月 日	
---------	--

 に
 」

改める。

様式第 19 号中

「

分 べ ん 年 月 日	年 月 日		
生まれた子の名		世帯主と の続柄	

 を
 」

「

分 べ ん 年 月 日	年 月 日		
-------------	-------	--	--

 に、
 」

「金融機関名」を「金融機関名
支店名」に改める。

様式第 20 条中「金融機関名」を「金融機関名
支店名」に改める。

様式第 21 号の 2 中

「

生年月日	年 月 日 生	性別	
------	---------	----	--

 を
 」

「

生年月日	年 月 日 生
------	---------

 に改める。
 」

様式第 24 号中

「

氏 名		年 月 日	男・女
-----	--	-------	-----

 を
 」

「

氏 名		年 月 日
-----	--	-------

 に
 」

改める。

様式第 3 0 号中

「

納期限までに保険料を納付されないときは、次のように余分に負担がかかります。

○督促手数料 督促状 1 通につき 1 0 0 円

○延滞金 綾部市国民健康保険条例第 2 3 条及び附則第 6 項に規定する額

を

」

納期限までに保険料を納付されないときは、次のように余分に負担がかかります。

○督促手数料 督促状 1 通につき 1 0 0 円

○延滞金 綾部市国民健康保険条例第 2 3 条並びに附則第 5 項及び第 6 項に規定する額

に

改める。

様式第 3 1 号中

「

納期限までに保険料を納付されないときは、次のように余分に負担がかかります。

○督促手数料 督促状 1 通につき 1 0 0 円

○延滞金 綾部市国民健康保険条例第 2 3 条及び附則第 6 項に規定する額

を

」

納期限までに保険料を納付されないときは、次のように余分に負担がかかります。

○督促手数料 督促状 1 通につき 1 0 0 円

○延滞金 綾部市国民健康保険条例第 2 3 条並びに附則第 5 項及び第 6 項に規定する額

に

改める。

様式第 4 1 号（その 2）中「上記①において「受診していない」と回答した場合は、下記」を「下記」に、「上記③」を「上記④」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

綾部市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第23号

綾部市事務分掌規則の一部を改正する規則

綾部市事務分掌規則（昭和46年綾部市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「課」を「室、課」に、同条第1項表以外の部分中「次の課」を「次の室、課」に改め、同項の表を次のように改める。

公室及び部	室	課	担 当
市長公室		秘書広報課	秘書担当、広報・広聴担当
		職員課	職員・人事担当
		防災・危機管理課	防災・危機管理担当
企画総務部		企画政策課	企画戦略担当、連携推進担当、ふるさと納税担当
		総務課	行政担当、文書統計担当
		行政デジタル推進課	行政デジタル推進担当
		財政課	財政担当、行財政改革担当
		税務課	管理担当、市民税担当、固定資産税担当
市民環境部		市民・国保課	戸籍住民担当、国保・高齢者医療担当、福祉医療・年金担当
		市民協働課	市民活動推進担当
	人権啓発推進室	人権推進課	人権福祉センター担当、男女共同参画担当
		環境企画課	環境企画担当
		環境保全課	管理担当、クリーンセンター担当、衛生公苑担当
福祉保健部		社会福祉課	地域福祉担当、生活保護担当
		こども支援課	子育て担当、家庭児童・療育担当、物部保育園担当
		障害者支援課	障害者福祉担当、相談支援担当
		高齢者支援課	高齢者福祉担当、企画管理担当、介護保険担当

		地域包括支援課	地域包括支援センター担当
		保健推進課	管理担当、保健推進担当、母子保健担当、ワクチン接種担当
農林商工部		商工労政課	商業担当、工業・雇用促進担当
		農政課	管理担当、農業振興担当、整備担当
		林政課	林業振興担当
定住交流部		定住・地域政策課	定住促進担当、水源の里・地域振興担当
		観光交流課	観光振興担当、交流企画担当
		文化・スポーツ振興課	文化・スポーツ振興担当
建設部		監理課	契約・指導検査担当、管財担当
		建設課	管理担当、土木整備担当、土木維持担当、国・府事業担当
		都市計画課	都市計画担当
		建築課	住宅・空家等対策担当、建築担当

第3条第1項中「(以下「部長」という。)」の次に「、室に室長」を加え、同条第3項中「技監」の次に「、室長」を加える。

第4条中第9項を第10項とし、第4項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 室長は、上司の命を受けて室の事務を統括するとともに、所管事務を掌理し、関係職員を指揮監督する。

第5条第2項中「又は課」を「、室又は課」に改める。

第8条企画政策課の項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) ふるさと納税に関すること。

第10条高齢者支援課の項第7号中「介護保険事業計画」を「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に改め、同項第8号を削り、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号を同項第9号とし、同項第11号を同項第10号とし、同項第12号中「被保険者」を「介護保険被保険者」に改め、同号を第11号とし、同項第13号中「保険料」を「介護保険料」に改め、同号を第12号とし、同項第14号中「保険給付」を「介護保険給付」に改め、同号を第13号とし、同項第15号を削り、同項第16号を同項第14号とし、同項第17号を同項第15号とし、同項第18号を同項第16号とし、同項第19号を削り、同項第20号中「介護保険」を「高齢者福祉及び介護保険」に改め、同号を第17号とし、同項第21号から第24号までを削り、同項の次に次の1項を加える。

地域包括支援課

(1) 権利擁護支援の地域連携に関すること。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること（他の部課の所管に係るものを除

く。)

- (3) 医療・保健と介護の連携に関する事。
- (4) 認知症支援施策に関する事。
- (5) 生活支援体制整備に関する事。
- (6) 地域包括支援センターに関する事。
- (7) 地域支援事業に関する事（他の部課の所管に係るものを除く。)
- (8) 介護予防事業の継続的マネジメントに関する事。
- (9) 地域ケア支援に関する事。
- (10) 高齢者総合相談及び支援事業に関する事。
- (11) 高齢者虐待防止及び権利擁護に関する事。

第10条保健推進課の項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

綾部市職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 4 号

綾部市職員職名規則の一部を改正する規則

綾部市職員職名規則（昭和 3 7 年綾部市規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条中「技監」の次に「、室長」を加える。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 5 号

綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則の一部を改正する規則

綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則（昭和 6 0 年綾部市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「技監」の次に「、室長、理事」を加え、同条第 4 号中「理事、担当部長」を「担当部長」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 6 号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和 2 8 年綾部市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「部」の次に「、室」を加える。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市市民センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 7 号

綾部市市民センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市市民センターの管理及び運営規則（平成 3 1 年綾部市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「綾部市公共予約システムの利用に関する規則（令和元年綾部市規則第 4 6 号）」を「綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則（令和元年綾部市規則第 4 6 号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市運動施設の管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 8 号

綾部市運動施設の管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市運動施設の管理及び運営規則（平成 3 1 年綾部市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「綾部市市民プール券（様式第 3 号）」の次に「又は綾部市丸山スポーツ公園使用券（様式第 4 号）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第29号

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成19年綾部市規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「171,650円」を「172,550円」に、「75,290円」を「77,890円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「85,780円」を「86,280円」に、「37,600円」を「38,900円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

綾部市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 0 号

綾部市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則

綾部市個人情報保護条例施行規則（平成 1 5 年綾部市規則第 3 4 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 1 号

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

綾部市市税に関する文書の様式を定める規則（昭和 4 0 年綾部市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号（表）を次のように改める。

様式第4号(裏)を次のように改める。

(裏)

口座振替のおすすめ

- ◎預貯金口座から自動的に払い込まれるので、納期のたびに金融機関へ行く手間が省け、納め忘れがなく安心です。
- ◎口座振替による納付をご希望の場合は「口座振替依頼書」の提出が必要で、依頼書は綾部市役所及び綾部市内の右記金融機関にあります。
- ◎預貯金口座のある右記金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局は全国)の窓口にて、その通帳・お届け印をご持参のうえ、お申込みください。

納付方法等について

- ◎下記の金融機関のほか、QRコード(※1)に対応した金融機関(※2)でも納付できます。
京都銀行/京都北都信用金庫/京都丹の国農業協同組合/近畿労働金庫/ゆうちょ銀行・郵便局/綾部市役所
- ◎下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。(※3)
MMK設置店/くらしハウス/スリーエイト/生活彩家/セイコーマート/セブン-イレブン/タイエー/デイリーヤマザキ/ニューヤマザキ/イーストア/ハセガワストア/ハマナスクラブ/ファミリーマート/ポプラ/ミニストップ/ヤマザキスベシヤルパートナーショップ/ヤマザキデイリーストア/ローソン/ローソンストア100(50音順)
納付の際は現金のみのお取扱いとなります。
- ◎QRコードに対応したスマートフォンアプリ(※4)を利用し、納付ができます。また、下記のスマートフォンアプリでも、バーコードを読み取ることにより、納付できます。
au PAY/1-Coin Pay/d払い/PayPay/LINE Pay 請求書支払い(※5)(50音順)
- ◎上記のほか、「地方税お支払サイト」からの納付も可能です。
「地方税お支払サイト」URL [https:// www.payment.eltax.lta.go.jp/](https://www.payment.eltax.lta.go.jp/)
- ◎スマートフォンアプリ、クレジットカード、インターネットバンキングで納付された場合は、領収証書は発行されません。

- ※1 QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- ※2、4 利用可能な金融機関、スマートフォンアプリなど最新の情報は、「地方税お支払サイト」のよくある質問をご確認ください。
- ※3、5 合計納付額が30万円を超える場合はご利用いただけません。

お問い合わせ先

京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市役所 0773-42-3280(代表)

様式第6号(裏)を次のように改める。

(裏)

この証明書は車検証の返付を受けるのに必要ですから大切に保管してください。

表面の証明欄が*印で消字したものは、継続検査対象外の車両あるいは前年度以前分が未納のため無効ですのでご了承ください。

※この証明書は継続検査用に使われる際にお切り離してください。

納付方法等について

◎下記の金融機関のほか、QRコード(※1)に対応した金融機関(※2)でも納付できます。

京都銀行/京都北都信用金庫/京都丹の国農業協同組合/近畿労働金庫/ゆうちょ銀行・郵便局/綾部市役所

◎下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。(※3)

MMK設置店/くらしハウス/スリーエイト/生活彩家/セイコーマート/セブン-イレブン/タイエー/デイリーヤマザキ/ニューヤマザキ/イーストア/ハセガワストア/ハマナスクラブ/ファミリーマート/ポプラ/ミニストップ/ヤマザキスペシャル/パートナーショップ/ヤマザキデイリーストア/ローソン/ローソンストア100(50音順)

納付の際は現金のみのお取扱いとなります。

◎QRコードに対応したスマートフォンアプリ(※4)を利用し、納付ができます。また、下記のスマートフォンアプリでも、バーコードを読み取ることにより、納付できます。

au PAY/1-Coin Pay/q払い/PayPay/LINE Pay請求書支払い(※5)(50音順)

◎上記のほか、「地方税お支払サイト」からの納付も可能です。

「地方税お支払サイト」URL [https:// www.payment.eltax.lta.go.jp/](https://www.payment.eltax.lta.go.jp/)

◎スマートフォンアプリ、クレジットカード、インターネットバンキングで納付された場合は、領収証書は発行されません。

※1 QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2、4 利用可能な金融機関、スマートフォンアプリなど最新の情報は、「地方税お支払サイト」のよくある質問をご確認ください。

※3、5 合計納付額が30万円を超える場合はご利用いただけません。

お問い合わせ先

京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市役所 0773-42-3280(代表)

様式第7号(裏)を次のように改める。

(裏)

市民税 納入申告書 府民税											
綾部市長様											
年 月 日 提出		年			月 分		人 員			人	
退職手当等支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴収税額											
市民税											
府民税											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。											
(特別徴収義務者)											
住所又は〒											
所在地											
氏名又は名称											
個人番号又は法人番号											

記入上の注意事項

- この様式は、光学文字読取方式(OCR処理)の様式になっておりますので、汚損、破損等のないようにしてください。
- 納入済通知書の納入金額欄の金額に「¥」記号は、記入しないでください。
- 納入金額(1)の欄は、原則として市があらかじめ納入すべき金額を印字しています。
- 書き損じた場合等により予備の様式を使用する場合は、納入金額(2)の欄に納入額を記入してください。
- 金融機関又は、特別徴収義務者が納入金額(1)の欄の金額のみ納入する場合には、領収証書の納入金額(2)の欄の合計額の金額欄に斜線を入れてください。
- 納入金額(2)の欄は、納入金額(1)の欄と異なる金額を納入する場合又は、退職所得分等を納入する場合にのみ納入すべき金額を記入してください。その際納入金額(1)の欄の金額を横線で抹消してください。
- 手書用の標準字体は、JIS OCR・Bフォント又は旧JIS OCR・Bフォントで記入してください。
- 「個人番号又は法人番号」欄は、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は特別徴収義務者の法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記入してください。なお、個人番号を記入する場合は、左側を1文字空けて記入してください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

綾部市収納金融機関等

綾部市役所
京都府銀行
京都府信用金庫
京都府の国農業協同組合
近畿労働金庫
ゆちよ銀行・郵便局
(近畿2府4県取扱)

様式第 4 1 号（裏）を次のように改める。

（裏）

1 納付方法等について

- ◎京都銀行 ◎京都北都信用金庫 ◎京都丹の国農業協同組合 ◎ゆうちょ銀行・郵便局
- ◎近畿労働金庫 ◎綾部市役所（※閉庁日を除く毎週木曜日は午後 7 時まで納付できます。）
- ◎QRコード（※1）に対応した金融機関（※2）
- ◎コンビニエンスストア全国各店舗（納付書裏面をご確認ください。）
- ◎スマートフォンアプリ（50音順）／au PAY／J-Coin Pay／d 払い／PayPay／LINE Pay 請求書
支払／QRコードに対応したスマートフォンアプリ（※3）

※1 QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2、3 利用可能な金融機関、スマートフォンアプリなどの最新の情報は、
「地方税お支払サイト」のよくある質問をご確認ください。

◎上記の他、「地方税お支払サイト」からの納付も可能です。

「地方税お支払サイト」URL <https://www.payment.eltax.lta/go.jp/>

2 納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、次の計算により延滞金が加算されます。

延滞金 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、年 1 4. 6 %（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7. 3 %）の割合（平成 1 2 年 1 月 1 日から平成 2 5 年 1 2 月 3 1 日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の 1 1 月 3 0 日を経過する時における日本銀行法第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 %の割合を加算した割合が年 7. 3 %の割合に満たない場合には、その年中においては、年 7. 3 %の割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年 4 %の割合を加算した割合とします。平成 2 6 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 %の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7. 3 %の割合に満たない場合には、その年中においては、年 1 4. 6 %の割合にあつては延滞金特例基準割合に年 7. 3 %の割合を加算した割合とし、年 7. 3 %の割合にあつては延滞金特例基準割合に年 1 %の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 %の割合を超える場合には、年 7. 3 %の割合）とします。）で計算した金額。

この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、3 6 5 日当たりの割合です。

3 不服の申立て

この督促状の記載事項に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して 3 か月を経過する日と、地方税法第 1 9 条の 4 に規定する日とのいずれか早い日までに市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

規 則

様式第44号(裏)を次のように改める。

この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の市民税及び府民税の課税の根拠等は次のとおりです。

- 1 課税の根拠 地方税法、綾部市市税条例及び京都府府税条例の規定によって課されたものです。
- 2 納税義務者 年1月1日現在、市内に住所を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有し市内に住所を有しない個人です。
- 3 税 率 均等割 市民税 3,500円 府民税 2,100円(府民税均等割額のうち600円は豊かな森を育てる府民税分)
所得割 市民税 6% 府民税 4% (総合課税分)

○分離課税による所得割の税率

区 分	市民税	府民税
課税長期譲渡所得金額	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

○配当控除

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
投資信託等	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	府民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

(注) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、算出税額から控除されます。(差引年税額下欄に控除額を記載しています。)

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額			
ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額			
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)			
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)			
市民税	3/5	府民税	2/5

○寄附金税額控除

- ①1月1日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金
(①の寄附金額-2千円)×10%
- ②都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
(特例控除対象の寄附金はAとBの合計額、対象外の寄附金はAの額を税額控除)
A (②の寄附金額-2千円)×10%
B (②の寄附金額-2千円)×〔90-(0~45)×1.021〕%
- ※Bの下線部は、寄附者に適用される所得税の限界税率
- ※Bの額については、個人住民税所得割額の2割を限度
- ③京都府、綾部市が条例で指定する団体に対する寄附金
京都府 (③の寄附金額-2千円)×4%
綾部市 (③の寄附金額-2千円)×6%
- ※京都府、綾部市ともに条例指定している場合は
(③の寄附金額-2千円)×10%
- (注) 寄附金税額控除の対象となる寄附金の額の合計額は、総所得金額等の30%が上限となります。

○調整控除

- ①合計課税所得金額が200万円以下の場合
ア又はイのいずれか少ない金額の5%(市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額
- ②合計課税所得金額が200万円を超える場合
アからイを控除した金額(5万円未満の場合は、5万円)の5%(市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額
- (注) 合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用対象外となります。

4 納 期

期 別	納 期	納 期 限
第1期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
第2期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
第3期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
第4期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日

口座振替日は納期限となります。(全期分は第1期分と同じ。)

(注) 市・府民税額が5,600円以下の場合の納期は、第1期分(全期分)のみとなります。

5 延滞金、督促手数料等

延滞金……… 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促手数料等… 督促状1通につき100円。督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。(地方税法第331条第1項第1号)

6 不服の申立て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この普通徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

7 納付方法等について

○綾部市役所○京都銀行○京都北都信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫

○QRコード(※1)に対応した金融機関(※2)

○下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。

(50音順)

○次のスマートフォンアプリ(50音順)

QRコードに対応したスマートフォンアプリ(※3)

※1 QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2、3 利用可能な金融機関、スマートフォンアプリなど最新の情報は、「地方税お支払サイト」のよくある質問をご確認ください。

○上記のほか、「地方税お支払サイト」からの納付も可能です。

「地方税お支払サイト」URL [https:// www.payment.eltax.lta.go.jp/](https://www.payment.eltax.lta.go.jp/)

8 お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

- ・住所、氏名等の間違いやご不明な点がありましたらご連絡ください。
- ・領収書は5年間保存してください。
- ・この通知書では納付できません。

様式第46号(裏)を次のように改める。

Table with columns for tax calculation items (e.g., 総所得金額, 課税所得金額) and their respective amounts. Includes sections for ①所得控除 and ②所得控除.

Table with columns for tax calculation items (e.g., 基礎控除, 配偶者控除) and their respective amounts. Includes sections for ③税額控除 and ④税額控除.

Table with columns for tax calculation items (e.g., 課税所得金額, 市民税) and their respective amounts. Includes sections for ⑤税額控除 and ⑥税額控除.

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が5千円を超える場合、その超える金額の市民税は6%、市民税は4%に相当する金額

Table with columns for tax calculation items (e.g., 総所得金額, 課税所得金額) and their respective amounts. Includes sections for ①所得控除 and ②所得控除.

Table with columns for tax calculation items (e.g., 基礎控除, 配偶者控除) and their respective amounts. Includes sections for ③税額控除 and ④税額控除.

Table with columns for tax calculation items (e.g., 課税所得金額, 市民税) and their respective amounts. Includes sections for ⑤税額控除 and ⑥税額控除.

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が5千円を超える場合、その超える金額の市民税は6%、市民税は4%に相当する金額

Table with columns for tax calculation items (e.g., 総所得金額, 課税所得金額) and their respective amounts. Includes sections for ①所得控除 and ②所得控除.

Table with columns for tax calculation items (e.g., 基礎控除, 配偶者控除) and their respective amounts. Includes sections for ③税額控除 and ④税額控除.

Table with columns for tax calculation items (e.g., 課税所得金額, 市民税) and their respective amounts. Includes sections for ⑤税額控除 and ⑥税額控除.

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が5千円を超える場合、その超える金額の市民税は6%、市民税は4%に相当する金額

規 則

様式第47号(裏)を次のように改める。

この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の市民税及び府民税の課税の根拠等は次のとおりです。

- 1 課税の根拠 地方税法、綾部市市税条例及び京都府府税条例の規定によって課されたものです。
- 2 納税義務者 年1月1日現在、市内に住所を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有し市内に住所を有しない個人です。
- 3 税 率 均等割 市民税 3,500円 府民税 2,100円(府民税均等割額のうち600円は豊かな森を育てる府民税分)
所得割 市民税 6% 府民税 4% (総合課税分)

○分離課税による所得割の税率

区 分	市民税	府民税
課税長期譲渡所得金額	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

○配当控除

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
投資信託等	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	府民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

(注) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、算出税額から控除されます。(差引年税額下欄に控除額を記載しています。)

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額			
ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額			
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)			
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)			
市民税	3/5	府民税	2/5

○寄附金税額控除

- ①1月1日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金
(①の寄附金額-2千円)×10%
 - ②都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
(特例控除対象の寄附金はAとBの合計額、対象外の寄附金はAの額を税額控除)
A (②の寄附金額-2千円)×10%
B (②の寄附金額-2千円)×〔90-(0~45)×1.021〕%
- ※Bの下線部は、寄附者に適用される所得税の限界税率
※Bの額については、個人住民税所得割額の2割を限度
- ③京都府、綾部市が条例で指定する団体に対する寄附金
京都府 (③の寄附金額-2千円)×4%
綾部市 (③の寄附金額-2千円)×6%
- ※京都府、綾部市ともに条例指定している場合は
(③の寄附金額-2千円)×10%
- (注) 寄附金税額控除の対象となる寄附金の額の合計額は、総所得金額等の30%が上限となります。

○調整控除

- ①合計課税所得金額が200万円以下の場合
ア又はイのいずれか少ない金額の5%(市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額
 - ②合計課税所得金額が200万円を超える場合
アからイを控除した金額(5万円未満の場合は、5万円)の5%(市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額
- (注) 合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用対象外となります。

4 納 期

期 別	納 期	納 期 限
第1期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
第2期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
第3期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
第4期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日

口座振替日は納期限となります。(全期分は第1期分と同じ。)

(注) 市・府民税額が5,600円以下の場合の納期は、第1期分(全期分)のみとなります。

5 延滞金、督促手数料等

延滞金……… 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促手数料等… 督促状1通につき100円。督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。(地方税法第331条第1項第1号)

6 不服の申立て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この普通徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

7 納付方法等について

○綾部市役所○京都銀行○京都都市信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫

○QRコード(※1)に対応した金融機関(※2)

○下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。

(50音順)

○次のスマートフォンアプリ(50音順)

QRコードに対応したスマートフォンアプリ(※3)

※1 QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2、3 利用可能な金融機関、スマートフォンアプリなど最新の情報は、「地方税お支払サイト」のよくある質問をご確認ください。

○上記のほか、「地方税お支払サイト」からの納付も可能です。

「地方税お支払サイト」URL [https:// www.payment.eltax.lta.go.jp/](https://www.payment.eltax.lta.go.jp/)

8 お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

- ・住所、氏名等の間違いやご不明な点がありましたらご連絡ください。
- ・領収書は5年間保存してください。
- ・この通知書では納付できません。

規 則

様式第48号(裏)を次のように改める。

この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の市民税及び府民税の課税の根拠等は次のとおりです。

- 1 課税の根拠 地方税法、綾部市市税条例及び京都府府税条例の規定によって課されたものです。
- 2 納税義務者 年1月1日現在、市内に住所を有する個人又は市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有し市内に住所を有しない個人です。
- 3 税 率 均等割 市民税 3,500円 府民税 2,100円(府民税均等割額のうち600円は豊かな森を育てる府民税分)
所得割 市民税 6% 府民税 4% (総合課税分)

○分離課税による所得割の税率

区 分	市民税	府民税
課税長期譲渡所得金額	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

○配当控除

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券						
投資信託等	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	府民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

(注) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、算出税額から控除されます。(差引年税額下欄に控除額を記載しています。)

○住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額			
ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額			
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)			
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)			
市民税	3/5	府民税	2/5

○寄附金税額控除

- ①1月1日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金
(①の寄附金額-2千円)×10%
- ②都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
(特例控除対象の寄附金はAとBの合計額、対象外の寄附金はAの額を税額控除)
A (②の寄附金額-2千円)×10%
B (②の寄附金額-2千円)×〔90-(0~45)×1.021〕%
- ※Bの下線部は、寄附者に適用される所得税の限界税率
- ※Bの額については、個人住民税所得割額の2割を限度
- ③京都府、綾部市が条例で指定する団体に対する寄附金
京都府 (③の寄附金額-2千円)×4%
綾部市 (③の寄附金額-2千円)×6%
- ※京都府、綾部市ともに条例指定している場合は
(③の寄附金額-2千円)×10%
- (注) 寄附金税額控除の対象となる寄附金の額の合計額は、総所得金額等の30%が上限となります。

○調整控除

- ①合計課税所得金額が200万円以下の場合
ア又はイのいずれか少ない金額の5%(市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額
- ②合計課税所得金額が200万円を超える場合
アからイを控除した金額(5万円未満の場合は、5万円)の5%(市民税3%、府民税2%)
ア 人的控除額の差の合計額
イ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額
- (注) 合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用対象外となります。

4 納 期

期 別	納 期	納 期 限
第1期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
第2期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
第3期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
第4期分	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日

口座振替日は納期限となります。(全期分は第1期分と同じ。)

(注) 市・府民税額が5,600円以下の場合の納期は、第1期分(全期分)のみとなります。

5 延滞金、督促手数料等

延滞金…… 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促手数料等… 督促状1通につき100円。督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。(地方税法第331条第1項第1号)

6 不服の申立て

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この普通徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

7 納付方法等について

○綾部市役所○京都銀行○京都都市信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫

○QRコード(※1)に対応した金融機関(※2)

○下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。

(50音順)

○次のスマートフォンアプリ(50音順)

QRコードに対応したスマートフォンアプリ(※3)

※1 QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2、3 利用可能な金融機関、スマートフォンアプリなど最新の情報は、「地方税お支払サイト」のよくある質問をご確認ください。

○上記のほか、「地方税お支払サイト」からの納付も可能です。

「地方税お支払サイト」URL [https:// www.payment.eltax.lta.go.jp/](https://www.payment.eltax.lta.go.jp/)

8 お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

- ・住所、氏名等の間違いやご不明な点がありましたらご連絡ください。
- ・領収書は5年間保存してください。
- ・この通知書では納付できません。

規 則

様式第51号（裏）を次のように改める。

（裏）

この税金の課税の根拠などについて

この「納税通知書」による 年度分の固定資産税及び都市計画税の課税の根拠等は次のとおりです。

1. 課税の根拠 地方税法及び綾部市市税条例の規定により、本市に所在する固定資産に対して固定資産税が課税されます。また、地方税法及び綾部市市税条例により本市の用途地域内に所在する土地及び家屋に対して都市計画税が課税されます。

2. 納税義務者 年1月1日現在の固定資産の所有者です。

3. 税 率 固定資産税 課税標準額×1.5% 都市計画税 課税標準額×0.1%

期 別	納 期		納 期 限	
第1期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日	
第2期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日	
第3期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日	
第4期分	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日	

口座振替日は納期限となります。（全期分は第1期分と同じ。）

（注）固定資産税額が4,000円未満の場合の納期限は、第1期分（全期分）のみとなります。

5. 延滞金、督促手数料等

延滞金…… 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）で計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

督促手数料等… 督促状1通につき100円。督促状を発送の日から起算して10日を経過した日までに納められないと財産の差押えなど滞納処分が行われます。（地方税法第331条第1項第1号）

6. 不服の申立て

この納税通知書の記載事項（固定資産の価格以外）に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

固定資産の価格について不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月以内に、文書をもって、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。この処分については、前記の審査の申出に対する固定資産評価審査委員会の決定に対してのみ、その決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、取消しの訴えを提起することができます。

7. 納付方法等について

○綾部市役所○京都銀行○京都北都信用金庫○京都丹の国農業協同組合○ゆうちょ銀行・郵便局○近畿労働金庫

○QRコード（※1）に対応した金融機関（※2）

○下記のコンビニエンスストア全国各店舗でも納付できます。

（50音順）

○次のスマートフォンアプリ（50音順）

QRコードに対応したスマートフォンアプリ（※3）

※1 QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2、3 利用可能な金融機関、スマートフォンアプリなど最新の情報は、「地方税お支払サイト」のよくある質問をご確認ください。

○上記のほか、「地方税お支払サイト」からの納付も可能です。

「地方税お支払サイト」URL [https:// www.payment.eltax.lta.go.jp/](https://www.payment.eltax.lta.go.jp/)

8. お問い合わせ先等

綾部市 部 課 担当

・住所、氏名等の間違いやご不明な点がありましたらご連絡ください。

・領収書は5年間保存してください。

・この通知書では納付できません。

様式第60号(表)を次のように改める。

様式第60号

(表)

世帯識別	
------	--

様

年度 軽自動車税(種別割)納税通知書

年度の軽自動車税(種別割)を下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

綾部市長

印

標 識 番 号	種 別	税 額	所 有 者 名	通 知 書 番 号
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		台	円	／ ページ

納期限の日に下記口座から振り替えさせていただきます。

金融機関名			
支店名			
口座番号		種別	
口座名義人			

期別	年度 全期分
納期限	年 月 日

納付場所	金融機関等*	綾部市役所・京都銀行・京都北都信用金庫・京都丹の国農業協同組合・近畿労働金庫・ゆうちょ銀行・郵便局
	コンビニエンスストア* (50音順)	
	スマートフォンアプリ*	

*eLマークの記載面にQRコード(※)が記載された納付書は、QRコードに対応した金融機関やスマートフォンアプリでも納付できます。 ※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第19号

綾部市医療機関エネルギー価格高騰対策交付金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月6日

綾部市長 山崎善也

綾部市医療機関エネルギー価格高騰対策交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍でのエネルギーの価格高騰の影響を受けた医療機関に対し、負担軽減を図るため、予算の範囲内において、綾部市医療機関エネルギー価格高騰対策交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エネルギー 医療機関が事業の用に供する電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油及び混合油をいう。
- (2) エネルギー単価 エネルギーごとの使用料（消費税及び地方消費税を含む。）を使用量で除した額をいう。
- (3) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- (4) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (5) 薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局をいう。

(対象医療機関)

第3条 交付金の交付の対象となる医療機関（以下「対象医療機関」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 綾部医師会・丹波歯科医師会に所属する市内の病院・診療所（うち、公立病院・市立診療所を除く。）又は綾部薬剤師会に所属する市内の調剤を実施する薬局その他市長が特に必要と認める医療機関であること。
- (2) 令和4年4月から令和5年2月までの期間（以下「対象期間」という。）及び令和3年4月から令和4年2月までの期間（以下「前年度期間」という。）に、エネルギーの使用実績があること。
- (3) 市税（これに付随する督促手数料及び延滞金を含む。）を滞納していないこと。

(交付金の額等)

第4条 交付金の額は、エネルギーごとに、対象期間のうち使用のあった月のエネルギー単価の平均から前年度期間のうち使用のあった月のエネルギー単価の平均を減じた値

(小数点以下第1位未満切捨て) (その値が0に満たない場合は、0とする。)に、対象期間と前年度期間の当該エネルギー使用量の平均を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。ただし、対象期間のエネルギー使用料に対する別の補助金等の交付を受けた場合又は受ける場合は、その額を控除した額とする。

(交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする医療機関(以下「申請者」という。)は、綾部市医療機関エネルギー価格高騰対策交付金交付申請書(様式第1号)を、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市医療機関エネルギー価格高騰対策交付金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、交付金の交付決定を受けた申請者又は交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定を取り消し、又は交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める理由が生じたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年3月6日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

綾部市医療機関エネルギー価格高騰対策交付金交付申請書

年 月 日

綾部市長 様

申請者

法人所在地

法人名

代表者名

㊟

連絡先

綾部市医療機関エネルギー価格高騰対策交付金交付要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。また、市税（これに付随する督促手数料及び延滞金を含む。以下「市税等」という。）の滞納がないことを確認するため、綾部市が市税等の納入状況を税務資料その他の公簿等により確認することに同意します。

記

1 交付申請額 円

2 事業の概要

(1) 診療時間又は営業時間

(2) エネルギーの価格高騰の影響を受けた内容

(3) エネルギー価格高騰に対する別の補助金の交付の有無及び補助金名、交付予定金額
有 ・ 無 （有の場合：補助金名 金額： ）

(添付書類)

エネルギーの種類毎に前年度中と今年度中の月別使用量及び支払金額が確認できる領収書、明細書等

※ エネルギーとは、電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油、混合油とし、事業の用に供するものに限る。

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市医療機関エネルギー価格高騰対策交付金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった綾部市医療機関エネルギー価格高騰対策交付金については、綾部市医療機関エネルギー価格高騰対策交付金交付要綱第 6 条に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

綾部市告示第 2 0 号

綾部市公衆浴場エネルギー価格高騰対策交付金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市公衆浴場エネルギー価格高騰対策交付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、コロナ禍でのエネルギーの価格高騰の影響を受けた公衆浴場に対し、負担軽減を図るため、予算の範囲内において、綾部市公衆浴場エネルギー価格高騰対策交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エネルギー 公衆浴場の事業の用に供する電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油及び混合油をいう。
- (2) エネルギー単価 エネルギーごとの使用料（消費税及び地方消費税を含む。）を使用量で除した額をいう。
- (3) 公衆浴場 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和 5 6 年法律第 6 8 号）第 2 条に規定する公衆浴場をいう。

(交付金の交付対象)

第 3 条 交付金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内で公衆浴場を経営していること。
- (2) 令和 4 年 4 月から令和 5 年 2 月までの期間（以下「対象期間」という。）及び令和 3 年 4 月から令和 4 年 2 月までの期間（以下「前年度期間」という。）に、エネルギーの使用実績があること。
- (3) 市税（これに付随する督促手数料及び延滞金を含む。）を滞納していないこと。

(交付金の額等)

第 4 条 交付金の額は、エネルギーごとに、対象期間のうち使用のあった月のエネルギー単価の平均から前年度期間のうち使用のあった月のエネルギー単価の平均を減じた値（小数点以下第 1 位未満切捨て）（その値が 0 に満たない場合は、0 とする。）に、対象期間と前年度期間の当該エネルギー使用量の平均を乗じて得た額（その額に 1 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、対象期

間のエネルギー使用料に対する別の補助金等の交付を受けた場合又は受ける場合は、その額を控除した額とする。

(交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市公衆浴場エネルギー価格高騰対策交付金交付申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市公衆浴場エネルギー価格高騰対策交付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、交付金の交付決定を受けた申請者又は交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定を取り消し、又は交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める理由が生じたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年3月6日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

綾部市公衆浴場エネルギー価格高騰対策交付金交付申請書

年 月 日

綾部市長 様

申請者

法人所在地

法人名

代表者名

㊟

連絡先

綾部市公衆浴場エネルギー価格高騰対策交付金交付要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。また、市税（これに付随する督促手数料及び延滞金を含む。以下「市税等」という。）の滞納がないことを確認するため、綾部市が市税等の納入状況を税務資料その他の公簿等により確認することに同意します。

記

1 交付申請額 円

2 事業の概要

(1) 公衆浴場所在地及び名称

(2) エネルギーの価格高騰の影響を受けた内容

(3) エネルギー価格高騰に対する別の補助金の交付の有無及び補助金名、交付予定金額
有 ・ 無 （有の場合：補助金名 金額： ）

(添付書類)

エネルギーの種類毎に前年度中と今年度中の月別使用量及び支払金額が確認できる領収書、明細書等

※ エネルギーとは、電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油、混合油とし、事業の用に供するものに限る。

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市公衆浴場エネルギー価格高騰対策交付金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった綾部市公衆浴場エネルギー価格高騰対策交付金については、綾部市公衆浴場エネルギー価格高騰対策交付金交付要綱第 6 条に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

綾部市告示第21号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和5年3月8日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号・枝番
令和4年 4月 1日	綾0303-41005・05
令和4年12月21日	綾0842-22010・01
令和4年 4月 1日	綾1201-15005・10
令和4年 4月 1日	綾0903-13003・05

綾部市告示第22号

次の指定居宅介護支援事業者から介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第82条第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、法第85条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年3月13日

綾部市長 山崎善也

- 1 申請者の名称 株式会社 ニチイ学館
- 2 サービスの種類 居宅介護支援
- 3 事業所の名称 ニチイケアセンター綾部
- 4 事業所の所在地 京都府綾部市青野町舘ノ後47番地
- 5 指定事業所番号 2671800106
- 6 廃止の年月日 令和5年3月31日

綾部市告示第23号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

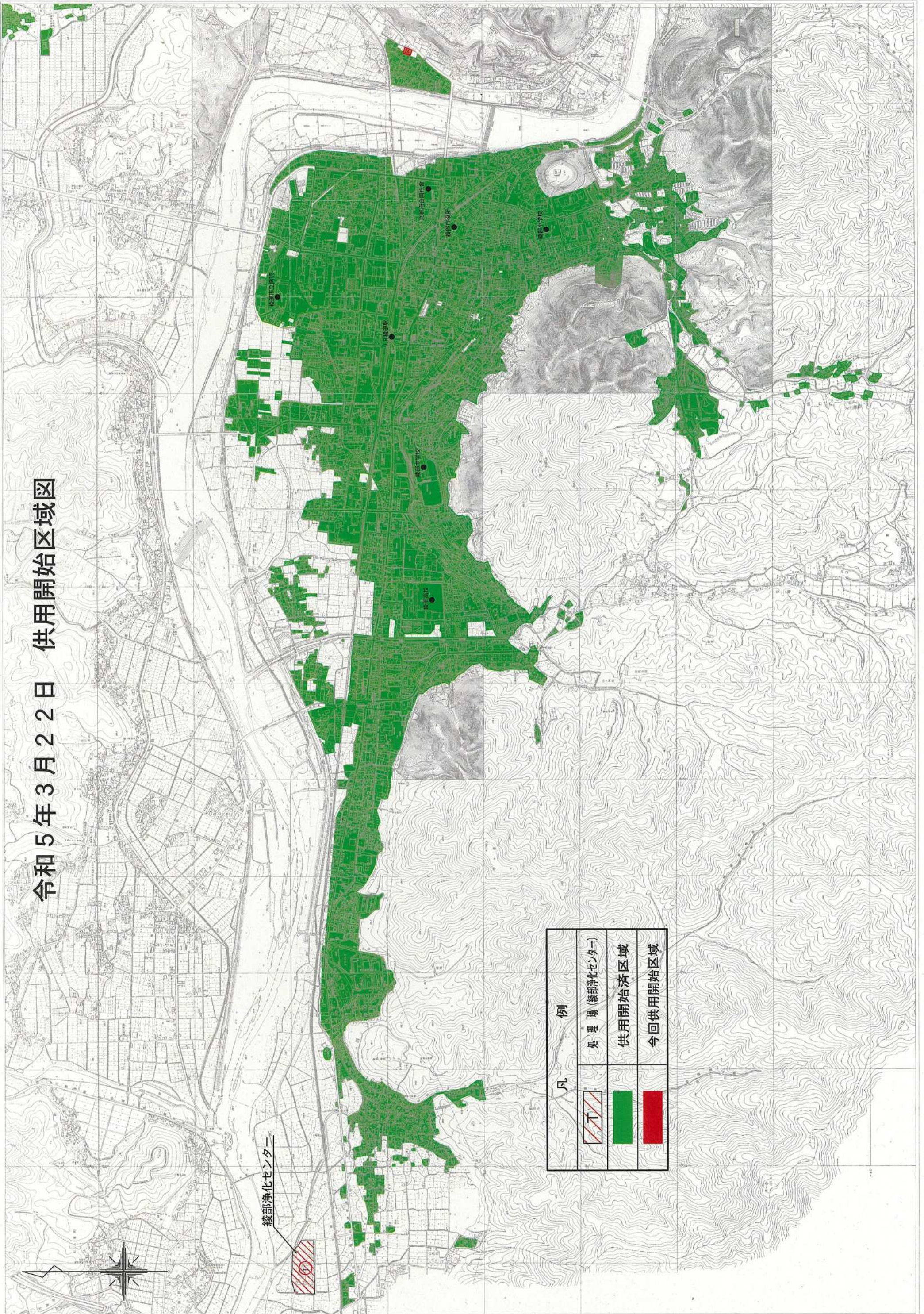
なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

令和5年 3月22日

綾部市長 山崎善也

- 1 供用を開始すべき年月日 令和5年 3月22日
- 2 下水を排除すべき区域 味方町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 味方町の一部
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始すべき年月日 令和5年 3月22日
- 6 下水を処理すべき区域 味方町の一部
- 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
 - (1) 位置 高津町横枕8番地
 - (2) 名称 綾部浄化センター

令和5年3月22日 供用開始区域図



綾部市告示第 2 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 5 年度綾部市一般会計予算
- 2 令和 5 年度綾部市市立診療所等特別会計予算
- 3 令和 5 年度綾部市農林業者労働災害共済特別会計予算
- 4 令和 5 年度綾部市国民健康保険特別会計予算
- 5 令和 5 年度綾部市介護保険特別会計予算
- 6 令和 5 年度綾部市後期高齢者医療特別会計予算
- 7 令和 5 年度綾部市駐車場特別会計予算
- 8 令和 5 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計予算
- 9 令和 5 年度綾部市上水道事業会計予算
- 1 0 令和 5 年度綾部市下水道事業会計予算
- 1 1 令和 5 年度綾部市病院事業会計予算
- 1 2 令和 5 年度綾部市一般会計補正予算（第 1 号）
- 1 3 令和 4 年度綾部市一般会計補正予算（第 9 号）
- 1 4 令和 4 年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 1 5 令和 4 年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 6 令和 4 年度綾部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 7 令和 4 年度綾部市駐車場特別会計補正予算（第 1 号）
- 1 8 令和 4 年度綾部市上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 1 9 令和 4 年度綾部市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 2 0 令和 4 年度綾部市病院事業会計補正予算（第 2 号）

（以下掲示済）

綾部市告示第 2 5 号

綾部市パートナーシップ制度の取扱いに関する要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市パートナーシップ制度の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「L G B T Q +」等性的マイノリティがその人権を尊重され、自己実現を通じて生きがいを感じられる平等で公正な誰もが生きやすい社会の実現に向けて、パートナーシップ制度の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「L G B T Q +」とは、性的指向が異性愛のみでない者、性自認が出生時の性と異なる者、自身の性を認識していない者等をいう。

2 この要綱において「パートナーシップ」とは、一方又は双方が L G B T Q + である二者の関係であって、互いを人生のパートナーとして協力し合うことを約束したものをいう。

3 この要綱において「届出」とは、パートナーシップを形成している者同士が、市長に対し、その旨を届け出ることをいう。

4 この要綱において「申告」とは、本市への転入前に、パートナーシップ宣誓制度等に係る都市間連携に関する協定を締結した他の地方公共団体（以下「連携協定締結都市」という。）において、第 7 条第 1 項に規定する受理証明書等に類する書類（以下「受理証明書等類似書類」という。）の交付を受けた 2 人が、当該事実及びパートナーシップにあることを市長に申し出ることを行う。申告により、改めて届出することなく、第 7 条第 1 項に規定する受理証明書等の交付を受けることができる。

(対象者の要件)

第 3 条 届出又は申告をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方共に民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が、現に本市に住所を有していること。
- (3) 双方共に現に、婚姻しておらず、かつ、届出をしようとし、又は連携協定締結都市において届出その他これに類する行為（以下「届出等」という。）をした相手以外に事実婚の関係にある者又はパートナーシップを形成している者がいないこと。
- (4) 届出をしようとし、又は連携協定締結都市において届出等をした者同士が民法第 7 3 4 条から第 7 3 6 条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係（届出をしようとし、又は連携協定締結都市において届出等をした者同士が養子縁組をし

ている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。)にないこと。

(届出の方法)

第4条 届出をしようとする者(以下「届出者」という。)は、綾部市パートナーシップ届(様式第1号。以下「届出書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(3か月以内に発行されたものに限る。)
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類(3か月以内に発行されたものに限る。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 届出書は、当事者双方が署名したものでなければならない。ただし、市長が届出者双方又は一方の署名が困難であると認める場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の規定により届出書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示又はその写しの提出を求めるものとする。

(1) マイナンバーカード(個人番号カード)

(2) 旅券(パスポート)

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、届出をしようとする本人の顔写真が添付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申告の方法)

第5条 申告をしようとする者は、綾部市パートナーシップ継続申告書(様式第2号。以下「申告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 転入前に交付を受けた受理証明書等類似書類の写し

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(3か月以内に発行されたものに限る。)

2 申告書は、当事者双方が署名したものでなければならない。ただし、市長が当事者双方又は一方の署名が困難であると認める場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の規定により申告書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示又はその写しの提出を求めるものとする。

(1) マイナンバーカード(個人番号カード)

(2) 旅券(パスポート)

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、申告をしようとする本人の顔写真が添付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(通称名の使用)

第6条 届出又は申告をしようとする者は、性別違和その他特に理由があると市長が認める場合は、届出書又は申告書に戸籍上の氏名と併せて通称名(氏名以外の呼称であって、社会生活上日常的に使用しているものをいう。)を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望するときは、日常生活において当該通称名を使用していることが分かる書類を提出するものとする。

(受理証明書等の交付)

第7条 市長は、第4条第1項又は第5条第1項の規定により届出又は申告がされた場合において、当該届出又は申告をした者が第3条に規定する要件を満たしているとき、綾部市パートナーシップ届受理証明書(様式第3号)及び綾部市パートナーシップ届受理証明カード(様式第4号。以下「受理証明書等」という。)を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により、申告をした者に受理証明書等を交付したときは、当該受理証明書等を交付した事実とともに、申告に係る事項を転入前の住所の属する連携協定締結都市に通知するものとする。

(届出内容又は申告内容の変更)

第8条 前条の規定により受理証明書等の交付を受けた者(以下「受領者」という。)は、届出又は申告の内容に変更があったときは、速やかに、綾部市パートナーシップ届内容変更届(様式第5号)にその変更に係る事実を証する書類を添えて市長に提出するものとする。

2 第4条第3項及び第5条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(受理証明書等の再交付)

第9条 受領者が、次の各号のいずれかに該当するときは、綾部市パートナーシップ届受理証明書等再交付申請書(様式第6号)により、再交付を申請することができる。

(1) 当該受理証明書等を紛失又は毀損したとき。

(2) 改姓又は改名したとき。

(3) 通称名を変更したとき。

2 第4条第3項及び第5条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項に規定する申請があった場合において適当と認めるときは、受理証明書等を再交付することができる。

(受理証明書等の返還等)

第10条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、綾部市パートナーシップ届受理証明書等返還届(様式第7号)に自ら記入し、受理証明書等を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、紛失その他事情により添付が困難と市長が認める場合は、受理証明書等の添付を要しない。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) 一方又は双方が死亡したとき。

(3) 双方が本市に住所を有しなくなったとき(受領者が連携協定締結都市に転出し、当該都市の長に対してパートナーシップ制度の継続を申し出る場合を除く。)

(4) その他対象者の要件に該当しなくなったとき。

2 第4条第3項及び第5条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、受領者が連携協定締結都市へ転出し、当該都市の長に対してパートナーシップ制度の継続を申し出た場合は、受理証明書等が返還されたものとみなす。

(受理証明の取消し等)

第11条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、受理証明を取り消すものとする。

告 示

- (1) 偽りその他不正の手段により、受理証明書等の交付を受けたとき。
 - (2) 受理証明書等を改ざんし、又は不正に使用したとき。
 - (3) 前条第1項各号に該当する事由があるにもかかわらず、綾部市パートナーシップ届受理証明書等返還届の提出及び受理証明書等の返還をしないとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、市長は交付した受理証明書等の返還を求めるとともに、取り消した受理証明書等の交付番号（受理証明書等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。
- （その他）
- 第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

綾部市パートナーシップ届

届出日 年 月 日

綾部市長 様

私たちは、綾部市パートナーシップ制度の取扱いに関する要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合う関係を維持することを届け出ます。

	届出をする人	届出をする人
よみかた		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
よみかた		
戸籍上の氏名 ※		
住 所		
届出人署名		

※ 届出氏名に通称名を使用する場合には、戸籍上の氏名を記入してください。

(裏面)

綾部市パートナーシップ届に関する確認書

年 月 日届出

私たちは、綾部市パートナーシップ制度の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップを届出するにあたり、以下の内容を確認しました。

届出者

氏名

氏名

要綱の規定	確認事項（お互いに確認したことには、□に☑をつけてください。）	
第3条第1号	（年齢要件） 双方共に成年に達していること。	□
第3条第3号	（独身等であること） 双方共に現に、婚姻しておらず、かつ、届出をしようとする相手以外に事実婚の関係にある者又はパートナーシップを形成している者がいないこと。	□
第3条第4号	（近親者等でないこと） 民法第734条から第736条に規定する婚姻をすることができない者同士（届出をしようとする者同士が養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。	□
第10条	（受理証明書等の返還） 以下の事由に該当するときは、受理証明書等を返還すること。 （1）パートナーシップが解消されたとき。 （2）一方又は双方が死亡したとき。 （3）双方が本市の区域内に住所を有しなくなったとき。 （受領者が連携協定締結都市に転出し、当該都市の長に対してパートナーシップの継続を申し出る場合を除く。） （4）その他対象者の要件に該当しなくなったとき。	□

様式第 2 号（第 5 条関係）

綾部市パートナーシップ継続申告書

申告日 年 月 日

綾部市長 様

私たちは、綾部市パートナーシップ制度の取扱いに関する要綱に基づき、転入前の自治体において受理証明書等類似書類を交付されたこと及び互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合う関係を維持していることを申告します。

	申告をする人	申告をする人
よみかた		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
よみかた		
戸籍上の氏名 ※		
住 所		
申告書署名		

※ 申告する氏名に通称名を使用する場合は、戸籍上の氏名を記入してください。

(裏面)

綾部市パートナーシップ継続申告に関する確認書

年 月 日届出

私たちは、綾部市パートナーシップ制度の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップを継続申告するにあたり、以下の内容を確認しました。

届出者

氏名

氏名

要綱の規定	確認事項（お互いに確認したことには、□に☑をつけてください。）	
第7条第2項	（転入前の連携協定締結都市への情報提供） 市長が、受理証明書等を交付した事実及び申告にかかる事項を、転入前の住所の属する連携協定締結都市に通知することに同意する。	□
第10条	（受理証明書等の返還） 以下の事由に該当するときは、受理証明書等を返還すること。 （1）パートナーシップが解消されたとき。 （2）一方又は双方が死亡したとき。 （3）双方が本市の区域内に住所を有しなくなったとき。 （受領者が連携協定締結都市に転出し、当該都市の長に対してパートナーシップの継続を申し出る場合を除く。） （4）その他対象者の要件に該当しなくなったとき。	□

備考

- 1 転入前に交付を受けた受理証明書等類似書類（受理証明書又は受理証明書カード等）の写し、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（申告日以前3か月以内に発行のもの）を添付して提出してください。
- 2 本人確認書類の提示又はその写しを提出してください。

様式第 3 号（第 7 条関係）



第 号

綾部市パートナーシップ届受理証明書

様

様

お二人が、綾部市パートナーシップ制度の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの届出をされたことを証明します。

これからの人生を互いに支え合うパートナーとして歩まれるお二人のご多幸を祈念します。

年 月 日

綾部市長

※ 背景には適宜意匠を加えるものとする。

(裏面)

この受理証明書の提示を受けられた方へ

綾部市では、多様性が認められ人権が尊重されるまちづくりに向けた取組を進めています。

パートナーシップ制度は、届け出られたお二人が互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合う関係であることを証明するものです。

この制度により、市民や事業者の皆様に理解が広がり、安心して人生のパートナーとして綾部市で生活できることを期待しています。

この受理証明書の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。また、この制度を利用する方の性自認・性的指向等や本制度を利用していることを、本人の同意なく口外しないでください。

【特記事項】

※特記事項には、通称名使用の場合の戸籍上の氏名等を記載

様式第 4 号（第 7 条関係）

綾部市パートナーシップ届受理証明カード

お二人が、綾部市パートナーシップ制度の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの届出をされたことを証明します。

_____ 様 _____ 様

_____ 年 月 日

第 号
綾部市長

（裏面）

この受理証明カードの提示を受けられた方へ

綾部市では、多様性が認められ、人権が尊重されるまちづくりに向けた取組を進めています。

パートナーシップ制度は、届け出られたお二人が互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合う関係であることを証明するものです。

この制度により、市民や事業者の皆様に理解が広がり、安心して人生のパートナーとして綾部市で生活できることを期待しています。

この受理証明カードの提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいようお願いいたします。また、この制度を利用する方の性自認・性的指向等や本制度を利用していることを、本人の同意なく口外しないでください。

（特記事項）

- ※ 寸法は、縦 55 ミリメートル、横 91 ミリメートルとする。
背景には、適宜意匠を加えるものとする。
特記事項には、通称名使用の場合の戸籍上の氏名等を記載

様式第 5 号（第 8 条関係）

綾部市パートナーシップ届内容変更届

年 月 日

綾部市長 様

綾部市パートナーシップ制度の取扱いに関する要綱第 8 条の規定に基づき、届け出内容に変更があったことを届け出ます。

氏 名			
戸籍上の氏名※			
氏名	変更前		
	変更後		
通称名	変更前		
	変更後		
住所	変更前		
	変更後		

※ 届出者氏名に通称名を使用する場合は、戸籍上の氏名を記入してください。

変更の事実を確認できる書類と本人確認書類を提出してください。

様式第 6 号（第 9 条関係）

綾部市パートナーシップ届受理証明書等再交付申請書

年 月 日

綾部市長 様

年 月 日付で交付されたパートナーシップ届受理証明書等の再交付を受けたいので、綾部市パートナーシップ制度の取扱いに関する要綱第 9 条第 1 項の規定により申請します。

1 再交付を希望する理由（該当する□に✓をつけてください。）

紛失 毀損 改姓・改名 ※1 通称名の変更 ※2

※1 改姓・改名の場合、その事実が確認できる書類を添付してください。

※2 通称名の変更の場合、通称名を使用していることが確認できる書類を添付してください。

備考

- 1 紛失以外の理由の場合、交付済みの受領証明書等は返還してください。
- 2 本人確認書類を提出してください。

2 再交付を希望する受理証明書等の種類

（該当する□に✓をつけてください。）

- 綾部市パートナーシップ届受理証明書
 綾部市パートナーシップ届受理証明書カード

届出者

氏名		
戸籍上の氏名 ※		
住所		
連絡先		

※ 届出氏名に通称名を使用する場合には、戸籍上の氏名を記入してください。

様式第 7 号（第 10 条関係）

綾部市パートナーシップ届受理証明書等返還届

年 月 日

綾部市長 様

綾部市パートナーシップ制度の取扱いに関する要綱第 10 条の規定により、パートナーシップ届受理証明書等を返還します。

返還の理由（該当する□に✓をつけてください。）

- パートナーシップの解消
- パートナーの死亡
- 双方が本市に住所を有しなくなった。
- その他（ ）

届出者

氏名		
戸籍上の氏名 ※		
住所		
連絡先		

※ 届出氏名に通称名を使用する場合には、戸籍上の氏名を記入してください。

備 考

- 1 交付済みの受理証明書等は、返還してください。
- 2 本人確認書類を提出してください。

綾部市告示第 2 6 号

綾部市新婚生活支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市新婚生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、婚姻又は綾部市パートナーシップ制度の取扱いに関する要綱（令和 5 年綾部市告示第 2 5 号。以下「パートナーシップ要綱」という。）第 2 条第 2 項に規定するパートナーシップ（以下「パートナーシップ」という。）形成（以下「婚姻等」という。）に伴う経済的不安を軽減することで、本市の定住促進及び少子化対策を図ることを目的として、綾部市新婚生活支援事業補助金を予算の範囲内において交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 補助金を申請する年度の前年度の 3 月 1 日から補助金を申請する年度の 3 月末日において婚姻届を提出した世帯又はパートナーシップ要綱第 4 条に規定する綾部市パートナーシップ届（以下「パートナーシップ届」という。）を提出し、パートナーシップ要綱第 3 条に規定する要件を満たしていると認められた世帯等のうち、婚姻届又はパートナーシップ届の提出時において、夫婦又はパートナーシップにある者（以下「夫婦等」という。）の双方又は一方が 3 9 歳以下の者である世帯
- (2) 所得 給与所得者にあつては 1 年間の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した金額を、自営業者にあつては 1 年間の売上金額から必要経費を控除した金額をいう。
- (3) 府外からの移住者 補助金の交付申請を行う年度において住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 2 2 条第 1 項に規定する転入（本市の区域内に住所を定めるものに限る。以下「転入」という。）をした者であつて、転入をした日の前日において京都府外に引き続き 5 年以上住所を有していたものをいう。

(補助対象世帯)

第 3 条 補助金の対象となる世帯は、夫婦等のいずれかが本市に住所を有する新婚世帯で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付の申請を行う際に確認できる直近の夫婦等の所得の合計額が、5 0 0 万円未満であること。

- (2) 本市への居住が、夫婦等のいずれかの転勤、医療施設又は福祉施設への入所、学校への入学等による一時的なものではなく、夫婦等のいずれもが本市に定住する意思を有していること。
- (3) 夫婦等のいずれもが、市税及び府税等を滞納していないこと。
- (4) 夫婦等のいずれもが、この要綱による補助金又は他の地方自治体における同種の補助金等の交付の申請を行い、既に交付されていないこと。
- (5) 夫婦等のいずれもが、綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、前項に該当する新婚世帯として前年度に補助金の交付を受けた世帯もしくは受けようとした世帯であって、第5条に規定する上限額に交付を受けた補助金が達しなかったもの（前年度、新婚世帯であったものに限る。）についても当該年度に限り補助金の対象とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するもので、補助金を申請する年度中に支払われる経費とする。

- (1) 婚姻等に伴う新規の住宅購入に係る建物購入費
- (2) 婚姻等に伴う新規の住宅賃借に係る賃料及び共益費並びに仲介手数料。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は当該住宅手当に相当する額を、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあってはその全額に相当する額を控除した額とする。
- (3) 婚姻等に伴う本市に所在する住宅への引越しに要する費用（引越事業者又は運送事業者に対して支払った実費とし、1世帯につき1回限りとする。）

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の支出額の合計額（他の制度により、賃貸住宅に係る賃料又は引越しに要する費用に対する助成金等の対象となる場合は、当該助成金等の額を控除した額）と次の表に掲げる補助基準額を比較して、いずれか少ない方の額とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、第3条第2項に規定する世帯が前年度に交付を受けている場合は、その交付額を補助金の額から差し引いて得た額を上限額とする。

補助対象者年齢	補助基準額	
	夫婦等の双方又は一方が府外からの移住者ではない場合	夫婦等の双方又は一方が府外からの移住者である場合
夫婦等ともに29歳以下	60万円／世帯	120万円／世帯
夫婦等ともに39歳以下（夫婦等とも29歳以下除く。）	30万円／世帯	60万円／世帯
夫婦等のいずれかが39歳以下	18万円／世帯	36万円／世帯

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする新婚世帯に属する者（夫婦等のいずれかに限る。）

以下「申請者」という。)は、綾部市新婚生活支援事業(資格確認)補助金(変更)交付申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に誓約書(様式第2号)及び関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、申請内容に変更が生じた場合は、申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 第3条第2項に定めるもので補助金の交付を受けていない世帯が補助金の交付申請を行う場合は、補助金の交付申請を行う前年度中に申請書に誓約書(様式第2号)及び関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、綾部市新婚生活支援事業補助金(変更)交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第3項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、その結果を綾部市新婚生活支援事業資格認定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を決定した後、申請者から提出された綾部市新婚生活支援事業補助金交付請求書(様式第5号)に基づき補助金の交付を行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が虚偽の申請その他不正な手段により交付の決定を受けたことが明らかになった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、当該補助金の交付の決定を受けた者にその旨を通知する。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を請求するものとする。

(財産処分の制限)

第10条 申請者は、当該補助金により取得した財産について、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きに規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。

(報告等)

第11条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、申請者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 申請者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長

様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

綾部市新婚生活支援事業（資格確認）補助金（変更）交付申請書

年度綾部市新婚生活支援事業補助金を受けたいので、綾部市新婚生活支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請金額 円

2 世帯内容

ふりがな 氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
婚姻日等	年 月 日	
婚姻等をした年齢	歳	歳
所得	円	円
府外からの移住者 (※1)	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない

3 対象事業 住宅購入 住宅賃借 引越し

4 事業内容

住 宅 購 入	契約日	年 月 日	
	事業費	円	
住 宅 賃 借	契約日	年 月 日	
	対象期間（賃料・共 益費）	年 月 日～ 年 月 日	
	事業費	円	
	（内訳）	賃料 共益費 仲介手数料	円 円 円
	控除額		円
	（内訳）	住宅手当 住宅扶助・家賃補助	円 円
引越し	実施日	年 月 日	
	事業費	円	
事業費合計		円	

※1 府外からの移住者：当該補助金の交付申請を行う年度において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をした者であって、転入をした日の前日において京都府外に引き続き5年以上住所を有していた者

5 添付書類

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等婚姻関係がわかる書類又はパートナーシップ届受理証明書等パートナーシップにあることがわかる書類の写し
- (3) 夫婦等の所得を確認できる書類（所得証明書又は課税（非課税）証明書）
- (4) 夫婦等の市税及び府税等の滞納の有無が確認できる書類
- (5) （住宅購入又は賃借の場合）住宅の売買又は賃貸借に係る契約書の写し
- (6) 領収書等支出を証する書類及び費用内訳の分かる書類
- (7) （住宅購入の場合）本事業に係る住宅の建物登記簿の全部事項証明
- (8) （住宅賃借の場合）住宅手当の支給を証する書類（給与明細又は住宅手当支給証明書）
- (9) （該当する場合）貸与型奨学金を返済したことが分かる書類
- (10) （住宅扶助・家賃補助を受けている場合）住宅の家賃補助等の支給を証する書類
- (11) 誓約書（様式第2号）
- (12) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名

⑨

誓 約 書

綾部市新婚生活支援事業補助金の申請に当たり、下記のことについて誓約します。

記

- 1 綾部市への居住は、私又は配偶者若しくはパートナーのいずれかの転勤、医療施設又は福祉施設への入所、学校への入学等による一時的な居住ではなく、夫婦等の双方が綾部市内に定住する意思を有しています。
- 2 私及び配偶者又はパートナーは、綾部市新婚生活支援事業補助金又は他の地方自治体における同種の補助金等の交付を申請し、既に交付されたことはありません。
- 3 私及び配偶者又はパートナーは、綾部市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等ではありません。
- 4 綾部市新婚生活支援事業補助金交付要綱第 9 条に該当することが判明した場合は、補助金の交付決定が取り消され、補助金の返還が必要であることを確認しました。

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市新婚生活支援事業補助金（変更）交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度綾部市新婚生活支援事業補助金については、綾部市新婚生活支援事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交 付	交付決定額	円
不 交 付	(理由)	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長 印

綾部市新婚生活支援事業資格認定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度綾部市新婚生活支援事業にかかると資格認定の申請については、綾部市新婚生活支援事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

記

審査結果	認定（不認定）
------	---------

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

綾部市告示第 27 号

綾部市水源の里指定集落人材派遣事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 27 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市水源の里指定集落人材派遣事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、綾部市水源の里条例（平成 18 年綾部市条例第 58 号）第 3 条の規定により指定を受けた水源の里集落（以下「集落」という。）における集落活動を支援するため、集落が利用する人材派遣に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例（令和 3 年京都府条例第 25 号）第 8 条の規定による移住者受入・活躍応援計画の指定を受けた地域に属する集落とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費は、集落活動を実施する際に利用する、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）に基づく事業（以下「特定地域づくり事業」という。）における人材派遣の利用料金とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、特定地域づくり事業による人材派遣の利用料金に 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

2 前項の補助金の額に、100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする集落（以下「申請者」という。）は、綾部市水源の里指定集落人材派遣事業補助金交付申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第 6 条 市長は、前条に規定する申請があったときはその内容を審査し、交付の可否を決定し、綾部市水源の里指定集落人材派遣事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、第4条の申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに綾部市水源の里指定集落人材派遣事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者は、当該事業完了後速やかに綾部市水源の里指定集落人材派遣事業補助金実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、補助金の交付申請を行った申請者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

団 体 名
代表者住所
代表者氏名

綾部市水源の里指定集落人材派遣事業補助金交付申請書

綾部市水源の里指定集落人材派遣事業補助金の交付を受けたいので、綾部市水源の里指定集落人材派遣事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

派 遣 の 概 要 (事業の内容及び 実施方法等)	
補助金交付申請額	円
事業の実施時期	年 月 日 ～ 年 月 日
事業の実施場所	
添 付 書 類	(1) 利用計画書(別紙) (2) その他市長が必要と認める書類

(別紙)

利 用 計 画 書

(単位：円)

利用日	利用時間	利用料金 (時間×利用料金単価)	内 容
利用料金合計			

※利用料金単価については、特定地域づくり事業を実施する協同組合の時間単価に基づく。

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市水源の里指定集落人材派遣事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市水源の里指定集落人材派遣事業補助金の交付につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市水源の里指定集落人材派遣事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不交付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

綾部市水源の里指定集落人材派遣事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助金について、下記のとおり（変更・中止）したいので、綾部市水源の里指定集落人材派遣事業補助金交付要綱第 7 条の規定により申請します。

記

変 更 申 請 額	変更後 円
	変更前 円
変 更 ・ 中 止 の 理 由	
添 付 書 類	(1) 利用変更計画書（別紙）

(別紙)

利 用 変 更 計 画 書

(単位：円)

利用日	利用時間	利用料金 (時間×利用料金単価)	内 容
利用料金合計			

※利用料金単価については、特定地域づくり事業を実施する協同組合の時間単価に基づく。

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

団 体 名
 代表者住所
 代表者氏名

綾部市水源の里指定集落人材派遣事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市水源の里指定集落人材派遣事業補助金について、下記のとおり実施したので綾部市水源の里指定集落人材派遣事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

派遣の概要 (事業の内容及び 実施方法等)	
補助金交付決定額	円
事業の実施時期	年 月 日 ~ 年 月 日
事業の実施場所	
添付書類	(1) 利用実績書・派遣利用料明細書 (別紙) (2) その他市長が必要と認めるもの

(別紙)

利用実績書・派遣利用料明細書

利用団体名
 代表者住所
 代表者氏名

上記利用団体について、 年 月 日から 年 月 日まで当
 協同組合の人材派遣を利用した実績は、下記のとおりです。

年 月 日
 組 合 名
 代表者氏名

印

(単位：円)

利用月日	利用時間	利用料	支払日	備 考
利用料金 合計				

綾部市告示第 28 号

綾部市多子世帯、三世代同居・近居住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 27 日

綾部市長 山崎 善也

綾部市多子世帯、三世代同居・近居住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子育て世帯の経済的負担の軽減及び世代間の子育て支援の促進を図るため、子育て世帯が実施する住宅のリフォームに要する経費について、予算の範囲内において綾部市多子世帯、三世代同居・近居住宅リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（胎児を含む。）をいう。
- (2) 多子世帯 3 人以上の子が属する世帯をいう。
- (3) 親子 子及び子の父母（父又は母のいずれか 1 人の場合を含む。）をいう。
- (4) 祖父母等 子の祖父母及び曾祖父母（祖父若しくは祖母又は曾祖父若しくは曾祖母のいずれか 1 人の場合を含む。）をいう。
- (5) 三世代同居 補助金の交付を申請する年度において親子及び祖父母等の一方又は双方が住所変更（住民票に記載されている住所を変更することをいう。次号において同じ。）を行い、当該親子及び祖父母等が市内の同一の住宅に居住することをいう。
- (6) 三世代近居 補助金の交付を申請する年度において親子及び祖父母等の一方又は双方が住所変更を行い、次のいずれかに該当することをいう。
 - ア 当該住所変更前において直線距離が 2 キロメートルを超える住宅にそれぞれ居住する親子及び祖父母等が市内の直線距離が 2 キロメートル以内の住宅にそれぞれ居住すること。
 - イ 当該住所変更前において一方又は双方が市外に居住する親子及び祖父母等が市内の住宅にそれぞれ居住すること（アに該当する場合を除く。）。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 多子世帯に属する者又は三世代同居若しくは三世代近居をする予定である者である

こと。

- (2) 市税及び府税等の滞納がない世帯に属する者であること。
- (3) 三世代同居又は三世代近居をする予定である者に該当することにより補助対象者となる場合で、当該親子及び祖父母等に係る他の世帯があるときは、当該世帯に市税及び府税等の滞納がないこと。
- (4) 子の親権者の年収の合算額が750万円未満であること。
- (5) 世帯の全員が、この要綱又は綾部市新婚生活支援事業補助金交付要綱（令和5年綾部市告示第26号）に基づく補助金を受けていないこと。

2 三世代同居又は三世代近居をするために補助金の交付を受ける場合は、当該親子及び祖父母等に係るいずれかの世帯のみ、補助金の交付を受けることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、補助対象者とししない。

- (1) 三世代同居をする予定である者及び三世代近居（前条第6号アに係るものに限る。）をする予定である者で、補助金の交付を申請する日前2年以内において、当該親子及び祖父母等が同一の住宅に居住していた場合又は距離が2キロメートル以内の住宅にそれぞれ居住していた場合
- (2) 三世代近居（前条第6号イに係るものに限る。）をする予定である者で、補助金の交付を申請する日前2年以内において、当該親子及び祖父母等が同一の住宅に居住していた場合、距離が2キロメートル以内の住宅にそれぞれ居住していた場合又は市内の住宅にそれぞれ居住していた場合
- (3) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及びその2親等内の親族又は現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員その他市長が不相当と認める場合

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象事業は、多子世帯が居住するため、又は三世代同居若しくは三世代近居をするため、市内の住宅のリフォームを行う事業で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、借家に係るものについては、当該借家の所有者の同意を得たものに限る。

- (1) 住宅の機能を維持し、又は向上させるため、住宅の一部の修繕、模様替え、取替え等を行う工事
- (2) 子育て又は三世代同居若しくは三世代近居をするために市長が必要と認める工事
- (3) 工事費が10万円以上の工事
- (4) 補助金の交付の決定の日の属する年度の3月1日までに完了する工事
- (5) 市の他の助成等を受けて行う工事でないこと。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、100万円を限度額とする。

2 補助金の交付を申請する年度において市内に転入した者であって、当該転入した日の

前日において引き続き5年以上京都府外に住所を有していた者が属する世帯に係る限度額は、200万円とする。

- 3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、第4条に規定する補助対象事業に着手する前に、綾部市多子世帯、三世代同居・近居住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる各号の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 工事を行う箇所の写真(着工前)
- (3) 世帯全員の市税及び府税等の滞納の有無が確認できる書類
- (4) 子の親権者の所得証明書又は課税(非課税)証明書
- (5) 誓約書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(着工)

第7条 補助対象事業の着工は、次条の規定による交付決定後に行うものとする。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、第6条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を綾部市多子世帯、三世代同居・近居住宅リフォーム支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その申請事項を変更しようとするとき又は、当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、綾部市多子世帯、三世代同居・近居住宅リフォーム支援事業補助金変更承認申請書(様式第3号)に、第6条各号に掲げる書類のうち当該変更等に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査の上、変更等の可否を決定し、その結果を綾部市多子世帯、三世代同居・近居住宅リフォーム支援事業補助金変更承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、事業が完了したときは、綾部市多子世帯、三世代同居・近居住宅リフォーム支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定があった日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し

- (2) 契約書の写し
- (3) 世帯全員の住民票の写し（三世代同居又は三世代近居をする予定である者に該当することにより補助対象者となる場合にあっては、当該親子及び祖父母等に係る世帯全員の住民票の写し）
- (4) 工事を行った箇所の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、綾部市多子世帯、三世代同居・近居住宅リフォーム支援事業補助金額確定通知書（様式第6号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 関係法令に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 別に定める誓約書の誓約事項を遵守しなかったとき
- (4) 補助事業を休止し、又は廃止したとき
- (5) 前条に規定する審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 交付決定者は、補助事業完了後に、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、綾部市多子世帯、三世代同居・近居住宅リフォーム支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（財産の処分の制限）

第14条 交付決定者は、補助金で工事を行った住宅等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数の間、本事業の目的に沿って適切に管理するものとする。

2 交付決定者が、前項に規定する期間を経過せずに処分した場合、市長は、補助金を返還させることができる。

（関係書類の保管等）

第15条 交付決定者は、補助事業の経理に係る帳簿及び証拠となる書類を整理し、かつ、

告 示

これらの書類を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に契約された補助対象事業から適用する。

様式第 2 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市多子世帯、三世代同居・近居住宅リフォーム支援事業補助金
交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました綾部市多子世帯、三世代同居・近
居住宅リフォーム支援事業補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部
市多子世帯、三世代同居・近居住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基
づき通知します。

記

補助対象事業	多子世帯、三世代同居・近居住宅リフォーム支援事業
交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3
か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったこと
を知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算し
て 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求
をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して
6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、
提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月
以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴
えを提起することができなくなります。）。

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住 所
氏 名
電話番号

綾部市多子世帯、三世代同居・近居住宅リフォーム支援事業
補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市多子世帯、三世代同居・近居住宅リフォーム支援事業補助金について、下記のとおり変更したいので、綾部市多子世帯、三世代同居・近居住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき申請します。

記

変 更 内 容	
変 更 理 由	
施工予定期間	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり（変更後の期間） 年 月 日 ～ 年 月 日
変 更 前 の 補助対象工事費	円
交 付 決 定 額	円
変 更 後 の 補助対象工事費	円
変更後の補助 金交付申請額	円 補助対象工事費×1/2（千円未満切捨）100万円以内（京都府外からの移住者は200万円以内）

様式第 4 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長



綾部市多子世帯、三世代同居・近居住宅リフォーム支援事業
補助金変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市多子世帯、三世代同居・近居住宅リフォーム支援事業補助金の変更につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市多子世帯、三世代同居・近居住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき通知します。

記

承 認

補助金交付決定額 円

不 承 認

理 由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名

綾部市多子世帯、三世代同居・近居住宅リフォーム支援事業
補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定通知を受けた上
記補助事業に関する 年度消費税及び地方消費税の額について、下記のとおり確定
しましたので、綾部市多子世帯、三世代同居・近居住宅リフォーム支援事業補助金交付要
綱第13条の規定に基づき、報告します。

記

1 補助金額

円

2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕
入控除税額

円

4 補助金返還相当額（3－2）

円

注 別紙として積算の内訳を添付してください。

綾部市告示第 29 号

綾部市飲用井戸等水質検査費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 27 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市飲用井戸等水質検査費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、上水道未給水区域において、井戸等により確保されている飲用水の安全性を確保するため、飲用水の水質検査に要した費用の一部を、予算の範囲内において飲用井戸等水質検査費補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「飲用井戸等」とは、家事用等の飲用に使用している井戸等をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、未給水区域に居住し、又は居住しようとする者のうち、単独又は共同利用により飲用井戸等を所有し、若しくは使用しているもの、又は自治会の集会所等の飲用井戸等を所有し、若しくは借り受けて使用しているものとする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、別表に掲げる項目及び水質基準であってトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち、検査場所周辺の水質検査結果等から判断して市長が必要と認める項目の水質検査に要した経費とする。

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、水質検査に要した費用に 3 分の 2 を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、10,000 円を限度とする。

2 補助金の交付は、同一年度内に飲用井戸等 1 か所につき 1 回に限る。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市飲用井戸等水質検査費補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 水質検査機関が交付する水質検査結果

(2) 領収書（写し）

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、綾部市飲用井戸等水質検査費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知をするものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 補助金の請求をしようとする者は、綾部市飲用井戸等水質検査費補助金請求書（様式第3号）を提出するものとし、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者があるときは、当該補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）
水質検査項目

No	項 目	水 質 基 準
1	一般細菌	1 m l の検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
9	亜硝酸態窒素	0.04 m g / l 以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 m g / l 以下であること。
38	塩化物イオン	200 m g / l 以下であること。
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 m g / l 以下であること。
47	p H 値	5.8以上8.6以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5度以下であること。
51	濁度	2度以下であること。

備考 この表における項目名は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する項目の一部である。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

郵便番号
申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話

綾部市飲用井戸等水質検査費補助金交付申請書

綾部市飲用井戸等水質検査費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 設 置 場 所 綾部市
- 2 交 付 申 請 額
- 3 井戸等使用者 ※該当する項目に○をつけてください。
（1）単独 （2）共同（ 世帯）
- 4 水質検査機関
- 5 添 付 書 類
（1）水質検査機関が交付する水質検査結果
（2）領収書（写し）

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市飲用井戸等水質検査費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市飲用井戸等水質検査費補助金交付について、綾部市飲用井戸等水質検査費補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 3 号（第 8 条関係）

綾部市飲用井戸等水質検査費補助金請求書

請求金額 金 _____ 円

年 月 日付け 第 _____ 号で交付決定のありました綾部市飲用井戸等水質検査費補助金について、上記のとおり請求します。

年 月 日

綾部市長 様

郵便番号
請求人 住 所
ふり がな
氏 名
電 話

㊟

【補助金の振込先】

金融機関			支店名				
科 目	普通（総合） 当座	口座番号					
（フリガナ） 名義人							

※申請者ご本人以外の口座への振り込みを希望される場合は、委任欄に記入してください。

委 任 欄	<p>上記、補助金の領収を _____ に委任します。</p> <p>氏名 _____ ㊟</p>
-------------	---

綾部市告示第 30 号

綾部市飲用井戸等整備事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 27 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市飲用井戸等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、上水道未給水区域において、より良質で安定した飲用水等（飲用、炊事用、入浴用、洗濯用その他の日常生活に要する水をいう。以下同じ。）の確保を図るため、飲用井戸等の給水施設を整備する者に対し、当該整備に要する費用の一部について予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 未給水区域 綾部市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 42 年綾部市条例第 26 号）第 2 条第 2 項に規定する給水区域（以下「給水区域」という。ただし睦寄町については長野・志古田地区に限る。）以外の区域をいう。
- (2) 給水施設 飲用水等の確保のため飲用井戸等の取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水の施設のうち市長が認めたものをいう。
- (3) 水質検査 飲用井戸等衛生対策要領（昭和 62 年 1 月 29 日付け衛水第 12 号。以下「衛生対策要領」という。）の水質検査項目について、水質検査機関（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 20 条第 3 項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者をいう。）が検査することをいう。
- (4) 浄水器 衛生対策要領に規定する水質基準に適合するよう浄化することが可能な設備であり、かつ、次に掲げる事項の全てに該当するものをいう。
 - ア 飲用水等を供給する給水装置に接続できること。
 - イ 耐用年数が通常の使用方法において 5 年以上であること。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 未給水区域の住宅に居住し、又は居住しようとする者のうち、単独又は共同利用により井戸等の給水施設を整備しようとする者であって、次のいずれにも該当しないものとする。
 - ア 他人の土地に給水施設を設置する場合において、当該土地の所有者の承諾を得ていない者

イ 市税（市外から転入しようとする者は、申請時において当該者が現に居住する市区町村の市区町村税。以下同じ。）を滞納している者

(2) 未給水区域の住宅に居住する者であつて、単独又は共同で利用する給水施設に係る既設の水源が、災害等により枯渇、汚染又は破損し、飲用水等の確保が著しく困難となったもの

(3) 未給水区域の自治会等の集会所において、飲用水等の給水施設等を整備しようとする者

（補助対象施設等）

第4条 補助対象となる施設は、主たる自己の居住用に供する住宅及び自治会の集会所とする。ただし、次の各号に掲げる施設は除く。

(1) 別荘などの一時的な居住の用に供するもの

(2) 事務所、店舗その他これらに類する事業用建物（住宅併用にあつては居住用とみなす。）

(3) 賃貸住宅

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、次の各号に掲げる工事等の費用とする。ただし、次の各号に掲げる工事等のうち、過去において、この要綱の規定による補助金の交付を受けたもので、補助金交付の翌年度から起算して10年以上経過していないものは除く。

(1) ボーリング工事（打抜き工事及び素掘り工事を含む。）

(2) 取水管工事

(3) ポンプ設置工事

(4) 給水管工事（屋内配管工事を除く。）

(5) 電気導線工事

(6) 貯水タンク設置工事

(7) 飲用井戸新設時の水質検査

(8) 飲用水等の原水の水質が水質基準に適合しない場合に設置する浄水器の設置工事

(9) 前号の浄水器を設置する場合にあつては、当該設置前に水質基準に適合していなかった項目に係る当該設置後における水質検査

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、50万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、共同利用の給水施設にあつては、補助対象経費の3分の2以内の額とし、100万円を限度とする。

3 前2項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市飲用井戸等整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、工事に着手する前に、市長に提出しなければならない。

(1) 事業予定場所の位置図

- (2) 代表者選任届兼誓約書（様式第2号。共同利用の場合）
- (3) 土地使用承諾書（様式第3号。共同利用の場合又は他人の土地に給水施設を設置する場合）
- (4) 設計図面（平面図）
- (5) 工事等の費用内訳が明記されている見積書の写し
- (6) 市税に滞納がないことを証する書類
- (7) 給水施設が使用不能となったことを証する書類（災害等の場合）
- (8) 飲用水等の原水の水質が水質基準に適合しないことを証する書類並びに浄水器の性能及び仕様を証する書類（浄水器を設置する場合）
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その書類等を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、綾部市飲用井戸等整備事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第9条 申請者は、前条の規定による交付の決定の通知を受けた後、補助事業に着手するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、やむを得ない理由がある場合は、市長の承認を得て前条の規定による交付の決定の通知を受ける前に補助事業に着手することができる。

（変更等の申請）

第10条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、第7条に規定する申請の内容を変更し、又は中止する場合は、速やかに綾部市飲用井戸等整備事業費補助金変更等承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告書）

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、綾部市飲用井戸等整備事業費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る請求書（工事等の費用内訳の記載があるもの。）及び領収書の写し
- (2) 工事写真（着工前、工事中及び完成後）
- (3) 竣工図面（平面図）
- (4) 柱状図（ボーリング工事を行った場合）
- (5) 飲用井戸を新設した場合にあっては、第2条に掲げる水質検査項目の結果の写し
- (6) 浄水器を設置した場合にあっては、当該設置前に飲用水等の原水の水質が水質基準に適合していなかった項目に係る当該設置後における水質検査結果の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
（補助金の請求及び交付）

第 1 2 条 補助対象者は綾部市飲用井戸等整備事業費補助金請求書（様式第 7 号）を提出するものとし、市長はこれに基づき、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 1 3 条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者がいるときは、当該補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（施設の維持管理）

第 1 4 条 補助金の交付を受けた者は、衛生確保のため、補助事業により整備した給水施設を適正に管理するとともに、定期的に水質検査を行わなければならない。

（その他）

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

郵便番号
申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話

綾部市飲用井戸等整備事業費補助金交付申請書

綾部市飲用井戸等整備事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 事業の場所 綾部市
- 2 事業の概要

- 3 着手予定日 年 月 日
- 4 完了予定日 年 月 日
- 5 予定施工業者
住所
氏名
- 6 事業費 円
- 7 補助金交付申請額 円

添付書類

- (1) 事業予定場所の位置図
- (2) 代表者選任届兼誓約書（様式第 2 号。共同利用の場合）
- (3) 土地使用承諾書（様式第 3 号。共同利用の場合又は他人の土地に給水施設を設置する場合）
- (4) 設計図面（平面図）
- (5) 工事等の費用内訳が明記されている見積書の写し
- (6) 市税に滞納がないことを証する書類
- (7) 給水施設が使用不能となったことを証する書類（災害等の場合）

- (8) 飲用水等の原水の水質が水質基準に適合しないことを証する書類並びに浄水器の性能及び仕様を証する書類（浄水器を設置する場合）
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

代表者選任届兼誓約書

年 月 日

綾部市長 様

代 表 者

住 所

ふり がな
氏 名

㊟

綾部市飲用井戸等整備事業に係る一切の権限を上記代表者に委任したので届け出ます。

また、綾部市飲用井戸等整備事業費補助金交付要綱により、綾部市の補助金を受けて実施する飲用井戸等整備事業について、将来において問題が生じた場合は、事業実施者の責任において解決することを誓約します。

共同利用者名簿

住 所	ふり がな 氏 名
	㊟
	㊟
	㊟
	㊟
	㊟
	㊟
	㊟
	㊟

様式第 3 号（第 7 条関係）

土地使用承諾書

年 月 日

綾部市長 様

使 用 者

住 所

ふり がな
氏 名

土地の所在	
土地の面積	m ²
使用目的	
使用期間	
その他	

私の所有する土地を上記のとおり使用することを承諾します。

年 月 日

土地所有者

住 所

ふり がな
氏 名

㊞

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長 印

綾部市飲用井戸等整備事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市飲用井戸等整備事業費補助金について、綾部市飲用井戸等整備事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 5 号（第 10 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

郵便番号
申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話

綾部市飲用井戸等整備事業費補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた綾部市飲用井戸等整備事業費補助金について下記のとおり（変更・中止）したいので、綾部市飲用井戸等整備事業費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更・中止の別 変更 中止

2 変更・中止の内容

変更前 円

変更後 円

3 変更・中止理由

4 添付書類

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

郵便番号
申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話

綾部市飲用井戸等整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた綾部市飲用井戸等整備事業費補助金について、事業が完了したので、綾部市飲用井戸等整備事業費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により報告します。

記

補助金決定額 円

添付書類

- (1) 補助事業に係る請求書（工事費等の費用内訳の記載があるもの。）及び領収書の写し
- (2) 工事写真（着工前、工事中及び完成後）
- (3) 竣工図面（平面図）
- (4) 柱状図（ボーリング工事を行った場合）
- (5) 飲用井戸を新設した場合にあっては、第 2 条に掲げる水質検査項目の結果の写し
- (6) 浄水器を設置した場合にあっては、当該設置前に飲用水等の原水の水質が水質基準に適合していなかった項目に係る当該設置後における水質検査結果の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

綾部市飲用井戸等整備事業費補助金請求書

請求金額 金 _____ 円

年 月 日付け 第 _____ 号で交付決定のありました綾部市飲用井戸等整備事業費補助金について、上記のとおり請求します。

年 月 日

綾部市長 様

郵便番号
請求人 住 所
ふり がな
氏 名 ㊟
電 話

【補助金の振込先】

金融機関			支店名				
科 目	普通（総合） 当座	口座番号					
(フリガナ) 名義人							

※申請者ご本人以外の口座への振り込みを希望される場合は、委任欄に記入してください。

委 任 欄	<p>上記、補助金の領収を _____ に委任します。</p> <p>氏名 _____ ㊟</p>
-------------	---

綾部市告示第 3 1 号

綾部市下水道接続補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市下水道接続補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、水洗化の普及促進を図り、し尿浄化槽を撤去又はくみ取便所を水洗便所に改造して新たに排水設備を設置しようとする低所得世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道 綾部市下水道条例（平成 6 年綾部市条例第 2 0 号。以下「下水道条例」という。）により行う公共下水道、綾部市農業集落排水施設条例（平成 7 年綾部市条例第 4 1 号。以下「農集排条例」という。）により行う農業集落排水施設及び、綾部市特定地域生活排水処理条例（平成 1 4 年綾部市条例第 4 3 号。以下「特定条例」という。）により行う戸別合併処理浄化槽をいう。
- (2) 排水設備 下水道条例第 2 条第 4 号又は農集排条例第 2 条第 4 号、特定条例第 2 条第 4 号に規定する排水設備をいう。
- (3) くみ取便所 くみ取口を有する大小便所又は大小兼用便所をいう。
- (4) 水洗便所 下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 1 1 条の 3 第 1 項に規定する水洗便所で、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業においては、汚水管がそれぞれの下水道施設に接続をしたものとする。
- (5) 改造工事 くみ取便所を水洗便所に改造する工事（浄化槽（浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）第 3 条の 2 第 2 項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 6 号）附則第 2 条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。）を廃止し、公共下水道又は農業集落排水施設に連結する工事を含む。）及び排水設備を設置し、又は改造する工事をいう。ただし、家屋等の新築又は建替えに伴うものは除く。
- (6) 専用住宅 主に居住を目的とした住宅（小規模店舗等を併設したもの（併設された店舗等の床面積が総床面積の 2 分の 1 未満のものに限る。））

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 前年の総収入（これにより難いときは、前々年の総収入）が住民税非課税世帯に属する者であること。
- (2) 市税、下水道使用料、下水道受益者負担金等に滞納がないこと。
- (3) 綾部市下水道条例施行規程（平成30年綾部市上下水道事業管理規程第16号）第5条又は綾部市農業集落排水施設条例施行規程（平成30年綾部市上下水道管理規程第17号）第6条、綾部市特定地域生活排水処理事業条例施行規程（平成30年綾部市上下水道事業管理規程第18号）第12条のいずれかに定める排水設備計画確認申請書による確認をこれから受けようとする者であること。
- (4) 排水設備の設置を行おうとする既存専用住宅を所有又はその住宅に居住している者であること。
- (5) 次条に定める工事を下水道の供用開始の日から3年以内に行おうとする者であること。

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号から第4号までに該当する者が、災害等のやむを得ない事由により同項第5号に規定する期間内に工事を施工することができなかつたと市長が認めるときは、当該者を補助対象者とする。

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となる工事は、既存の専用住宅を下水道に接続するため使用浄化槽を撤去又はくみ取便所を水洗便所に改造し、新たに排水設備を設置する工事とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) くみ取便所を水洗化し新たに下水道への接続を行う場合 30万円を限度とし、補助対象工事に要する費用に2分の1を乗じて得た額
- (2) 浄化槽を廃止し、新たに公共下水道又は農業集落排水施設に接続を行う場合 20万円を限度とし、補助対象工事に要する費用に2分の1を乗じて得た額

2 前項各号に掲げる額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市下水道接続補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は第3条第1項第3号に規定する排水設備等の計画の確認の申請と同時にしなければならない。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、これを審査の上、その可否を決定し、綾部市下水道接続補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更等の申請）

第8条 申請者は前条に規定する決定通知書の交付を受けた後において、第6条第1項に

おける申請内容を変更し又は中止しようとするときは、直ちに綾部市下水道接続補助金変更等承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 申請者は、排水設備設置工事が完了し、当該工事が下水道条例第7条又は農集排水条例第7条第2項、特定条例第9条第2項に規定する完了検査に合格したときは、綾部市下水道接続補助金実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告は、完了検査合格後1か月以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（補助対象者の範囲の経過措置）

2 令和8年3月31日までの間は、第3条第1項第5号及び同条第2項の規定は、適用しない。

綾部市告示第 3 2 号

綾部市合併処理浄化槽新規設置事業者補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市合併処理浄化槽新規設置事業者補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域の活性化を図るため、共同住宅、店舗、事務所等を新築し合併処理浄化槽（5 人槽から 5 0 人槽）を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「合併処理浄化槽」とは、浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽のうち、し尿と雑排水（工場排水、雨水その他特殊な排水を除く。）を併せて処理するもので、別表第 1 に掲げる要件のすべてに適合するものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、公共下水道全体計画区域のうち、事業計画に含まれていない区域及び特定用途制限地域のうち、特定沿道地区（公共下水道及び農業集落排水の供用開始区域を除く。）において、共同住宅、店舗、事務所等を新築し合併処理浄化槽を設置する者とする。ただし別表第 2 に掲げる者を除く。

(補助金額)

第 4 条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する経費に相当する額とし、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（平成 1 7 年 4 月 1 1 日付け環廃対発第 0 5 0 4 1 1 0 0 2 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）別表第 3（区分：浄化槽）に定める基準額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市合併処理浄化槽新規設置事業者補助金交付申請書（様式第 1 号）に市長が指示する書類を添えて、工事に着手する前に市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定するものとし、綾部市合併処理浄化槽新規設置事業者補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第 7 条 申請者は、前条に規定する交付決定通知を受けた後、工事に着手するものとする。

(変更等の申請)

第 8 条 第 6 条の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金申請内容を変更するとき又は補助事業を中止しようとするときは、綾部市合併処理浄化槽新規設置事業者補助金変更等承認申請書（様式第 3 号）に市長が指示する書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 9 条 補助対象者は、補助金に係る工事が完了した日から起算して 1 か月を経過する日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで、綾部市合併処理浄化槽新規設置事業者補助金実績報告書（様式第 4 号）に市長が指示する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 10 条 市長は、綾部市合併処理浄化槽新規設置事業者補助金交付請求書（様式第 5 号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第 11 条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、補助金を他の用途に使用したとき又は補助金交付の条件に違反したときは、当該補助金の交付の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(工事の確認)

第 12 条 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

(施設の維持管理)

第 13 条 補助対象者は、補助事業により整備した合併処理浄化槽について、定期的に清掃及び検査を行い、適正に管理しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

合併処理浄化槽の要件

- 1 浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）第 4 条第 1 号に規定する構造基準に適合するもの
- 2 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率 9 0 パーセント以上、放流水の BOD 2 0 ミリグラム毎リットル（日間平均値）以下の機能を有するとともに、平成 4 年 1 0 月 3 0 日付け衛浄第 3 4 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合するもの
- 3 処理対象人員 5 0 人以下のもの

別表第 2（第 3 条関係）

補助対象とならない設置者

- 1 浄化槽法第 5 条第 1 項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- 2 他人の土地に合併処理浄化槽を設置する場合において、当該土地の所有者の承諾を得ていない者
- 3 市税及び水洗化事業の負担金、使用料等を滞納している者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員

綾部市告示第 3 3 号

綾部市公用自動車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市公用自動車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱等の一部を改正する告示

(綾部市公用自動車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱の一部改正)

第 1 条 綾部市公用自動車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱（平成 30 年綾部市告示第 1 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「綾部市個人情報保護条例（平成 1 5 年 7 月 1 8 日条例第 3 1 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）」に改める。

(綾部市防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部改正)

第 2 条 綾部市防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱（平成 3 0 年綾部市告示第 1 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「綾部市個人情報保護条例（平成 1 5 年 7 月 1 8 日条例第 3 1 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）」に改める。

(綾部市成年後見制度に係る市長による審判請求実施要綱の一部改正)

第 3 条 綾部市成年後見制度に係る市長による審判請求実施要綱（平成 2 7 年綾部市告示第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「綾部市個人情報保護条例（平成 1 5 年綾部市条例第 3 1 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 3 5 号

綾部市水源の里活性化補助金交付要綱（平成 2 4 年綾部市告示第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号、様式第 3 号、様式第 4 号及び様式第 5 号中「㊤」を削る。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 3 6 号

綾部市水源の里定住支援給付金等交付要綱（平成 2 9 年綾部市告示第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号、様式第 3 号及び様式第 4 号中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 37 号

綾部市コミュニティ事業補助金交付要綱（平成 10 年綾部市告示第 83 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 27 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号、様式第 3 号及び様式第 4 号中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 38 号

綾部市婚活支援事業費補助金交付要綱（平成 25 年綾部市告示第 19 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 27 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号及び様式第 3 号から様式第 5 号までの規定中「㊤」を削る。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 39 号

綾部市いきいき地域応援事業費補助金交付要綱（平成 27 年綾部市告示第 21 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 27 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号、様式第 3 号、様式第 4 号及び様式第 5 号中「㊤」を削る。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第40号

綾部市交通空白地有償運送事業費補助金交付要綱（平成22年綾部市告示第21号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月27日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第1号中「㊦」を削る。

様式第5号、様式第6号及び様式第8号中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

綾部市告示第 4 1 号

綾部市青少年地域活動支援事業補助金交付要綱（平成 1 4 年綾部市告示第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号、様式第 3 号及び様式第 4 号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第42号

公益財団法人京都府中丹文化事業団補助金交付要綱（昭和58年綾部市告示第74号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月27日

綾部市長 山崎善也

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号（第3条関係）」に、「殿」を「様」に改め、「㊟」を削る。

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号（第4条関係）」に、「指令 号」を「第 号」に、「殿」を「様」に、「㊟」を「㊦」に改める。

様式第3号中「様式第3号」を「様式第3号（第5条関係）」に、「変更したいから」を「変更したいので」に、「殿」を「様」に改め、「㊟」を削る。

様式第4号中「様式第4号」を「様式第4号（第7条関係）」に、「綾部市指令 教発」を「 」に、「実施したから」を「実施したので」に改め、「昭和」を削り、「殿」を「様」に改め、「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和5年3月27日から施行する。

綾部市告示第 4 3 号

綾部市満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱（令和元年綾部市告示第 2 1 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 3 条中「次に掲げる要件をすべて満たすもの」を「綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年綾部市条例第 2 2 号）第 1 3 条第 4 項第 3 号に規定する費用のうち副食費を支払う者」に改め、同条各号を削る。

第 4 条を次のように改める。

（助成金の額）

第 4 条 助成金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- （1）助成対象者のうち、法第 1 9 条第 1 項第 2 号に規定する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び市民税所得割合算額が 5 7, 7 0 0 円以上 1 6 9, 0 0 0 円未満に該当する者であって、満 1 8 歳未満の児童（ただし、1 8 歳に達する日以降最初の 3 月 3 1 日までの間を含む。）が 3 人以上いる世帯の第 3 子以降の児童に係る副食費に対する助成金は、児童 1 人当たり月額 4, 5 0 0 円を助成限度額とする。
- （2）前号に該当する者を除く児童に係る副食費に対する助成金は、児童 1 人当たり月額 1, 0 0 0 円を助成限度額とする。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 4 4 号

綾部市民間保育所等補助金交付要綱（昭和 5 1 年綾部市告示第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 5 条を第 1 6 条とし、第 1 4 条を第 1 5 条とし、第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（使用済み紙おむつ処分費補助）

第 1 4 条 使用済み紙おむつ処分費補助金は、保育所等での使用済み紙おむつの処分に要する経費について、市長が別に定める額とする。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 4 5 号

綾部市療育教室運営要綱（平成 7 年綾部市告示第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 8 条第 2 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 4 6 号

綾部市障害児者日中一時支援事業実施要綱（平成 2 0 年綾部市告示第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 条中「第 7 7 条第 3 項」を「第 7 7 条第 5 項」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 4 7 号

綾部市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱（平成 1 8 年綾部市告示第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 4 8 号

綾部市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱（昭和 5 8 年綾部市告示第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中「男」及び「女」を削る。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 4 9 号

綾部市軽・中等度難聴児支援事業実施要綱（平成 2 7 年綾部市告示第 1 2 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 4 条中「厚生労働大臣が定める基準」を「主務大臣が定める基準」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 5 0 号

綾部市老人医療費支給事業実施要綱（平成 2 7 年綾部市告示第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中

「

受給者証受領年月日	年 月 日	
-----------	-------	--

 を
」

「

受給者証受領年月日	年 月 日	
-----------	-------	--

 に
」

改める。

様式第 2 号中

「

生年月日		
------	--	--

 を
」

「

生年月日		
------	--	--

 に
」

改める。

様式第 3 号中

「

生 年 月 日	年 月 日	男・女
---------	-------	-----

 を
」

「

生 年 月 日	年 月 日	
---------	-------	--

 に、
」

告 示

「

限度額適用認定証受領年月日	年 月 日	
---------------	-------	--

 を
 」

「

限度額適用認定証受領年月日	年 月 日	
---------------	-------	--

 に
 」

改める。

様式第 4 号中

「

(フリガナ)		性別
氏 名		

 を
 」

「

(フリガナ)	
氏 名	

 に
 」

改める。

様式第 6 号中

「

受給者氏名		公費負担医療の 受給者番号	
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女

 を
 」

「

受給者氏名			
生 年 月 日	年 月 日	公費負担医療の 受給者番号	

 に
 」

改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 2 号及び様式第 4 号の改正規定は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 5 1 号

綾部市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和 5 0 年綾部市告示第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号の 1 中

「

受給者証受領年月日	年	月	日		
-----------	---	---	---	--	--

を

」

「

受給者証受領年月日	年	月	日
-----------	---	---	---

に、

」

「

決 裁	課 長	担 当 長	担 当

を

」

「

決 裁			

に

」

改める。

様式第 1 号の 2 中

「

氏名（子）		男 女
生年月日	年 月 日	
氏名（子）		男 女
生年月日	年 月 日	

を

」

告 示

氏名（子）		男 女
生年月日	年 月 日	

」

「

氏名（子）		
生年月日	年 月 日	
氏名（子）		
生年月日	年 月 日	
氏名（子）		
生年月日	年 月 日	

に、

」

「

受給者証受領年月日	年 月 日				を
-----------	-------	--	--	--	---

」

「

受給者証受領年月日	年 月 日	に、
-----------	-------	----

」

「

決 裁	課 長	担 当 長	担 当

を

」

「

決 裁			

に

」

改める。

様式第2号中

「

氏 名		を
-----	--	---

「
氏 名
に
」

改める。

様式第 3 号中

「
※ 課 長 担当長 担 当
決 裁
を
」

「
※
決 裁
に
」

改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 2 号の改正規定は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 5 2 号

綾部市子育て支援医療費支給事業実施要綱（平成 5 年綾部市告示第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中

「

性 別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日

を

」

「

生年月日	年 月 日
------	-------

に、

」

「

性 別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日

を

」

「

生年月日	年 月 日
------	-------

に

」

改める。

様式第 2 号中

「

氏 名		
-----	--	--

を

」

「

氏 名	
-----	--

に、

「綾部市すこやか子ども医療」を「京都子育て支援医療」に改める。

様式第3号中

「

氏 名		
-----	--	--

を

」

「

氏 名	
-----	--

に

」

改める。

附 則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この告示施行の際、この告示による改正前の規定に基づき作成された様式で、現に残存するものは、なお当分の間、使用することができる。

綾部市告示第 5 3 号

綾部市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱(平成 3 1 年綾部市告示第 3 4 号)の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 3 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 地域貢献活動推進事業

第 3 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

別表を次のように改める。

別表 (第 5 条関係)

補助対象事業	補助基準額	補助対象経費	補助率
1 地域貢献活動推進事業	1 施設当たり 4 8 万円と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額	報償費、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料その他市長が特に必要と認める経費	4 分の 1 以内
2 災害対応力向上事業	1 施設当たり 3 0 万円と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額 ただし、補助対象事業の欄に掲げる 1 の事業を実施する場合は、1 施設当たり 4 4 万円と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費その他市長が特に必要と認める経費	4 分の 1 以内
3 小規模法人等活動サポート事業	1 施設当たり 4 0 万円と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額	報償費、旅費、需用費、委託費、使用料及び賃借料その他市長が特に必要と認める経費	4 分の 1 以内

様式第 1 号中「㊸」を削り、

「

地域包括ケア推進事業	円	円
地域課題解消事業		

を

」

告 示

「

地域貢献活動推進事業	円	円
------------	---	---

」に

改める。

様式第 2 号中

「

地域包括ケア推進事業	円
地域課題解消事業	

」を

「

地域貢献活動推進事業	円
------------	---

」に

改める。

様式第 3 号中「㊸」を削り、

「

地域包括ケア 推進事業	円	円	円	円
地域課題解消 事業				

」を

「

地域貢献活動 推進事業	円	円	円	円
----------------	---	---	---	---

」に

改める。

様式第 4 号中「㊸」を削り、

「

地域包括ケア推進事業	円
地域課題解消事業	

」を

「

地域貢献活動推進事業	円
------------	---

」に

改める。

様式第 5 号中「㊸」を削り、

告 示

「

地域包括ケア推進事業	円	円	円
地域課題解消事業			

を

」

「

地域貢献活動推進事業	円	円	円
------------	---	---	---

に

」

改める。

様式第6号及び様式第7号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

綾部市告示第 5 4 号

綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成 2 3 年綾部市告示第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 条の 2 第 1 号中「住宅の屋根等への設置に適した太陽電池による発電システム」を「住宅敷地内の建築物の屋根に設置する太陽光発電システム」に改め、同条第 2 号中「以下同じ。）」の次に「又はパワーコンディショナの定格出力」を加える。

第 8 条中「て住宅用太陽光発電システムを設置し」を削る。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 5 5 号

綾部市人間ドック総合健康診断補助金交付要綱（昭和 5 8 年綾部市告示第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中

「

番号等	
男・女	年 月 日生

」

を

「

番号等	
年 月 日生	

」

に改める。

様式第 2 号中

「

番号等	
男・女	年 月 日生

」

を

「

番号等	
年 月 日生	

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前に作成した申請書等は、当分の間、これを修補して使用することができる。

綾部市告示第 5 6 号

あやべ健康プラザ利用補助金交付要綱（平成 1 5 年綾部市告示第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号及び様式第 2 号中

「

番 号 等			
(フリガナ)	男	年 月 日生
利 用 者 氏 名		女	

を

」

「

番 号 等			
(フリガナ)		年 月 日生
利 用 者 氏 名			

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前に作成した申請書等は、当分の間、これを修補して使用することができる。

綾部市告示第 5 7 号

綾部市交通安全灯設置費補助金交付要綱（平成 9 年綾部市告示第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号、様式第 3 号及び様式第 4 号中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 5 8 号

綾部市新型コロナウイルス対応信用保証料補助金交付要綱（令和 4 年綾部市告示第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

題名中「新型コロナウイルス対応」を「緊急金融支援」に改める。

第 1 条中「新型コロナウイルス感染症の再拡大による影響を受け、売上げが減少するなど、業況が悪化している中小企業者等を支援するため」を「新型コロナウイルス感染症の影響により積み上がった債務の借換え並びに事業好転の契機となり得る前向きな取組に対する資金を希望する中小企業者等を支援するため」に改める。

第 3 条第 1 号中「運転資金の融資を受けた者」を「融資を受けた者」に、同条第 2 号中「前条第 2 号から第 5 号までに」を「前条に」に、「融資制度により融資を受けた運転資金の返済について」を「融資制度による融資の返済について」に改める。

第 5 条第 1 項中「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 6 年 3 月 3 1 日」に、「綾部市新型コロナウイルス対応信用保証料補助金」を「綾部市緊急金融支援信用保証料補助金」に改め、同条第 2 項中「それぞれ」の次に「申請日の属する年度ごとに」を加える。

第 6 条、様式第 1 号及び様式第 2 号中「綾部市新型コロナウイルス対応信用保証料補助金」を「綾部市緊急金融支援信用保証料補助金」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 5 9 号

綾部市ものづくり企業振興補助金交付要綱（令和 3 年綾部市告示第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）ものづくり企業 日本標準産業分類（平成 2 5 年総務省告示第 4 0 5 号）に掲げる製造業を営む会社及び個人をいう。
- （2）中小企業者 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。
- （3）小規模企業者 中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者をいう。

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補助対象経費としない。

- （1）国又は京都府等から同様の経費を対象とする補助金等を受けたもの
- （2）綾部市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和 4 年綾部市条例第 2 9 号）に基づき固定資産税の課税免除を受けた設備等
- （3）地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 4 5 項の規定により固定資産税の課税標準の特例を受けた設備等

第 6 条中「1 月 1 5 日」を「1 月 1 0 日」に改める。

第 8 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- （2）交付決定後に第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当したとき。

別表インターンシップ支援事業の項を次のように改める。

インターンシップ支援事業	インターンシップの受け入れに対して 1 人当たり 1 日 5 千円	1 0 分の 1 0	1 人当たり 3 万円
--------------	-----------------------------------	------------	-------------

別表中

「

地域貢献支援事業	1 地域に開かれたイベント開催経費	1 0 分の 1 0	1 イベント開催 1 0 万円／年
	2 上記以外のイベント参加に対して 1 人当たり 1 千円（1 0 人以上の参加であること。）		2 イベント参加 3 万円／年
			3 その他

を

告 示

	3 その他市長が必要と認めた経費	10万円/年
--	------------------	--------

「

地域貢献支援事業	1 地域に開かれたイベント開催経費 2 その他市長が必要と認めた経費	10分の10	1 イベント開催 10万円/年 2 その他 10万円/年
設備導入支援事業	生産性向上など、事業継続に必要な生産設備のうち、次に定める設備等の取得合計額（取得合計額が100万円以上であること。） 1 建物（工場及び倉庫に限る。）及びその附属設備 2 機械及び装置 3 車両及び運搬具（自動車を除く。） 4 工具、器具及び備品	中小企業者 2分の1 小規模企業者 3分の2	100万円/年
福利厚生支援事業	社員の福利厚生や健康増進に要する経費のうち、市内の運動施設等の使用料及び入会金	2分の1	10万円/年

に、

」

「補助対象経費は、国又は京都府等から同様の経費を対象とする補助金等を受けていないものとし」を「補助対象経費に」に改める。

様式第1号（表面）を次のように改める。

様式第 1 号（第 6 条関係）

（表面）

年 月 日

綾部市長 様

本社所在地
 名 称
 代表者役職
 代表者氏名
 工場所在地
 工場名称

綾部市ものづくり企業振興補助金交付申請書

綾部市ものづくり企業振興補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、裏面の「2 誓約事項」について同意します。

記

1 申請内容

補助対象事業名 (申請される事業名に○をつけてください。)	事業名	
		インターンシップ支援事業
		雇用・定住促進事業
		試験機器利用支援事業
		販路拡大支援事業
		地域貢献支援事業
		設備導入支援事業
		福利厚生支援事業
		災害復旧支援事業
交付申請額	円（千円未満切捨て。）	

告 示

様式第 1 号（裏面）中「領収書等」を「交付申請額の内訳、領収書等」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第60号

農林漁業振興補助金交付要綱（昭和57年綾部市告示第53号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月27日

綾部市長 山崎善也

別表第1中

「

水田 利 活 用 推 進 支 援 事 業	WCS用稲生産支援 事業	10アールにつき 3,000円以内
	小麦品質向上支援事 業	10アールにつき 2,500円以内

を

」

「

	認定農業者経営発展支援 事業	認定農業者の農業経営を発展させる取組に係 る経費 補助対象経費の4分の3以内（上限 額200,000円）
水田 利 活 用 推 進 支 援 事 業	紫ずきん・京夏ず きん生産支援事業	出荷数量に応じて別に定める額

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

綾部市告示第 6 1 号

あやべ桜が丘団地新築促進補助金交付要綱（平成 2 3 年綾部市告示第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号及び様式第 3 号中「㊤」を削る。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第62号

綾部市上下水道料金等の口座振替収納事務取扱要綱（昭和49年綾部市告示第32号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月27日

綾部市長 山 崎 善 也

第3条第5号を削る。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

綾部市告示第 6 3 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次により縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧の場所 綾部市役所企画総務部税務課
- 2 縦覧の期間 令和 5 年 4 月 3 日から令和 5 年 5 月 3 1 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）
- 3 縦覧の時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

綾部市告示第 6 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条及び第 1 0 条の規定に基づき、道路を次のように認定する。

なお、その関係図面は下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 5 年 3 月 2 9 日から令和 5 年 4 月 1 2 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 認定する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
1 4 6 3	井 倉 横 縄 手 線	井倉新町瓜田 1 3 番 1 井倉新町横縄手 6 番 2	

綾部市告示第 6 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 5 年 3 月 2 9 日から令和 5 年 4 月 1 2 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 決定する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
1 4 6 3	井 倉 横 縄 手 線	井倉新町瓜田 1 3 番 1 井倉新町横縄手 6 番 2	最大 16.40 最小 6.01	85.75

綾部市告示第 6 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月
日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 5 年 3 月 2 9 日から令和 5 年 4 月 1 2 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 供用開始する路線の区間

整理番号	路 線 名	区 間	
1 4 6 3	井 倉 横 縄 手 線	井倉新町瓜田 1 3 番 1	井倉新町横縄手 6 番 2

綾部市告示第67号

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成9年綾部市条例第7号）第9条第1項の規定に基づき、令和5年度綾部市一般廃棄物処理計画を次のように定める。

令和5年3月30日

綾部市長 山崎善也

1 一般廃棄物処理計画の基本計画

廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

2 計画処理区域

綾部市全域を計画処理区域とする。

3 一般廃棄物の排出の状況

区 分	内 訳	数 量
ごみ関係	可燃ごみ	7,200 t
	不燃ごみ	1,100 t
	資源物(びん)	270 t
	〃(缶類)	70 t
	〃(ペットボトル)	90 t
	〃(白色トレイ)	2 t
	〃(衣類)	180 t
	粗大ごみ	700 t
	家電4品目	30 件
	有害ごみ(乾電池・蛍光管)	20 t
	泥	30 t
	計	9,662 t
し尿関係	し尿	5,500 kl
	し尿浄化槽汚泥	16,600 kl
	計	22,100 kl

4 一般廃棄物の処理主体

区 分	内 訳	収 集 運 搬	中 間 処 理	最 終 処 分
ごみ関係	可燃ごみ	綾部市(委託)	綾部市(直営・委託)	
	不燃ごみ	綾部市(委託)		綾部市(直営・委託)
	資源物(びん)	綾部市(委託)		綾部市(売却・委託)
	〃(缶類)	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(売却)
	〃(ペットボトル)	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(委託)
	〃(白色トレイ)	綾部市(委託)		綾部市(委託)
	〃(衣類)	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(委託)
	粗大ごみ	綾部市(直営)		綾部市(直営・委託)
	家電4品目	綾部市(直営)		製造業者
	有害ごみ(乾電池・蛍光管)	綾部市(委託)		綾部市(委託)
	泥	綾部市(直営)		綾部市(直営)
	有害鳥獣	福知山市(直営)	福知山市(直営)	綾部市(直営・委託)
	野生動物	綾部市(委託)	猪名川町(委託)	綾部市(直営・委託)
	事業系一般廃棄物	事業者	綾部市(直営・委託)	
し尿関係	し尿	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(直営・委託)
	浄化槽汚泥	許可業者	綾部市(委託)	綾部市(直営・委託)

ごみ及びし尿の収集委託業者は、株式会社エフ・イーサービス及び早田グループ株式会社との2業者とする。

5 処理計画

【ごみ関係】

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

- (ア) 分別収集の徹底
- (イ) 地域集団回収の促進

イ 再資源化の数量及び方法

区 分	数 量	方 法
び ん	270 t	売却・処理委託
缶 類	70 t	売却
ペットボトル	90 t	売却・処理委託
白色トレイ	2 t	処理委託
衣 類	180 t	処理委託
集団回収	1,000 t	各地域で実施
計	1,612 t	

(2) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

区 分	数 量
可燃ごみ	5,400 t
不燃ごみ	500 t
資源物(び ん)	270 t
〃 (缶 類)	70 t
〃 (ペットボトル)	90 t
〃 (白色トレイ)	2 t
〃 (衣 類)	130 t
粗大ごみ	70 t
家電4品目	20 件
有害ごみ(乾電池・蛍光管)	20 t
泥	30 t
計	6,582 t

イ 収集区域の範囲及び収集回数

可燃ごみ	別表1	不燃ごみ	別表2
衣 類	別表3	資源物	別表4
有害ごみ	別表4	粗大ごみ	別表5
家電4品目	別表5	泥	別表6

ウ 収集の方法

可燃ごみ	ステーション方式	不燃ごみ	ステーション方式
衣 類	ステーション方式	資源物	ステーション方式
有害ごみ	ステーション方式	粗大ごみ	戸別収集方式
家電4品目	戸別収集方式	泥	戸別収集方式

(3) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

施設名	綾部市クリーンセンター	
所在地	綾部市野田町須知山110番地の10	
型式	固形燃料製造施設	可燃ごみ固形燃料化方式
公称能力	固形燃料製造施設	50t/16h

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

搬 入 者	数 量
株式会社 エフ・イーサービス	2, 7 0 0 t
早田グループ 株式会社	2, 7 0 0 t
直接搬入	1, 8 0 0 t
計	7, 2 0 0 t

ウ 製造するごみ固形燃料の量 4, 0 0 0 t

エ 搬出するごみ、固形燃料の搬出先等

搬出するごみ、固形燃料	搬 出 量	搬 出 先
ごみ固形燃料	4, 0 0 0 t	兵庫県姫路市
木 類	2 0 0 t	三重県伊賀市
布 団 類	1 0 0 t	三重県伊賀市
有害鳥獣	5 0 t	京都府福知山市
野生動物	6 t	兵庫県猪名川町
刈 草・街路樹	3 0 0 t	三重県伊賀市

(4) 最終処分計画

ア 最終処分場の概要

①処分場名 綾部市最終処分場
 所在地 綾部市野田町須知山110番地の10
 全体容量 78, 000m³
 残余容量 50m³

②処分場名 綾部市第2最終処分場
 所在地 綾部市野田町須知山33番1
 全体容量 46, 000m³
 残余容量 32, 000m³

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量及び年間埋立量

区 分	数 量	
株式会社 エフ・イーサービス	2 5 0 t	
早田グループ 株式会社	2 5 0 t	
直 営	覆 土	2, 0 0 0 t
	中間処理残渣	4 0 0 t
	汚泥残渣	7 0 t
	粗大ごみ	7 0 t
	泥	3 0 t
直 接 搬 入	7 0 0 t	
福知山市 (中間処理残渣)	5 t	
年 間 埋 立 容 量	3, 5 0 0 m ³	

ウ 埋立計画

埋立方法 セル方式

【し尿関係】

(1) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

区 分	数	量
し 尿	5, 500	kl
浄 化 槽 汚 泥	16, 600	kl
計	22, 100	kl

イ 収集区域の範囲及び収集回数

し 尿 く み 取 り 別表 7～8
 浄 化 槽 汚 泥 綾部市全域随時

ウ 収集の方法

戸別収集方式

(2) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

施 設 名 綾部市衛生公苑
 所 在 地 綾部市里町久田21番地の17
 型 式 好気性消化処理方式
 公 称 能 力 60kl/日

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

搬 入 者	数	量
株式会社エフ・イーサービス	11, 700	kl
早田グループ株式会社	10, 400	kl
計	22, 100	kl

ウ 残渣の量及び処分方法

残 渣 の 量 50m³
 処 分 方 法 埋立処分

【生活排水処理】

浄化槽で処理する区域及び人口

市内一円 6, 687人

集落排水で処理する区域及び人口

西八田 東八田 物部東部 志賀郷 豊里東部 口上林 高槻 山家 吉美 物部 高谷
 地区

4, 180人

コミュニティ・プラントで処理をする区域及び人口

栗橋地区 90人

下水道で処理する区域及び人口

中筋・綾部・吉美地区の一部 16, 546人

【その他】

住民に対する広報・啓発活動

※ 年間の収集日程表及びごみ分別表（別紙9）を各戸配布

6 処理計画適用開始期日

令和5年4月1日

別表1

年度 令和5年度

1 可燃ごみ (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

曜日	集 集 地 域	
月・木	口上林地区 山家地区 野田町 並松町 奥上林地区 中上林地区 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西 紫水ヶ丘	Aコース Bコース Cコース Dコース
火・金	駅前 中ノ町 広小路 新広小路 幸通 西新町 上町 東本町 西本町 本町四・五・六・七・八丁目 味方町 天神町 西町団地 相生町 若松町 市役所 新町 田町 新宮町 川糸町 井倉新町団地 グランブルー 青野町 弥生団地 綾中町 月見町 東・中・西神宮寺 北西町 南西町 明知町 宮代町	Dコース Dコース Eコース Eコース Fコース

【収集委託業者 (株)エフ・イーサービス】

曜日	集 集 地 域	
月・木	井倉町 プレシアス 七百石(大谷) 吉美地区 豊里地区 物部地区 志賀郷地区	
火・金	中筋地区 東八田地区 西八田地区	

【収集委託業者 早田グループ(株)】

年末特別収集日
 月・木コース
 年末 12月29日(金)
 年始 1月 4日(木)
 火・金コース
 年末 12月30日(土)
 年始 1月 5日(金)

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

2 不燃ごみ

Aエリア

【(株)エフ・イーサービス】
 奥上林地区
 山家地区
 味方町 西町団地 紫水ヶ丘
 野田町 並松町
 新町 田町 新宮町 月見町 東・中・西神宮寺
 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西

【早田グループ(株)】
 井倉町 プレシアス
 七百石(大谷)
 吉美地区
 豊里地区
 物部地区
 志賀郷地区

対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集日	5	10	7	5	2	6	4	1	11月29日	12月27日	1月31日	2月28日

Bエリア

【(株)エフ・イーサービス】
 中上林地区
 口上林地区
 上町 東本町 西本町 本町四・五・六・七・八丁目 明知町 宮代町
 相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町
 グランブルー 青野町 綾中町 川糸町
 北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 駅前
 若松町 市役所

【早田グループ(株)】
 中筋地区
 東八田地区
 西八田地区

対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集日	19	24	21	19	23	20	18	15	13	17	14	13

別表3

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

3 衣類収集

Aエリア

【(株)エフ・イーサービス】

奥上林地区
山家地区
味方町 西町団地 紫水ヶ丘
野田町 並松町
新町 田町 新宮町 月見町 東・中・西神宮寺
上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西

【早田グループ(株)】

井倉町 プレシアス
七百石(大谷)
吉美地区
豊里地区
物部地区
志賀郷地区

対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集日	12	17	14	12	9	13	11	8	6	10	7	6

Bエリア

【(株)エフ・イーサービス】

中上林地区
口上林地区
上町 東本町 西本町 本町四・五・六・七・八丁目 明知町 宮代町
相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町
グランブルー 青野町 綾中町 川糸町
北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 駅前
若松町 市役所

【早田グループ(株)】

中筋地区
東八田地区
西八田地区

対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集日	26	31	28	26	30	27	25	22	20	24	21	27

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

4 資源及びび有害ごみ

No.	収集地域												業者名
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	4	2	2	6月30日	7月28日	8月25日	9月26日	10月24日	11月24日	12月22日	1月30日	2月29日	井倉町 プレシアス 夕陽ヶ丘
2	5	9	6	4	1	8月29日	9月28日	10月26日	11月28日	12月26日	1月31日	1	高津町 岡町
3	6	10	7	5	2	8月31日	9月29日	10月27日	11月29日	12月27日	1	5	大島町東 大島町中 大島町西 鳥ヶ坪
4	7	11	8	6	3	1	3	10月31日	11月30日	12月28日	2	7	延町 上延町 安場町
5	11	12	9	7	4	5	4	1	1	5	6	8	上位田 中位田 下位田 旭ヶ丘 栗上 栗橋 栗揚
6	13	16	13	11	8	6	5	2	5	11	8	12	栗町(大谷・大野を除く) 豊里 小西 石原 小貝 湯殿 私市東 私市
7	14	18	15	13	10	7	6	7	7	12	9	13	館 今田 高谷 上市 岸田 西坂 白道路
8	18	19	16	14	15	8	10	9	8	16	14	14	志賀郷地区全域 七百石(大谷)
9	19	23	20	18	16	12	12	10	12	17	15	15	岡倉 栗町(大谷・大野) 大島 鍛冶屋 小畑 下市 須波伎 新庄
10	20	24	21	19	17	14	13	14	13	18	16	19	有岡町 里町 多田町 高倉町 小呂町 星原町
11	21	25	22	20	18	15	17	15	14	19	20	22	上八田 七百石(大日) 中筋 岡安 湖垣
12	25	26	23	21	22	20	18	16	15	23	22	26	中山 安国寺 新町 中町 上町 鐘鉢場 高槻 大石 愛宕 七百石
13	27	30	27	25	23	21	19	17	19	25	27	28	内谷 大野 延近 門 久保 施福寺 小嶋 黒谷 八代 下八田 あやべ台
14	28	6月1日	29	27	24	22	20	21	21	26	28	29	鳥居野瀬 下村 中川原 大又 桜が丘一丁目 桜が丘二丁目

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

5 粗大ごみ

	1回目	2回目	3回目	4回目	対象地区
1	4月7日	6月30日	9月22日	12月15日	上町 東本町 西本町 本町四・五・六・七・八丁目 明知町 宮代町 相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町 味方町 西町団地 紫水ヶ丘
2	4月14日	7月7日	9月29日	12月22日	グランブルー 青野町 綾中町 川糸町 野田町 並松町 井倉町 プレシラス
3	4月21日	7月14日	10月6日	1月12日	新町 田町 新宮町 月見町 東・中・西神宮寺 北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 駅前 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西 若松町
4	4月28日	7月21日	10月13日	1月19日	中筋1地区(大島町東、大島町中、大島町西、高津町)
5	5月12日	7月28日	10月20日	1月26日	中筋2地区(岡町、延町、鳥ヶ坪、上延町、安場町、夕陽ヶ丘)
6	5月19日	8月4日	10月27日	2月16日	豊里地区全域
7	5月26日	8月18日	11月10日	3月1日	物部地区全域 志賀郷地区全域
8	6月2日	8月25日	11月17日	3月8日	西八田地区全域 吉美地区全域
9	6月9日	9月1日	11月24日	3月15日	東八田地区全域
10	6月16日	9月8日	12月1日	3月22日	口上林地区全域 山家地区全域
11	6月23日	9月15日	12月8日	3月29日	奥上林地区全域 中上林地区全域

別表6

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

6 泥（収集地域 綾部地区及び中筋地区）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
綾部地区1	10	15	5	3	7	4	2	6	4	15	5	4
綾部地区2	24	29	19	24	21	25	16	20	18	29	19	18

綾部地区1	上町 東本町 西本町 味方町 西町団地 紫水ヶ丘 グランブルー 青野町 綾中町 川糸町 野田町 並松町 新町 田町 新宮町 北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西 若松町
-------	--

綾部地区2	本町四・五・六・七・八丁目 明知町 宮代町 相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町 井倉町 プレシラス 駅前 月見町 東・中・西神宮寺 中筋地区全域
-------	---

綾部地区1は西町、田町を含む西筋から東側の地域
綾部地区2は西町、田町を含まない西町筋から西側の地域

令和5年度 エフ・イーサーサービスし尿収集日程表

別表7

(第一地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地域
4	2	6	4	2	5	3	2	4	5	2	5	野田町、並松町、寺町東
5	9	7	5	3	6	4	7	5	10	6	6	広小路、新広小路、田町 西神宮寺、西本町、中神宮寺 相生町、本町七丁目 本町八丁目
6	10	8	6	4	7	5	8	7	11	7	7	新宮町、新町、北西町 天神町、若松町、川糸町 綾中町、上町
7	11	13	11	8	8	11	9	8	12	8	8	本町四丁目、本町五・六丁目 南西町、駅前通、月見町、真本町 中ノ町、幸通、西新町、東神宮寺
11	16	14	12	9	12	12	10	11	16	9	12	宮代町、明知町、岡町、延町 上延町、夕陽ヶ丘、烏ヶ坪
12	17	15	13	10	13	13	14	12	17	14	13	井倉町、弥生団地 大島町、高津町、安場町
13	18	20	19	18	14	17	15	15	18	15	14	青野町
18	19	21	20	22	15	18	16	18	19	16	15	寺町西
19	23	22	21	23	20	19	17	19	23	20	19	上野町・田野町
20	24	23	25	24	21	24	21	21	24	21	21	味方町(1組及び18組～21組)
21	25	27	26	25	26	25	22	22	25	22	26	味方町(2組～17組)
26	26	28	27	29	27	26	28	25	30	27	27	紫水ヶ丘(1組～7組)
27	30	29	28	30	28	27	29	26	31	28	28	紫水ヶ丘(8組～13組)

4月14日	5月12日	6月2日	7月7日	8月14日	9月22日	10月6日	11月24日	12月14日	1月26日	2月29日	3月22日
28日	31日	9日	14日	15日	29日	20日	30日	28日	29日	29日	29日
		16日	14日	16日	15日	20日	30日	28日	29日	29日	29日
		30日	30日	31日	31日	31日	31日	31日	31日	31日	31日

← 空き日

(第二地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地域
3	1	1	3	1	1	2	1	1	4	1	1	奥上林地区全域
10	8	5	10	7	4	10	6	6	9	5	4	口上林地区全域 中上林地区(第一区、真野 浅原、小田、引地、西屋)
17	15	12	18	17	11	16	13	13	15	13	11	中上林地区 (第一区、真野、浅原 小田、引地、西屋を除く)
24	22	19	24	21	19	23	20	20	22	19	18	山家地区(西原、旭町 和木、下替地、上原、下原)
25	29	26	31	28	25	30	27	27	29	26	25	山家地区(広瀬、鷹栖 東山、橋上、釜輪、戸奈瀬)

◎ お願い事項

- くみ取券の取扱いは下記のことにご注意してください。
 - 事前に細かい単位の券を多くして、便槽の容量に見合う分を購入してください。
 - 当日くみ取り付近のよく見える場所に、自治会名・組・氏名を必ず記入の上、出してください。券が出ていない時は、くみ取りを行いませんので、ご注意ください。
 - くみ取りの作業は朝8時から開始しますので、くみ取券はそれまでに必ず準備をしておいてください。
 - 工事、イベント等において設置される仮設トイレの収集については、別途加算券が必要となります。ご準備をお願いします。
- 随時くみ取りの申込み方法について
 - 第一地域の方は、日程表に基づき1週間前までに綾部市衛生公苑(42-1500)へお申込みください。
 - 第二地域の方は、日程表に基づき1週間前までに最寄りのくみ取り券売りさばき所へお申込みください。
- くみ取りの登録内容に変更が生じた場合
綾部市衛生公苑(42-1500) 市民・国保課戸籍住民担当(42-3280内線263)へ変更届を提出してください。
- 窓口業務時間について
土、日、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までに、綾部市衛生公苑にお問い合わせください。
- その他
 - 日程以外のくみ取りは特別な場合以外はできませんので、ご注意ください。
 - 収集日当日は、作業通路及びくみ取り口付近に物を置かないでください。
 - バケツ1杯のきれいな水の準備をお願いします。
(ホース及びくみ取り口付近の汚れ落としに使用します。)
 - 天候等の理由により遅延する場合があります。ご了承ください。
 - 下水道、浄化槽、農業集落排水等への接続及び家屋の解体等により便槽の工事をされる場合は、最終くみ取り及び清掃を実施してください。

令和5年度 早田グループし尿収集日程表

別表8

市 庁

(第一地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域
12	15	9	12	9	12	11	10	12	15	9	12	栗上、栗町
13	16	13	13	10	13	12	14	13	16	13	13	栗橋、栗揚 栗町大谷、栗町大野
14	17	14	14	16	14	13	15	14	17	14	14	上、中、下位田、旭ヶ丘
20	23	21	21	23	21	20	21	20	23	20	21	豊里
28	31	30	31	31	29	31	30	28	31	29	29	里町

◎ お願い事項

- くみ取券の取扱いは下記のことにご注意してください。
 - 事前に細かい単位の券を多くして、便槽の容量に見合う分を購入してください。
 - 当日くみ取り付近によく見える場所に、自治会名・組・氏名を必ず記入の上、出してください。券が出ていない時は、くみ取りを行いませんので、ご注意ください。
 - くみ取りの作業は朝8時から開始しますので、くみ取券はそれまでに必ず準備をしておいてください。
 - 工事、イベント等において設置される仮設トイレの収集については、別途加算券が必要となります。ご準備をお願いします。
- 随時くみ取りの申込み方法について
 - 第一地域の方は、日程表に基づき1週間前までに綾部市衛生公苑（☎42-1500）へお申込みください。
 - 第二地域の方は、日程表に基づき1週間前までに最寄りのくみ取り券売りさばき所へお申込みください。
- くみ取りの登録内容に変更が生じた場合
綾部市衛生公苑（☎42-1500） 市民・国保課戸籍住民担当（42-3280内線263）へ変更届を提出してください。

4 窓口業務時間について
土、日、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までに、綾部市衛生公苑にお問い合わせてください。

- その他
 - 日程以外のくみ取りは特別な場合以外はできませんので、ご注意ください。
 - 収集当日は、作業通路及びくみ取り口付近に物を置かないでください。
 - バケツ1杯のきれいな水の準備をお願いします。
(ホース及びびくみ取り口付近の汚れ落としに使用します。)
 - 天候等の理由により遅延する場合があります。ご了承ください。
 - 下水道、浄化槽、農業集落排水等への接続及び家屋の解体等により便槽の工事をされる場合は、最終くみ取り及び清掃を実施してください。

(第二地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域
3	1	1	3	1	1	2	1	1	4	1	1	延近、門、久保、鳥居野 小嶋
4	2	2	4	2	4	3	2	4	5	2	4	中川原、下村、大又、見内 野瀬、下八田町
5	9	5	5	3	5	4	6	5	9	5	5	高槻、黒谷、八代、大石 施福寺
6	10	6	6	4	6	5	7	6	10	6	6	中山、内谷、大野、愛宕
7	11	7	7	7	7	6	8	7	11	7	7	小西、鍛冶屋、小畑
11	12	8	11	8	8	10	9	8	12	8	8	内久井、金河内、坊口 西方、仁和
17	18	15	18	17	15	17	16	15	18	15	15	岡倉、館、今田、大島
18	19	16	19	18	19	18	17	18	19	16	18	岡安、淵垣、中筋、七石
19	22	20	20	22	20	19	20	19	22	19	19	志賀郷、志賀、向田 別所、篠田
21	24	22	24	24	22	24	22	21	24	21	22	西坂、新庄
24	25	23	25	25	25	25	24	22	25	22	25	安国寺、新町、中町 上町、鐘鐺場
25	26	27	26	28	26	26	27	25	26	26	26	有岡町、多田町、小呂町、星原町 高倉、上八田
26	29	28	27	29	27	27	28	26	29	27	27	石原、小貝、湯殿、私市東、私市
27	30	29	28	30	28	30	29	27	30	28	28	上市、下市 須波佐、岸田、白道路

4月10日 5月8日 6月12日 7月10日 8月10日 8月14日 9月11日 9月11日 10月16日 10月16日 11月13日 11月13日 12月11日 12月11日 3月11日

19日 26日

15日 21日

← 空き日

守ろうごみマナー

令和5年度

持ち込みごみ受付時間 **月曜日～土曜日(祝日含む)午前9時～12時/午後1時～4時**

①注意 12月30日の受付は午後3時まで。受付時間外、日曜日、12月31日から1月3日は、ごみの受付は行っていません。

綾部市公式ホームページで『ごみ分別大辞典』を検索されますと、より詳しい内容がご覧いただけます。

ごみは収集日の**朝7時～8時**の間に自治会等で指定された場所に出してください

お問い合わせ **綾部市クリーンセンター**
綾部市野田町須知山110-10
☎(0773)42-1489

燃やして処理するごみ

毎週 曜日 曜日

年末特別収集 12月 日

燃やして処理するごみのみ

枝葉、木片、木箱等は40cm以下のもの

燃やさないで処理するごみ

①注意

- 1 金属が使われている物は燃やさないで処理するごみです。
- 2 台所のごみは十分水を切って出してください。
- 3 袋の中身が確認できないものは収集できません。
- 4 一度に出す袋の数は、一世帯あたり5袋までしてください。

燃やさないで処理するごみ

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

スプレー缶・カセットボンベライターの有害ごみになります。

燃やさないで処理するごみ

①注意

- 1 危険なごみ(刃・草刈機の手・カミソリ・ガラスくず等)を出す場合は、刃物部分のみ、新聞紙等で包んで危険のないようにして、透明もしくは半透明の袋に入れてから、指定ごみ袋に入れて出してください。その際、指定ごみ袋に「危険物」と必ず表示してください。
- 2 袋の中身が確認できないものは収集できません。
- 3 一度に出す袋の数は、一世帯あたり5袋までしてください。
- 4 庭木の剪定枝は、綾部市シルバー人材センターのリサイクル事業もご利用ください。

綾部市シルバー人材センター ☎(0773)42-9030

資源物及び有害ごみ

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

資源物の出し方

① 容器から中身を出し、水洗いをしてください。(汚れたもの、タバコの吸い殻や中身が入ったままのものは収集できません)

② 必ず持参した袋等から出して、それぞれ専用の回収容器に入れてください。

※ペットボトルと白色トレイの回収容器には蓋がついています。必ず蓋を外してから回収容器に入れてください。

粗大ごみ

一辺の長さがおおむね40cmを超えるもの(40cm以下に解体しても粗大ごみ)

第1回	第2回	第3回	第4回
-----	-----	-----	-----

家電4品

エアコン、ブラザー型テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機

不要になった「家電4品」の処分は、家電リサイクル法により、購入された販売店や買い替えをされる販売店が引き取りをするよう義務付けられていますので、販売店にご相談ください。

指定引取場所：株式会社ファーストライン ☎(0773)20-1930

牛乳パックの回収

①中を洗って乾燥させてください。

②切り開いてください。

衣類

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

①注意

- 1 衣類は切らずに、中身が確認できる透明か半透明の袋に入れて出してください。袋の中身が確認できないものは収集できません。
- 2 雨などに濡れないように口を結んで、燃やさないで処理するごみの種類別に出してください。
- 3 袋の大きさは45cm以下のものを使用してください。
- 4 一度に出す袋の数は、一世帯あたり5袋までしてください。
- 5 切り出す、トイレ用品(便座カバー等)は40cm以下に切り燃やして処理するごみに出してください。

古紙・雑紙

新聞、雑誌、本、段ボール等の紙や菓子箱、包装紙、紙袋等の雑紙は、地域の資源回収活動をご利用ください。

家庭で飼っていたペットについて

クリーンセンターでは動物専用火葬炉でペットの火葬を行います。火葬後回収することも可能です。

火葬のみの場合	2,095円
回収される場合	4,191円

受け入れないごみ

①飲食店、店舗、会社、工場、事務所、病院、警察、官公署等事務所の「燃やさないで処理するごみ」及び「粗大ごみ」

②建設廃材、農産物、天日干し物、鍋、漆、農薬、腐敗、から、タイヤ、ホイール、バッテリー、リチウム電池、ボタン電池、空気圧縮機、小容量乾電池、消火器、コンクリート、ガスボンベ、パソコン、携帯電話等

③産業用については、販売店・取扱店にご相談ください。

④パソコンについては、リネットジャパンリサイクルが実施する。宅配便を利用した回収が利用できます。

☎0570-085-800

⑤消火器については、消火器リサイクル推進センターにご相談ください。☎03-5629-6773

綾部市告示第 6 8 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 1 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 6 9 号

綾部市高齢者等への P C R 検査等事業実施要綱（令和 3 年綾部市告示第 3 9 号）は、廃止する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第70号

綾部市自宅療養者等買物支援事業実施要綱（令和3年綾部市告示第206号）は、廃止する。

令和5年3月31日

綾部市長 山崎善也

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

綾部市告示第71号

ふるさと納税収納代行事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年4月1日

綾部市長 山崎善也

1 委託先

氏 名	住 所
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

氏 名	住 所
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目2番1号

氏 名	住 所
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリームゾンハウス

氏 名	住 所
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルN棟2階

2 委託の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

綾部市告示第72号

証明書等自動交付サービスに係る手数料の収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項及び綾部市会計規則第33条第2項（昭和57年綾部市規則第2号）の規定に基づき告示する。

令和5年4月1日

綾部市長 山崎善也

1 委託先

氏 名	住 所
地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町25番地

2 委託の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

綾部市告示第 7 3 号

市府民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、市営住宅使用料、放課後学級負担金、後期高齢者医療保険料、保育園保育料、保育園副食費、介護保険料、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、浄化槽使用料及び上水道使用料の収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項及び第 1 5 8 条の 2 第 6 項、国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）第 2 9 条の 2 第 3 第 1 項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 1 9 年政令第 3 1 8 号）第 3 3 条第 1 項、児童福祉法施行令（昭和 2 3 年政令第 7 4 号）第 4 4 条第 1 項、介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）第 4 5 条の 7 第 1 項、地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 2 6 条の 4 第 1 項並びに綾部市会計規則第 3 3 条第 2 項（昭和 5 7 年綾部市規則第 2 号）の規定に基づき告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

氏 名	住 所
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 7 0 0 番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 4 2 1 番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
LINE Pay 株式会社	東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号

2 委託の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

綾部市告示第74号

綾部市し尿くみ取券売りさばき業務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年4月1日

綾部市長 山崎善也

1 委託先氏名・住所

氏 名	住 所
村上 芳 朗	広小路二丁目13-3
平 田 和 生	駅前通17
岸 見 第 右	相生町23-4
林 多 嘉 子	月見町上正屋33
安 村 弘 子	寺町堂ノ前9-1
ツバメ会	井倉町樋ノ元14-1
山 内 みや子	青野町西ノ後15-13
(株)京都公害防止センター	青野町走り下12-1
若宮酒造(株)	味方町薬師前4
雨 林 洋 子	田野町風久呂1-3
八 田 邦 子	綾部市味方町薬師谷300-41
高 本 裕 幸	本町四丁目1-5
木 下 和 美	本町七丁目69
荻 野 義 則	西町一丁目57-1
羽 室 了	岡町弓場4-1
清 水 由美子	栗町ウケ川30
喫 茶 24。	小貝町新八21
四 方 善 次	里町西ノ糸11-6
有限会社空山の里	鍛冶屋町花ノ木6-4
豊里地区自治会連合会事務所	栗町大野1-202
西八田地区自治会連合会事務所	岡安町岡22-1
東八田地区自治会連合会事務所	梅迫町溝尻1-16
山家地区自治会連合会事務所	鷹栖町豊後田32
物部地区自治会連合会事務所	物部町東野46-1
志賀郷地区自治会連合会事務所	志賀郷町北町17
口上林地区自治会連合会事務所	武吉町中井根35
中上林地域振興協議会	八津合町縄手1
奥上林地域振興協議会	故屋岡町三反田15
綾 部 会 館	味方町石風呂50-5
栗文化センター	栗町相定47-3

2 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

綾部市告示第 7 5 号

くらしの資金償還金の収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項及び綾部市会計規則第 3 3 条第 2 項（昭和 5 7 年綾部市規則第 2 号）の規定に基づき告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

氏 名	住 所
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 7 0 0 番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 4 2 1 番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号

2 委託の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第 7 6 号

地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 2 2 条の 2 第 3 項の規定に基づき、綾部市水道事業の金融機関を定めた告示（昭和 4 2 年綾部市水道課告示 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

収納取扱金融機関中「株式会社関西みらい銀行福知山支店」を削除する。

綾部市告示第 7 7 号

地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 2 2 条の 2 第 3 項の規定に基づき、綾部市下水道事業の業務に係る現金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関を定めた告示（平成 3 1 年綾部市告示第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

「収納取扱金融機関 株式会社関西みらい銀行福知山支店」を削除する

綾部市告示第 7 8 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 8 条第 8 項の規定に基づき、綾部市収納代理金融機関の変更について、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

取消しをする収納代理金融機関

株式会社関西みらい銀行福知山支店

綾部市告示第 79 号

綾部市立病院の診療費並びに付随する経費の徴収及び収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

氏 名	住 所
公益財団法人 綾部市医療公社	京都府綾部市青野町大塚 20 番地の 1

2 委託の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

綾部市告示第 80 号

犬の登録並びに狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

住 所 京都市下京区西七条掛越町 65 番地

氏 名 公益社団法人京都府獣医師会
会長理事 若 松 久 雄

2 委託の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

綾部市訓令甲第2号

庁 中 一 般

綾部市特定個人情報取扱規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月27日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市特定個人情報取扱規程等の一部を改正する訓令

(綾部市特定個人情報取扱規程の一部改正)

第1条 綾部市特定個人情報取扱規程（平成30年綾部市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「番号法」の次に「、番号条例」を加え、「綾部市個人情報保護条例（平成15年綾部市条例第31号）」を「綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年綾部市条例第1号）」に改める。

(綾部市職員業務用チャットツールの利用に関する規程の一部改正)

第2条 綾部市職員業務用チャットツールの利用に関する規程（令和3年綾部市訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「綾部市個人情報保護条例（平成15年綾部市条例第31号）、綾部市個人情報保護条例施行規則（平成15年綾部市規則第34号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、「、綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年綾部市条例第37号）、綾部市特定個人情報取扱規程（平成30年綾部市訓令甲第3号）」を削る。

(綾部市文書取扱規程の一部改正)

第3条 綾部市文書取扱規程（平成12年綾部市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「綾部市個人情報保護条例（平成15年綾部市条例第31号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第3号

庁 中 一 般

綾部市公文書例の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月27日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市公文書例の一部を改正する訓令

綾部市公文書例（昭和61年綾部市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。
別記第2別紙14を次のように改める。

別紙 1 4 願・届

願・届とは、職員が服務上のことについて、許可(承認)を得るため願い出たり、又は服務上一定の事項について届け出るよう命ぜられている事項について届け出るものをいう。

退職願

×この度一身上の都合により（○○○○○の理由により）○○○○年○○月○○日に退職したいので、承認くださいますようお願いいたします。

××○○○○年○○月○○日

×（任命権者）×様

所属

職名×氏

名×

附 則

この訓令は、令和 5 年 3 月 2 7 日から施行する。

綾部市訓令甲第 4 号

庁 中 一 般

綾部市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市職員服務規程の一部を改正する訓令

綾部市職員服務規程（昭和 5 8 年綾部市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。
様式第 2 号から様式第 4 号までの規定中「㊦」を削る。
様式第 5 号及び様式第 6 号を次のように改める。

様式第5号

私 事 旅 行 届

年 月 日

(任命権者)

様

所 属
職氏名

期 間 年 月 日から 年 月 日まで (泊 日)
旅行先
理 由

様式第6号

事務引継書

下記のとおり事務を引継ぎました。

年 月 日

引継者職氏名

引受者職氏名

記

- 1 担当事務の経過及び現状
- 2 特に注意を要する事項
- 3 懸案事項
- 4 将来の構想
- 5 その他

					確認印
--	--	--	--	--	-----

様式第7号から様式第10号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年3月27日から施行する。

綾部市訓令甲第 5 号

庁 中 一 般

私有車の公務使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

私有車の公務使用に関する規程の一部を改正する訓令

私有車の公務使用に関する規程（平成 1 0 年綾部市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

私有車の公務使用登録申請書 登録第 号

所 属		職 名		氏 名												
免許証番号	第 号	交付年月日		年 月 日												
有効期間	年の誕生日	生年月日		年 月 日												
事 故・違反の有 無 その内容 (過去1年間)	事 故	違 反	左 の 時 期 及 び 内 容													
	有・無	有・無	年 月 日													
免 許 年 月 日	第一種免許	二・小・原	年 月 日													
		そ の 他	年 月 日													
	第二種免許	年 月 日														
該当事項に○印																
免 許 の 種 類	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	準	普	大	け
	型	型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二	二	二
免 許 の 条 件																
自動車登録番号 又は車両番号																
登 録 年 月 日	年 月 日															
初 年 度 登 録																
車 名		型 式														
自動車の種別	軽自動車・普通自動車							総排気量	cc							
車 台 番 号																
任意保険の加入状況	契 約 保 険 会 社 名															
対 人	無 制 限	所在地														
対 物	万円	名 称														
搭 乗 者	万円															
私有車の 公務使用 を必要と する理由																

上記のとおり申請します。

年 月 日

綾部市長 様

所属長

決 裁 欄			
許可年月日	年 月 日		
取消年月日	年 月 日		

附 則

この訓令は、令和 5 年 3 月 2 7 日から施行する。

綾部市訓令甲第6号

庁 中 一 般

綾部市決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市決裁規程の一部を改正する訓令

綾部市決裁規程（昭和36年綾部市訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。
第9条の2中「次長、技監」を「理事、次長、技監、室長」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第7号

庁 中 一 般

綾部市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市文書取扱規程の一部を改正する訓令

綾部市文書取扱規程（平成12年綾部市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

高齢者支援課	高	を
--------	---	---

」

「

高齢者支援課	高	に、
地域包括支援課	地	

」

改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第8号

序 中 一 般

綾部市統括保健師等設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市統括保健師等設置規程の一部を改正する訓令

綾部市統括保健師等設置規程（令和元年綾部市訓令甲第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を削り、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（定数）

第3条 統括保健師の定数は、1人とする。

2 統括保健師補佐の定数は、若干名とする。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第9号

庁 中 一 般

綾部市例規審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市例規審査委員会規程の一部を改正する訓令

綾部市例規審査委員会規程（昭和57年綾部市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「本市課長」を「課長以上の職に従事する職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第10号

庁 中 一 般

綾部市自殺防止対策連絡会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

綾部市長 山崎善也

綾部市自殺防止対策連絡会設置規程の一部を改正する訓令

綾部市自殺防止対策連絡会設置規程（平成20年綾部市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「福祉保健部次長」の次に「、福祉保健部技監」を加える。

別表中

「

副会長	福祉保健部次長 障害者支援課長
-----	--------------------

を

」

「

副会長	福祉保健部次長 福祉保健部技監 障害者支援課長
-----	-------------------------------

に、

」

「

	高齢者支援課長 保健推進課長
--	-------------------

を

」

「

	高齢者支援課長 地域包括支援課長 保健推進課長
--	-------------------------------

に

」

改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

綾部市公告第13号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和5年3月3日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

綾部市公告第14号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和5年3月8日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第15号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和5年3月17日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

綾部市公告第16号

狂犬病予防法第6条第1項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和5年3月24日

綾部市長 山崎善也

- | | | | |
|----|------|-----------|------|
| 1 | 捕獲日時 | 令和5年3月15日 | 9:00 |
| 2 | 捕獲場所 | 綾部市大島町地内 | |
| 3 | 動物種 | 犬 | |
| 4 | 種類 | 雑種 | |
| 5 | 体格 | 中 | |
| 6 | 毛色 | ベージュ | |
| 7 | 性別 | 雌 | |
| 8 | その他 | 茶色首輪有り | |
| 9 | 犬の鑑札 | なし | |
| 10 | 注射済票 | なし | |

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和5年3月27日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第17号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について公告する。

令和5年4月1日

綾部市長 山崎善也

住民基本台帳法第11条第3項に基づく公表事項

国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊京都地方協力本部	自衛官募集事務として募集案内の郵送等のため	令和5年2月14日、2月15日	H13.4.2～H14.4.1生まれの住民 H17.4.2～H18.4.1生まれの住民

住民基本台帳法第11条の2第12項に基づく公表事項

申請者の氏名(法人の名称)	代表者又は管理人の氏名	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
エム・アールビジネス株式会社	代表取締役 榎谷 忠則	令和4年度「京都府民の意識調査」の実施のため	令和4年4月21日	綾部市に在住している満18歳以上の氏名・性別・年齢・住所
一般社団法人 中央調査社	会長 境 克彦	「2022年新聞及びWeb利用に関する総合調査」の実施のため	令和4年6月23日	綾部市栗町に在住している満15歳以上の氏名・性別・住所・年齢
一般社団法人 中央調査社	会長 境 克彦	「くらしと環境に関する世論調査」の実施のため	令和4年8月25日	綾部市上杉町に在住の綾部市民の氏名・性別・住所・年齢

綾部市公告第18号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づき成人用肺炎球菌予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令197号）第5条の規定に基づき公告する。

令和5年4月1日

綾部市長 山崎 善也

- 1 実施期間 令和5年4月1日～令和6年3月30日
- 2 自己負担 自己負担 4,000円
 ※令和5年度については、75歳以上の方は、2,000円
 ※ただし、市民税非課税世帯、生活保護法による被保護世帯については免除制度がありますが、事前の手続きが必要です。

3 対 象 下記の生年月日の方

昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生の方	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生の方
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生の方	昭和 8年4月2日～昭和 9年4月1日生の方
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生の方	昭和 3年4月2日～昭和 4年4月1日生の方
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生の方	大正12年4月2日～大正13年4月1日生の方

4 実施医療機関

名称	所在地
綾部市立病院	青野町大塚20-1
綾部ルネス病院	大島町二反田7-16
京都協立病院	高津町三反田1
綾部市志賀郷診療所	志賀郷町北町19-2
大久保医院	本町八丁目115
あやべ協立診療所	駅前1
米谷外科整形外科医院	田町13
米谷医院口上林診療所	十倉名畑町欠戸18-6
白波瀬医院	岡町鳥居27-3
志賀整形外科クリニック	宮代町15
中島整形外科医院	幸通9
野間医院八田診療所	上杉町渋市2
畑内科医院	青野町高田91
安村外科内科診療所	井倉町大將軍37
柳川整形外科医院	大島町二反田7-20
山下整形外科医院	青野町西青野28-3
横山医院	若松町庵ノ上58-10

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づく下記の定期予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき公告する。

令和5年4月1日

綾部市長 山崎善也

1. 接種実施期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
2. 個別接種対象年齢

予防接種名		対 象
四種混合（DPT-IPV）1期		生後二月から生後九十月に至るまでの間にある者
三種混合（DPT）		
不活化ポリオ単独（IPV）		
二種混合（DT）1期		
二種混合（DT）		十一歳以上十三歳未満の者
麻しん・風しん		第1期 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者
		第2期 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前から当該始期に達する日の前日までの間にある者
風しん		第5期 風しん抗体保有率が低い昭和三十七年四月二日～昭和五十四年四月一日生まれの男性
日本脳炎	第1期	生後六月から生後九十月に至るまでの間にある者
	第2期	九歳以上十三歳未満の者
	特例措置	平成七年四月二日～平成十九年四月一日生で二十歳未満の者
結核（BCG）		一歳に至るまでの間にある者
ヒブ感染症		生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者
小児の肺炎球菌感染症		生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者
子宮頸がん予防ワクチン（HPV）		十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
キャッチアップ接種		平成九年四月二日から平成十九年四月一日までの間に生まれた女子
水痘		生後十二月から生後三十六月に至るまでの間にある者
B型肝炎		一歳に至るまでの間にある者
ロタウイルス感染症		生後六週に至った日の翌日から、生後三十二週に至る日の翌日までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者

3. 個別接種実施医療機関 結核（BCG）は（*）のついた医療機関のみで実施。

医療機関名	所在地	電話番号	備 考
綾部市立病院（*）	青野町	43-0123	
京都協立病院（*）	高津町	42-0440 42-0025 (小児科直通)	
大久保医院	本町8丁目	42-1190	ロタ、二・四種混合、IPV、日本脳炎は実施なし。
白波瀬医院	岡町	43-0177	ロタ、ヒブ、肺炎球菌、四種混合、IPV、B型肝炎、麻しん風しん1期、水痘、HPVは実施なし。
野間医院八田診療所	上杉町	44-0001	ロタ、ヒブ、肺炎球菌、四種混合、IPV、B型肝炎、水痘、HPVは実施なし。
由良産婦人科小児科医院	本町1丁目	42-2528	IPV、二種混合、日本脳炎2期と特例措置は実施なし。
横山医院	若松町	42-1073	ロタ、IPV、HPVは実施なし。

綾部市上下水道事業管理規程第1号

綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月27日

綾部市長 山崎善也

綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年綾部市条例第1号）の施行に関し必要な事項については、綾部市個人情報の保護に関する法律等施行細則（令和5年綾部市規則第4号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
（綾部市個人情報保護条例施行規程の廃止）
- 2 綾部市個人情報保護条例施行規程（平成15年綾部市水道事業管理規程第4号）は、廃止する。

綾部市議会規程第1号

綾部市議会個人情報保護条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月27日

綾部市議会議長 種 清 喜 之

綾部市議会個人情報保護条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、綾部市議会個人情報保護条例（令和5年綾部市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保

険者番号及び加入者等記号・番号

- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本

人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

(3) 原因

(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(5) その他参考となる事項

（電磁的方法）

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記

録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、開示請求書(様式第1号)によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が相当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が相当と認める書類であつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定の通知)

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所におけ

る開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(4) 電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第16条第2項において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。同項において同じ。）を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項（開示決定通知書）

第12条 条例第24条第1項の書面は、開示決定通知書（様式第2号）とする。

2 条例第24条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書（様式第3号）とする。（開示決定等期限延長通知書）

第13条 条例第25条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書（様式第4号）とする。

（開示決定等期限特例延長通知書）

第14条 条例第26条第1項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（様式第5号）とする。

（第三者意見照会書等）

第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（様式第6号）により行うものとする。

2 条例第27条第2項の書面は、第三者意見照会書（様式第7号）とする。

3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書（様式第8号）とする。

4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第27条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（様式第9号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を

用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

- (1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付
 - (2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)又は当該電磁的記録を電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。
- 3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)
- (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分
- (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日
- (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 条例第24条第1項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(訂正請求書)

第18条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、訂正請求書(様式第10号)によるものとする。

(訂正決定通知書等)

第19条 条例第34条第1項の書面は、訂正決定通知書(様式第11号)とする。

2 条例第34条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書(様式第12号)とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第20条 条例第35条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書(様式第13号)と

する。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第21条 条例第36条第1項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書(様式第14号)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第22条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第15号)とする。

(利用停止請求書)

第23条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書(様式第16号)によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

第24条 条例第41条第1項の書面は、利用停止決定通知書(様式第17号)とする。
2 条例第41条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書(様式第18号)とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第25条 条例第42条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書(様式第19号)とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第26条 条例第43条第1項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第20号)とする。

(諮問をした旨の通知書)

第27条 条例第45条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書(様式第21号)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「綾部市議会個人情報保護条例施行規程(令和5年綾部市議会規程第1号)の施行後遅滞なく」とする。

様式第 1 号 (第 9 条関係)

開示請求書

年 月 日

綾部市議会議長 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____) _____

綾部市議会個人情報保護条例（令和 5 年綾部市条例第 2 号）第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

[Empty box for requesting information]

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。
 <実施の方法> 閲覧 写しの交付
その他 (_____)
 <実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日
 イ 写しの送付を希望する。
 ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。

3 手数料

手数料		(請求受付印)
-----	--	---------

4 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類
運転免許証 健康保険被保険者証
個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
在留カード、特別永住者証明書
その他 (_____)
 ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

<p>ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）</p> <p>（ア）本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな）</p> <p>（イ） 本人の氏名 _____</p> <p>（ウ） 本人の住所又は居所 _____</p>
<p>エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。</p> <p>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
<p>オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。</p> <p>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p>

様式第2号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市議会議長 回

開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、綾部市議会個人情報保護条例（令和5年綾部市条例第2号）第24条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定しましたので通知します。

- 1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

- 2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（綾部市議会議長が被告の代表者となります。）、京都地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算してから6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

--

- 4 開示の実施の方法等（同封）の説明事項をお読みください。）

<p>(1) 開示の実施の方法等</p> <p>(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。） 時間： 場所：</p> <p>(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）</p> <p>(4) 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合</p>
--

様式第3号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市議会議長 印

開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、綾部市議会個人情報保護条例（令和5年綾部市条例第2号）第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（綾部市議会議長が被告の代表者となります。）、京都地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算してから6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第4号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市議会議長 印

開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、綾部市議会個人情報保護条例（令和5年綾部市条例第2号）第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第 5 号（第 1 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市議会議長 印

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、綾部市議会個人情報保護条例（令和 5 年綾部市条例第 2 号）第 2 6 条第 1 項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 2 6 条第 1 項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

様式第 6 号（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市議会議長 印

第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、綾部市議会個人情報保護条例（令和 5 年綾部市条例第 2 号）第 19 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 27 条第 1 項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた、貴社等に関する情報の内容	
意見書の提出先	(綾部市議会事務局) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

様式第7号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市議会議長 印

第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、綾部市議会個人情報保護条例（令和5年綾部市条例第2号）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた、貴社等に関する情報の内容	
意見書の提出先	(綾部市議会事務局) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

様式第 8 号（第 15 条関係）

第三者開示決定等意見書

年 月 日

綾部市議会議長

様

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 （1）支障（不利益）がある部分 （2）支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

様式第9号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市議会議長 印

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

から 年 月 日付で「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、綾部市議会個人情報保護条例（令和5年綾部市条例第2号）第27条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（綾部市議会議長が被告の代表者となります。）、京都地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第10号（第18条関係）

訂正請求書

年 月 日

綾部市議会議長

様

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____) _____

綾部市議会個人情報保護条例（令和5年綾部市条例第2号）第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

様式第 1 1 号（第 1 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市議会議長 印

訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、綾部市議会個人情報保護条例（令和 5 年綾部市条例第 2 号）第 3 4 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することと決定しましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（綾部市議会議長が被告の代表者となります。）、京都地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算してから 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 1 2 号（第 1 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市議会議長 印

訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、綾部市議会個人情報保護条例（令和 5 年綾部市条例第 2 号）第 3 4 条第 2 項の規定により、訂正をしない旨の決定をいたしましたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（綾部市議会議長が被告の代表者となります。）、京都地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算してから 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 13 号（第 20 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市議会議長 印

訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、綾部市議会個人情報保護条例（令和 5 年綾部市条例第 2 号）第 35 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第 1 4 号 (第 2 1 条関係)

第 号
年 月 日

様

綾部市議会議長 印

訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、綾部市議会個人情報保護条例（令和 5 年綾部市条例第 2 号）第 3 6 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 3 6 条第 1 項の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

様式第 15 号（第 22 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市議会議長 印

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

に提供している次の保有個人情報については、綾部市議会個人情報保護条例（令和 5 年綾部市条例第 2 号）第 33 条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第 37 条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

様式第16号（第23条関係）

利用停止請求書

年 月 日

綾部市議会議長

様

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所 _____

〒 _____ TEL _____ () _____

綾部市議会個人情報保護条例（令和5年綾部市条例第2号）第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 （理由）

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
（ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

様式第17号（第24条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市議会議長 印

利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、綾部市議会個人情報保護条例（令和5年綾部市条例第2号）第41条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	（利用停止決定の内容） （利用停止の理由）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（綾部市議会議長が被告の代表者となります。）、京都地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第18号（第24条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市議会議長 印

利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、綾部市議会個人情報保護条例（令和5年綾部市条例第2号）第41条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をいたしましたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（綾部市議会議長が被告の代表者となります。）、京都地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算してから6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 19 号（第 25 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市議会議長 印

利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、綾部市議会個人情報保護条例（令和 5 年綾部市条例第 2 号）第 42 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第 20 号（第 26 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市議会議長 印

利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、綾部市議会個人情報保護条例（令和 5 年綾部市条例第 2 号）第 43 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 43 条第 1 項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

様式第 2 1 号 (第 2 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

綾部市議会議長 印

諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり綾部市行政不服審査会に諮問したので、綾部市議会個人情報保護条例（令和 5 年綾部市条例第 2 号）第 4 5 条第 2 項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

綾部市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市教育委員会
教育長 村 上 元 良

綾部市教育委員会規則第 1 号

綾部市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

綾部市教育委員会公印規則（昭和 5 6 年綾部市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（公印の印影の印刷）

第 9 条 特に必要があると認められるときは、証票等に公印の印影を印刷することができる。

- 2 公印の印影を印刷する場合において、印刷物の都合により別表に定めた寸法により難しいときは、これを拡大し、又は縮小して印刷することができる。
- 3 前 2 項の規定により公印の印影を印刷しようとする場合は、印影印刷承認申請書（様式第 4 号）を学校教育課長に提出し、その承認を得なければならない。
- 4 印刷に使用する公印の印影の原版は、綾部市教育委員会事務局が保管するものとする。

別表中、

「

京都府綾部市立綾部幼稚園之印	正方形	れい書	30 ミリメートル
京都府綾部市立綾部幼稚園長之印	〃	〃	21 ミリメートル
京都府綾部市立八田幼稚園之印	〃	〃	24 ミリメートル
京都府綾部市立八田幼稚園長之印	〃	てん書	21 ミリメートル

を

「

京都府綾部市立八田幼稚園之印	正方形	れい書	24 ミリメートル
京都府綾部市立八田幼稚園長之印	〃	てん書	21 ミリメートル

に、

に改める。

様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 4 号

年 月 日

学校教育課長 様

申請者

印

印影印刷承認申請書

このことについて、下記のとおり公印の印影の印刷を申請します。

公 印 名	
用 途	
印 刷 枚 数	
使 用 寸 法 (mm)	
印影印刷の理由	(原寸により難しい場合はその理由も含む。)
<p>(承認書)</p> <p>上記の公印の印影の印刷を承認する。</p> <p>年 月 日</p> <p>学校教育課長</p>	

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

綾部市教育委員会
教育長 村 上 元 良

綾部市教育委員会規則第 2 号

綾部市立幼稚園規則の一部を改正する規則

綾部市立幼稚園規則（昭和 3 0 年綾部市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条を次のように改める。

（定員）

第 1 2 条 八田幼稚園の園児の定員は、1 0 5 人以内とする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市教育委員会告示第3号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和4年度第12回（3月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和5年3月22日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- 1 日 時 令和5年3月27日（金）14時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）

綾部市教育委員会告示第4号

綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月27日

綾部市教育委員会
教育長 村上元良

綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年綾部市条例第1号）の施行に関し必要な事項については、綾部市個人情報の保護に関する法律等施行細則（令和5年綾部市規則第4号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
（綾部市個人情報保護条例施行規程の廃止）
- 2 綾部市個人情報保護条例施行規程（平成15年綾部市教育委員会告示第6号）は、廃止する。

綾部市監査委員告示第1号

綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月27日

綾部市監査委員 岡 垣 美 樹
同 本 田 文 夫

綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年綾部市条例第1号）の施行に関し必要な事項については、綾部市個人情報の保護に関する法律等施行細則（令和5年綾部市規則第4号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
（綾部市個人情報保護条例施行規程の廃止）
- 2 綾部市個人情報保護条例施行規程（平成15年綾部市監査委員告示第5号）は、廃止する。

綾部市公平委員会告示第1号

綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月27日

綾部市公平委員会
委員長 森 津 一 男

綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年綾部市条例第1号）の施行に関し必要な事項については、綾部市個人情報の保護に関する法律等施行細則（令和5年綾部市規則第4号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
（綾部市個人情報保護条例施行規程の廃止）
- 2 綾部市個人情報保護条例施行規程（平成15年綾部市公平委員会告示第1号）は、廃止する。

綾部市選挙管理委員会告示第4号

令和5年4月9日執行予定の京都府議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和5年3月14日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

令和5年4月9日執行
京都府議会議員一般選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住所	名称	備考
1	1	1	綾部市田野町風久呂	風久呂団地入口矢三商店様前畑	
2	1	2	綾部市上野町上野5	西日本農業研究センター西側フェンス	
3	1	3	綾部市田野町赤坂	田野町コミュニティセンター法面	
4	1	4	綾部市寺町農屋敷	寺町西入口	
5	1	5	綾部市上野町上野129	綾部幼稚園東側	
6	1	6	綾部市新宮町91	綾部市立図書館	
7	1	7	綾部市上野町上野168	綾部小学校フェンス	
8	1	8	綾部市寺町上石	大谷住宅集会所フェンス	
9	1	9	綾部市寺町農屋敷	正暦寺様西側駐車場	
10	2	1	綾部市若竹町12	市役所東駐車場北側フェンス	
11	2	2	綾部市川糸町丁畠地内	京都府綾部総合庁舎フェンス	
12	2	3	綾部市並松町上溝口1	市民センター駐車場消防団綾部分団第2部横	
13	2	4	綾部市野田町仲ノ後8-1	消防ポンプ格納庫前	
14	2	5	綾部市味方町薬師前4	若宮酒造株式会社様ブロック塀	
15	2	6	綾部市味方町舟ノ上8-1	菱田真人様宅	
16	2	7	綾部市味方町薬師谷	紫水ヶ丘団地入口	
17	3	1	綾部市若竹町8-1	綾部市役所	
18	3	2	綾部市綾中町	大槻洋司様宅横フェンス	
19	3	3	綾部市青野町西青野	Chou Chou サクラティエフェンス	
20	3	4	綾部市西町三丁目南大坪	綾部市市民センター門塀	
21	3	5	綾部市綾中町花ノ木30	アスパ様北駐車場道路側フェンス	
22	3	6	綾部市青野町大塚	桑の苑門扉横フェンス	
23	3	7	綾部市青野町大塚	市立病院前入口	
24	4	1	綾部市駅前通東石ヶ坪	駅南広場府道側	
25	4	2	綾部市相生町17	綾部保育園フェンス	
26	4	3	綾部市神宮寺町重代1-1	昭和モータース様事務所横フェンス	
27	4	4	綾部市本町七丁目53	旧日交商事(株)綾部整備工場様フェンス	
28	4	5	綾部市幸通23	フレッシュバザール綾部幸通り店裏 市道駅前宮代線フェンス	
29	4	6	綾部市神宮寺町西谷	桑井組様作業所前公園	
30	5	1	綾部市宮代町	八幡児童公園	
31	5	2	綾部市井倉町館2	井倉町児童遊園地	
32	5	3	綾部市宮代町前田	京都丹の国農協様本店	
33	5	4	綾部市宮代町明知20	綾部中学校グラウンド下	
34	5	5	綾部市井倉町梅ヶ畑20	日東精工様玄関前駐車場	
35	5	6	綾部市井倉新町北大橋18-1	井倉新町団地3棟東側フェンス	
36	5	7	綾部市井倉新町石風呂1	ゲンゼ研究開発部様フェンス	
37	6	1	綾部市岡町斗代	美容室パンビー様横ブロック塀	
38	6	2	綾部市延町北在家7	朝倉文芳様宅前	
39	6	3	綾部市延町鳥居	小林商店様前ガードレール	
40	6	4	綾部市安場町鳴竹12-1	鳴竹集会所	
41	6	5	綾部市上延町岩鼻97	上延1号緑地	
42	6	6	綾部市大島町二反田11-3	綾部ルネス病院様駐車場フェンス	
43	6	7	綾部市大島町大江	大島町中公会堂前ガードレール	
44	6	8	綾部市岡町下山27-37	樋口明様宅	
45	6	9	綾部市大島町南天田井15-1	山崎モータース様駐車場	
46	7	1	綾部市高津町高土井	集落入口市道ガードレール	
47	7	2	綾部市高津町荒倉	高津農林組合様農産物集出荷施設横	
48	7	3	綾部市高津町三反田	京都協立病院様フェンス	
49	7	4	綾部市高津町藤ノ木5-2	プラトーあやべ様横空き地	
50	7	5	綾部市高津町北川	高津町防火水槽	

令和5年4月9日執行
京都府議会議員一般選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住所	名称	備考
51	7	6	綾部市高津町藤ノ木	大槻裕成様宅北側 市道ガードレール	
52	8	1	綾部市里町敷田	府道綾部インター線四方順市様宅向かい付近	
53	8	2	綾部市桜が丘一丁目	嶋田透様宅横フェンス	
54	8	3	綾部市有岡町前田25	杉山泰一様宅	
55	8	4	綾部市有岡町志庭垣	志庭垣橋横空き地	
56	8	5	綾部市多田町鳴田33	参田建夫様宅	
57	8	6	綾部市多田町前地	多田町公会堂	
58	8	7	綾部市高倉町大懐	ゴミ集積所横	
59	8	8	綾部市星原町井の谷1	星原町公民館下	
60	8	9	綾部市小呂町岸ケ下12	渡辺彰様宅隣空き地	
61	9	1	綾部市釜輪町乙味井根上	釜輪町公民館前ガードレール	
62	9	2	綾部市釜輪町唐次道ノ上	山家東部簡易水道釜輪加圧ポンプ室フェンス	
63	9	3	綾部市戸奈瀬町道ノ下	戸奈瀬町公会堂	
64	10	1	綾部市鷹栖町豊後田32	基幹集落センター	
65	10	2	綾部市下原町五反田	村上工務店様資材置き場	
66	10	3	綾部市上原町戸尻8	山家駅前広場	
67	10	4	綾部市下替地町下針ノ木迫	府道広野綾部線沿い四方弘美様土地	
68	10	5	綾部市東山町山家	東綾中学校グランドフェンス	
69	10	6	綾部市旭町西ノ内	奥野定夫様宅前空き地	
70	10	7	綾部市橋上町築14-1	橋上町集荷場前	
71	10	8	綾部市広瀬町二和橋15	佐々木鉄工所様ブロック塀	
72	11	1	綾部市和木町佐々戸	竹原いずみ様宅豚舎跡空き地	
73	11	2	綾部市西原町弓矢	西原町公民館横防火水槽	
74	11	3	綾部市和木町樋ノ口	市道和戸成2号入り口ガードレール	
75	11	4	綾部市和木町和戸谷	和久一也様宅車庫横山すそ	
76	12	1	綾部市上八田町西ノ迫	塩尻早苗様宅西側府道敷	
77	12	2	綾部市上八田町泉ヶ丘坂口3	塩尻卓司様宅前防火水槽	
78	12	3	綾部市七百石町中山11	慈眼寺様下防火水槽横畑	
79	12	4	綾部市七百石町カイ中	大日バス停前府道敷(府道西側)	
80	12	5	綾部市七百石町足縄手	消防詰所向かい側	
81	12	6	綾部市七百石町八幡2	大町公会堂	
82	12	7	綾部市七百石町湯ノ戸	十倉義様宅東側Y字路空き地	
83	13	1	綾部市岡安町土樋ノ下5番地の1	交差点角	
84	13	2	綾部市岡安町大道	西八田小学校	
85	13	3	綾部市中筋町井根淵1-2	株渋谷組様事務所先三差路先	
86	13	4	綾部市中筋町鶴ヶ岡	木下商店様横防火水槽	
87	13	5	綾部市中筋町野	中筋会館前畑	
88	14	1	綾部市下八田町中溝8-9	斎藤明様宅前道路路面	
89	14	2	綾部市下八田町柿差32	市道有岡淵垣線法	
90	14	3	綾部市淵垣町藪ノ下6	梅原秋野様宅	
91	14	4	綾部市淵垣町古川14	旧北都信用金庫淵垣支店様裏駐車場横空地	
92	14	5	綾部市淵垣町三社田	あやべ台入口市道フェンス	
93	14	6	綾部市淵垣町横田32	大田豊様宅横畑	
94	15	1	綾部市中山町梅ノ木段6	四方克実様宅	
95	15	2	綾部市中山町本丸段	井上久夫様宅前防火水槽	
96	15	3	綾部市安国寺町井根尻9-2	渡邊品江様宅北側畑	
97	15	4	綾部市安国寺町下背戸	安国寺公民館前	
98	15	5	綾部市安国寺町上背戸	渡辺信和様宅前空き地	
99	15	6	綾部市安国寺町宮ノ腰2	大槻幸一様前ガードパイプ	
100	16	1	綾部市梅迫町鐘鑄場	八田地区交換機設置前	

令和5年4月9日執行
京都府議会議員一般選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住所	名称	備考
101	16	2	綾部市梅迫町溝尻	日本交通株式会社様梅迫営業所跡地	
102	16	3	綾部市上杉町洪市	野間医院様東八田分院筋向い	
103	16	4	綾部市上杉町横縄手	大石公民館前空き地	
104	16	5	綾部市上杉町中嶋	東八田小学校上り口	
105	16	6	綾部市高槻町城ノ腰21	消防ポンプ格納庫前法面	
106	17	1	綾部市上杉町ヤボセ	鳥居野グラウンド前	
107	17	2	綾部市上杉町道場14-5	京都丹の国農協八田支店様倉庫前府道法面	
108	17	3	綾部市上杉町中寺口	施福寺公民館前	
109	17	4	綾部市上杉町井ノ迫	(株)京綾貨物輸送様裏空き地	
110	17	5	綾部市上杉町下雉路	吉田建一様宅前空き地	
111	17	6	綾部市上杉町坂5-6	エムハウス様横法面	
112	17	7	綾部市上杉町門ノ坪42	旧稲葉製作所様前空き地	
113	18	1	綾部市於与岐町レダニ	上野司様宅先三差路空き地	
114	18	2	綾部市於与岐町宮ノ下17	弥山会館入口横防火水槽	
115	18	3	綾部市於与岐町安ノ坂	中川原作業場	
116	18	4	綾部市於与岐町赤道	作業場跡地	
117	19	1	綾部市黒谷町東谷3	黒谷資料館跡地	
118	19	2	綾部市八代町藤角13-2	八代橋横	
119	20	1	綾部市十倉志茂町大農	廣瀬義晴様所有空き地	
120	20	2	綾部市十倉中町上川原65-1	東部グラウンド上り口空き地	
121	20	3	綾部市十倉向町仲村	渡邊美由紀様宅横畑	
122	20	4	綾部市十倉名畑町	旧口上林小学校フェンス	
123	20	5	綾部市武吉町辻	武吉公民館前広場	
124	20	6	綾部市佃町柳ヶ迫33	井上真弓様宅	
125	20	7	綾部市忠町小白井	口上林分団第4部詰所東側道路法面	
126	20	8	綾部市井根町南ノ前	永井フジ枝様宅前畑	
127	21	1	綾部市位田町浦壁58番地	位田町浦壁58番地宅前庭	
128	21	2	綾部市位田町市場	位田橋北側三叉路市道フェンス	
129	21	3	綾部市位田町蓮花寺	蘆田定一様宅横資材置き場	
130	21	4	綾部市位田町寺町3-1	下位田遊園地前	
131	21	5	綾部市位田町岬	旭ヶ丘公会堂前ガードレール	
132	22	1	綾部市栗町ガラ	栗文化センターフェンス	
133	22	2	綾部市栗町南ユルズ5-1	高橋辰一様宅	
134	22	3	綾部市栗町桶底3-1	永井精様宅横ガードレール	
135	22	4	綾部市栗町小東1	消防団豊里分団詰所フェンス	
136	22	5	綾部市栗町北ノ前48	栗上茶業組合ガレージ東側	
137	22	6	綾部市位田町岡倉	門数好様北側空地	
138	23	1	綾部市豊里町福垣96	豊里警察官駐在所横茶畑	
139	23	2	綾部市館町森下10	伊治卓様宅向かい側	
140	23	3	綾部市館町シボラ	古和田工作所様横空き地	
141	23	4	綾部市今田町元立石	今田自治会様駐車場フェンス	
142	23	5	綾部市大島町上り戸	大島公民館前	
143	24	1	綾部市小西町内田28	小西茶工場様	
144	24	2	綾部市小西町有坪	小西簡易児童遊園地フェンス	
145	24	3	綾部市鍛冶屋町茅倉16	里山交流研修センター前	
146	24	4	綾部市鍛冶屋町六反	六反作業場前	
147	24	5	綾部市小畑町中村	梅垣春樹様宅ブロック	
148	24	6	綾部市小畑町天野前27	山下信行様宅石垣	
149	25	1	綾部市石原町長畑	石原自治会ごみ集積所向かい府道法面	
150	25	2	綾部市小貝町岬上通	小貝橋西側三叉路府道敷	

令和5年4月9日執行
京都府議会議員一般選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住 所	名 称	備 考
151	25	3	綾部市小貝町所塚6-2	湯殿公会堂前ガードレール	
152	25	4	綾部市私市町上野	私市東簡易児童遊園フェンス	
153	25	5	綾部市私市町中村段	私市公会堂下ガードフェンス	
154	26	1	綾部市物部町横椽	須波伎中央公民館前	
155	26	2	綾部市物部町天野10	物部町防火水槽フェンス	
156	26	3	綾部市物部町南前田1	四方友明様宅	
157	26	4	綾部市物部町六地藏	下市バス停横空き地	
158	26	5	綾部市物部町蓮池	府道上市交差点フェンス	
159	27	1	綾部市物部町東物部119	岸田児童遊園地	
160	27	2	綾部市白道路町下五反田10-1	岸本孝昭様宅横畑	
161	27	3	綾部市物部町西樋ノ口25	物部会館フェンス	
162	27	4	綾部市物部町西樋ノ口	ふれあい広場フェンス	
163	28	1	綾部市西坂町弥谷3	谷口忠夫様宅横防火水槽	
164	28	2	綾部市西坂町黒満坪	諏訪神社様前空き地	
165	28	3	綾部市西坂町段ノ岡38-1	大槻弘和様宅横防火水槽	
166	28	4	綾部市西坂町宮床103-1	ごみ集積所横空き地	
167	28	5	綾部市西坂町堂ノ岡22-1	堂ノ岡作業場下(中野様宅横)	
168	28	6	綾部市西坂町東ノ段37	赤見坂作業場隣田和すみ江様宅	
169	29	1	綾部市新庄町北37	石ノ隈バス停裏畑下	
170	29	2	綾部市新庄町太ヶ鼻	旧しらはせ理容店様南側空き地	
171	29	3	綾部市新庄町柿19-3	永井省三様宅前畑	
172	29	4	綾部市新庄町初	奥ポンプ格納庫横	
173	30	1	綾部市白道路町鎌倉田28	岡村佳子様宅横	
174	30	2	綾部市白道路町谷ノ奥13	平田治様宅横畑	
175	30	3	綾部市白道路町深田14	大石將文様宅隣法面	
176	30	4	綾部市白道路町桜ヶ坪	株白道路興農会様倉庫前法面	
177	30	5	綾部市白道路町摺鉢田	山岡茂様宅先ガードレール	
178	31	1	綾部市志賀郷町家際29	志賀公民館前	
179	31	2	綾部市志賀郷町南町15	志賀郷バス停前	
180	31	3	綾部市志賀郷町儀市前	下町橋土手	
181	31	4	綾部市志賀郷町丁田8	志賀小学校前	
182	31	5	綾部市仁和町仲田4-1	仁和町公民館横ゲートボール場フェンス	
183	32	1	綾部市向田町久保田	岡井保様宅敷地(東側)	
184	32	2	綾部市別所町流田5-1	別所停留所前	
185	32	3	綾部市別所町小丸山	別所町公会堂前ガードレール	
186	32	4	綾部市篠田町クゴノシタ	山添達男様宅向かい府道法面	
187	32	5	綾部市篠田町祝田8	篠田集荷場前	
188	33	1	綾部市坊口町由里	坊口公会堂前	
189	33	2	綾部市坊口町下山岡	京都縦貫道橋脚フェンス	
190	33	3	綾部市金河内町辻道27	ほ場整備石碑前	
191	33	4	綾部市金河内町筋海	加柴和成様宅横防火水槽フェンス	
192	33	5	綾部市内久井町石代	内久井町防火水槽フェンス	
193	34	1	綾部市西方町薦ヶ迫	消防ポンプ格納庫横防火水槽フェンス	
194	34	2	綾部市西方町味噌尾68	大槻國夫様宅	
195	34	3	綾部市西方町貝尻	西方町公会堂横法面	
196	34	4	綾部市西方町家ノ奥19	大槻修様宅	
197	34	5	綾部市西方町虫田48	岡本勇様空き地	
198	35	1	綾部市睦合町古川	ゲートボール場前空き地	
199	35	2	綾部市睦合町念道	第一区公民館前	
200	35	3	綾部市睦合町中畑	浅原公民館前	

令和5年4月9日執行
京都府議会議員一般選挙ポスター掲示場設置箇所一覧

	投票区	番号	住所	名称	備考
201	35	4	綾部市睦合町井谷2	寺澤正人様宅	
202	35	5	綾部市睦合町下引地	引地公民館空き地	
203	36	1	綾部市八津合町清水ノ下	片岡耕之助様宅横防火水槽	
204	36	2	綾部市八津合町縄手	観光センター駐車場	
205	36	3	綾部市八津合町馬場	馬場集荷場先防火水槽	
206	36	4	綾部市八津合町祖里	井上昇様宅向かい市道ガードレール	
207	36	5	綾部市八津合町村中	仲篤孝男様宅横空き地	
208	36	6	綾部市五津合町荒木48	岩崎冬子様宅ブロック	
209	36	7	綾部市五津合町大田2-2	農産物直売所横法面	
210	36	8	綾部市五津合町入道25	弓削作業場前ガードレール	
211	37	1	綾部市五津合町ユリノ下	清水作業場向かい法面	
212	37	2	綾部市五津合町高岸	鎌部稔様宅北側防火水槽フェンス	
213	37	3	綾部市五泉町西巻	五泉荘向かい道路法	
214	37	4	綾部市五泉町田中	市之瀬橋横道路法	
215	37	5	綾部市五泉町宮ノ腰20-1	市志公民館前ガードレール	
216	38	1	綾部市睦寄町長野	井長守様宅横畑	
217	38	2	綾部市睦寄町志古田42	志古田防火水槽横(岩崎リエ様宅前)	
218	38	3	綾部市睦寄町市場16	生野敦子様宅横空地	
219	38	4	綾部市睦寄町鳥垣	坂尾呂神社様下	
220	38	5	綾部市睦寄町堂ノ下14	草壁公民館跡地横	
221	38	6	綾部市睦寄町有安1-1	有安公民館前グラウンドフェンス	
222	38	7	綾部市睦寄町古井前	古井公民館前防火水槽	
223	39	1	綾部市故屋岡町三反田	健康管理センター	
224	39	2	綾部市故屋岡町小中13	仲道一彦様横防火水槽	
225	39	3	綾部市故屋岡町在中	八代公民館横ガードレール	
226	39	4	綾部市故屋岡町平垣	八木博喜様前防火水槽	
227	39	5	綾部市故屋岡町神子谷下21番地の1	山崎正治様宅向かい府道法面	
228	39	6	綾部市光野町イガミ3	志馬嘉門様宅府道向かい側空き地	
229	40	1	綾部市光野町前田	光野橋下詰道路縁	
230	40	2	綾部市老富町堂ノ下	みのだ橋詰空地	
231	40	3	綾部市老富町ヒシリ4-3	老富会館前	
232	40	4	綾部市老富町西ガチ10	市茅野作業場	

綾部市選挙管理委員会告示第5号

令和5年4月9日執行予定の京都府議会議員一般選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和5年3月14日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- 1 日 時 令和5年3月31日（金） 午後5時10分
- 2 場 所 綾部市役所 本庁1階会計課横会議室
綾部市若竹町8番地の1

綾部市選挙管理委員会告示第6号

令和4年8月28日執行の綾部市議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月15日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年8月28日執行 綾部市議会議員一般選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
2,963,700円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	渡辺弘造	所属党派	無所属	期間	7月19日から 9月5日まで	第1回分
出納責任者氏名	今井直文					

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
西部 文育	僧 侶	50,000 円	人 件 費	54,000 円
			家 屋 費	30,000
			選挙事務所費	30,000
			集 合 会 場 費	—
			通 信 費	—
			交 通 費	35,830
			印 刷 費	698,236
			広 告 費	196,600
			文 具 費	13,202
			食 糧 費	153,889
			雑 費	6,586
その他の寄附	5件	50,000		
その他の収入		615,927		
今 回 計		715,927	今 回 計	1,188,343
前 回 計		—	前 回 計	—
総 計		715,927	総 計	1,188,343

	項 目	金 額
支出のうち 公費負担相当額	ビラの作成	30,920 円
	ポスターの作成	441,496 円
	計	472,416 円

報告書受理年月日	令和4年9月5日	第1回報告分
----------	----------	--------

綾部市選挙管理委員会告示第7号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和5年3月30日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

543人

綾部市選挙管理委員会告示第8号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年3月30日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

9, 0 4 9 人

綾部市選挙管理委員会告示第9号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和5年3月30日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

4, 525人

綾部市選挙管理委員会告示第10号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

令和5年3月31日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

投票所一覧

投票区	投票所の施設の名称	所在地
第 1 投票区	旧綾部幼稚園 体育館	綾部市上野町上野 1 2 9
第 2 投票区	京都府中丹広域振興局綾部総合庁舎	綾部市川糸町丁畠 1 0 - 2
第 3 投票区	あやべ・日東精工アリーナ	綾部市西町三丁目南大坪 3 9 - 1 0
第 4 投票区	神宮寺公会堂	綾部市神宮寺町重代 2 0 - 1
第 5 投票区	綾部市林業センター 会議室	綾部市宮代町前田 2 0 - 5
第 6 投票区	綾部市ふれあいセンター 研修室	綾部市大島町内山田 3 2
第 7 投票区	高津公会堂	綾部市高津町荒倉 1 7 - 7
第 8 投票区	綾部市立吉美小学校 体育館	綾部市有岡町田坂 1 6
第 9 投票区	釜輪公会堂	綾部市釜輪町乙味井根ノ上 8 - 4
第 1 0 投票区	綾部市立東綾小・中学校 体育館	綾部市鷹栖町小丸山 2 5
第 1 1 投票区	西原作業場	綾部市西原町札ノ前 1
第 1 2 投票区	綾部市七百石コミュニティセンター	綾部市七百石町大釜田 1 5 - 5
第 1 3 投票区	綾部市立西八田小学校 会議室	綾部市岡安町家ノ下 1 0
第 1 4 投票区	下八田公民館	綾部市下八田町宮ノ越 1 4 - 2
第 1 5 投票区	安国寺公民館	綾部市安国寺町下背戸 6
第 1 6 投票区	綾部市東八田公民館	綾部市梅迫町溝尻 1 - 1 6
第 1 7 投票区	鳥居野公民館	綾部市上杉町鳥居野 1 6
第 1 8 投票区	弥仙会館	綾部市於与岐町宮ノ下 1 7
第 1 9 投票区	黒谷公民館	綾部市黒谷町東谷 2
第 2 0 投票区	綾部市健康ファミリーセンター 多目的ホール	綾部市十倉名畑町欠戸 3 1
第 2 1 投票区	位田高城館	綾部市位田町市場 2 8
第 2 2 投票区	綾部市立豊里小学校 図工室	綾部市栗町花貝 2
第 2 3 投票区	館町公民館	綾部市館町宮ノ前 9 0 - 2
第 2 4 投票区	小畑地区農業構造改善センター	綾部市小畑町中安 7 7
第 2 5 投票区	湯殿作業場	綾部市小貝町所堺 6
第 2 6 投票区	綾部市物部営農指導センター	綾部市物部町東野 4 6 - 1
第 2 7 投票区	物部会館	綾部市物部町西樋ノ口 2 5
第 2 8 投票区	西坂公民館	綾部市西坂町浄土寺 1 9
第 2 9 投票区	新庄公民館	綾部市新庄町柿 2 0
第 3 0 投票区	白道路公会堂	綾部市白道路町桜ヶ坪 2 0
第 3 1 投票区	綾部市志賀郷公民館	綾部市志賀郷町北町 1 7
第 3 2 投票区	向田公会堂	綾部市向田町萩イ森 4 2 - 3
第 3 3 投票区	金河内町公民館	綾部市金河内町泉田 3 0
第 3 4 投票区	西方公会堂	綾部市西方町貝尻 1 8
第 3 5 投票区	京都丹の国農協旧睦合連絡所	綾部市睦合町井谷 1 8
第 3 6 投票区	綾部市観光センター	綾部市八津合町縄手 1
第 3 7 投票区	五泉荘	綾部市五泉町西巻 1 2
第 3 8 投票区	ふるさと味あやべ工房	綾部市睦寄町鼠塚 3
第 3 9 投票区	綾部市林業者等健康管理センター	綾部市故屋岡町三反田 1 5
第 4 0 投票区	綾部市水源の里・老富会館	綾部市老富町ヒシリ 7 - 1

綾部市選挙管理委員会告示第11号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所を次のように定める。

令和5年3月31日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中田 誠 治

期日前投票所名	所在地	期日前投票所を設ける期間
綾部市役所本庁1階会議室	京都府綾部市若竹町8番地の1	令和5年4月1日(土)から 令和5年4月8日(土)まで 午前8時から午後8時まで
上林いきいきセンター	京都府綾部市八津合町上荒木5番地	令和5年4月6日(木)から 令和5年4月8日(土)まで 午前9時から午後7時まで
物部営農指導センター	京都府綾部市物部町東野46番地の1	令和5年4月6日(木)から 令和5年4月8日(土)まで 午前9時から午後7時まで

綾部市選挙管理委員会告示第12号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和5年3月31日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

投票管理者・同職務代理者選任表

投票区	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
1	土田 哲生	新町35番地	梅原 俊介	若松町1
2	由良 隆久	野田町下赤谷20番地の1	由良 真一	福知山市字天田249-27
3	山口 太一	青野町藁ケ市29番地の1	吉松 正人	福知山市前田小字一ノ宮1440-8
4	荻野 義夫	西新町西馬場15番地の17	野間 俊樹	船井郡京丹波町坂原森ノ本9-1
5	塩見 久美子	井倉新町北大橋18番地の1 井倉新町団地1棟203号	永井 漠	福知山市字堀1381-1 コモド曾我井101
6	安村 恒雄	上延町前田40番地	石原 良樹	青野町六反目27 グラン・ブルーL棟102
7	朝倉 正道	高津町北川72番地	服部 良子	高津町荒倉26
8	村尾 泰造	有岡町田部32番地	植原 英一	里町西ノ糸19-3
9	木下 裕之	釜輪町乙味井根ノ上33番地	岩本 かおり	綾中町中村16-2
10	上柿 浩	東山町山家49番地の1	中倉 司	上延町苜屋田8-1
11	荻野 定	和木町橋戸23番地	松村 淳史	青野町東馬場下21-16
12	諏訪 能彦	七百石町鳥ケ坪4番地	渡邊 弘之	高槻町城ノ腰27
13	安達 貞紀	淵垣町角19番地の4	出口 均	寺町門田43-3
14	内藤 晶彦	下八田町柿差28番地	松下 修	桜が丘二丁目17-10
15	高田 邦明	安国寺町下背戸15番地の1	渡辺 秀和	七百石町西岡15
16	森 伸二	梅迫町中町26番地	守屋 俊則	福知山市中坂町1-26
17	杉井 敏之	上杉町門ノ坪30番地の3	吉田 洸和	舞鶴市字南田辺5-19
18	瀧花 重明	於与岐町カリヤバ3番地	野瀬井 常樹	桜が丘二丁目1-15
19	堀井 清美	黒谷町フゴ田8番地の3	大槻 康彦	福知山市猪崎350
20	山本 博文	武吉町浦入22番地	高橋 要一朗	桜が丘二丁目3-8
21	高本 義晴	位田町坪7番地の9	四方 博文	福知山市字長田239-237
22	大槻 光博	位田町坪43番地の1	荻野 涼子	上延町下雑面31-2
23	大槻 眞純	館町下館27番地	野間 義憲	青野町館ノ後40 バリユーージュ青野A102号
24	黒田 敦子	小西町荒神下7番地	伊賀原 司	今田町下開10
25	北野 隆文	石原町丁田23番地	岩崎 成樹	青野町西ノ後27-12
26	山下 豊二	物部町西ノ宮5番地	岡田 佳伯	物部町戸尻5-1
27	山下 眞一郎	物部町広畑77番地	杉山 聖子	桜が丘二丁目17-17
28	安達 節也	西坂町松尾68番地の1	岡田 太郎	神宮寺町加迫17-12
29	芦谷 敏郎	新庄町開田23番地	久下 博史	西町三丁目北大坪3-4
30	上原 芳樹	白道路町北口55番地	居合 克樹	福知山市石原5-4-2
31	太田 文夫	仁和町亀ケ坪16番地の6	出口 勇樹	綾中町花ノ木5
32	久木 加代子	向田町迫田32番地	近松 幹太	青野町館ノ後51 コーポ楓201
33	河北 和孝	坊口町重代5番地	酒井 貴弘	桜が丘二丁目15-10
34	村上 弘明	西方町長岡29番地の1	吉岡 啓介	福知山市字篠尾689-6
35	水口 洋一	睦合町在中22番地	久下 祐介	川糸町堀ノ内1-19
36	古和田 孝浩	八津合町耽ケ1番地	永井 佳美	上延町八反122
37	中嶋 茂樹	五泉町下ノ段11番地	吉川 昌典	舞鶴市行永東町15-22
38	渡邊 博幸	睦寄町鳥垣下16番地	武 宏樹	青野町大塚81-2
39	森藤 連太郎	故屋岡町朝根48番地	田中 松彦	下八田町八ヶ谷1
40	澁谷 満男	光野町沢田9番地	古和田 実	睦寄町小野田8

選挙管理委員会告示

綾部市選挙管理委員会告示第13号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和5年3月31日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中田 誠 治

綾部市役所本庁1階会議室

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
4月1日(土)	中田 誠 治	綾部市上野町 上野1番地の2	梅原 健 太	綾部市青野町 上深ヶ7番地の26
4月2日(日)	吉崎 進	綾部市上杉町 小嶋30番地	志賀 由 佳	綾部市上延町 下雑面84番地の1
4月3日(月)	高橋 秀 文	綾部市忠町 段10番地	三本木 紀子	綾部市青野町 舘ノ後43番地の1
4月4日(火)	梅原 静 代	綾部市小呂町 宮ヶ迫3番地の6	梅原 俊 介	綾部市若松町 1番地
4月5日(水)	中田 誠 治	綾部市上野町 上野1番地の2	村 上 寛	綾部市七百石町 八幡16番地
4月6日(木)	吉崎 進	綾部市上杉町 小嶋30番地	志賀 由 佳	綾部市上延町 下雑面84番地の1
4月7日(金)	高橋 秀 文	綾部市忠町 段10番地	三本木 紀子	綾部市青野町 舘ノ後43番地の1
4月8日(土)	梅原 静 代	綾部市小呂町 宮ヶ迫3番地の6	岸 本 孝 昭	綾部市白道路町 五反田35番地

上林いきいきセンター

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
4月6日(木)	井上勝哉	綾部市八津合町 神谷28番地	塩見浩一	綾部市大島町 岡ノ段35番地の7
4月7日(金)	井上信治	綾部市佃町 柳ヶ迫20番地	加藤恵梨	綾部市安場町 西ノ段6番地
4月8日(土)	仲井良彰	綾部市故屋岡町 小中43番地の1	浜木宏一郎	福知山市字拝師 261番地4

物部営農指導センター

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
4月6日(木)	高倉正明	綾部市鍛冶屋町 高稲場16番地	大槻淳平	福知山市石原2丁目 218番地
4月7日(金)	塩見正人	綾部市物部町 横椽36番地の1	吉崎伊久寿	綾部市上杉町 小嶋10番地の4
4月8日(土)	竹原弘	綾部市西方町 長岡59番地	佐藤広志	綾部市栗町 沢162番地の2

綾部市選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和5年3月31日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

投 票 区 名	投票所を開いている時間
第19区投票所（黒谷公民館）	午前7時から午後7時まで
第40区投票所（水源の里・老富会館）	午前7時から午後7時まで

綾部市選挙管理委員会告示第15号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における綾部市開票区の開票の場所及び日時を次のように定める。

令和5年3月31日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- 1 開票場所 綾部市市民センター（あやべ・日東精工アリーナ）
綾部市西町三丁目南大坪39番地の10
- 2 開票日時 令和5年4月9日（日） 午後9時30分から

綾部市選挙管理委員会告示第16号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における綾部市開票区の開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和5年3月31日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中田誠治

京都府議会議員一般選挙

開票管理者

住 所 綾部市上野町上野1番地の2
氏 名 中 田 誠 治

同職務代理者

住 所 綾部市上杉町小嶋30番地
氏 名 吉 崎 進

綾部市選挙管理委員会告示第17号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上のときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和5年3月31日

綾部市選挙管理委員会

委員長 中 田 誠 治

- 1 場 所 綾部市役所 本庁1階会計課横会議室
綾部市若竹町8番地の1
- 2 日 時 令和5年4月6日(木)午後5時10分から

綾部市選挙管理委員会告示第18号

綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年綾部市条例第1号）の施行に関し必要な事項については、綾部市個人情報の保護に関する法律等施行細則（令和5年綾部市規則第4号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
（綾部市個人情報保護条例施行規程の廃止）
- 2 綾部市個人情報保護条例施行規程（平成15年綾部市選挙管理委員会告示第36号）は、廃止する。

綾部市選挙管理委員会告示第19号

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿抄本閲覧の状況について、同法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年4月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

1	閲 覧 年 月 日	令和4年4月12日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	株式会社あやべ市民新聞社 代表取締役社長 高 崎 忍
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	綾部市大島町沓田4-3
	閲 覧 目 的 の 概 要	綾部市民に対する社会意識、地域メディアへの 関心度などの調査
	委 託 者	
	閲覧に係る選挙人の範囲	綾部市内全域
2	閲 覧 年 月 日	令和4年5月16日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	搦 頭 久美子
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	綾部市大島町梶長16-12
	閲 覧 目 的 の 概 要	後援会活動
	委 託 者	
	閲覧に係る選挙人の範囲	中筋、物部、志賀郷

選挙管理委員会告示

3	閲 覧 年 月 日	令和4年7月29日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山 本 恭 久
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都渋谷区恵比寿1-19-15
	閲 覧 目 的 の 概 要	消費動向調査の対象者名簿作成のため
	委 託 者	内閣府 経済社会総合研究所 所長 増 島 稔
	閲覧に係る選挙人の範囲	里町、多田町、桜が丘1～2丁目
4	閲 覧 年 月 日	令和4年8月4日、9日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	渡 辺 弘 造
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	綾部市睦合町小田33
	閲 覧 目 的 の 概 要	市議会議員選挙に伴う政治活動、選挙運動に活用
	委 託 者	
	閲覧に係る選挙人の範囲	口上林地区、山家地区(旭町、橋上町、東山町、鷹栖町)
5	閲 覧 年 月 日	令和4年10月4日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	株式会社東京商工リサーチ 京都支店 支店長 南 裕 孝
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	京都府京都市下京区四条通新町東入ル月鉾町62
	閲 覧 目 的 の 概 要	京都府民のスポーツに関する実態調査の調査対象者を抽出するため
	委 託 者	京都府教育委員会 教育長 前 川 明 範
	閲覧に係る選挙人の範囲	域内全投票区から無作為抽出(対象投票区数：3区、閲覧件数：37件)

選挙管理委員会告示

6	閲 覧 年 月 日	令和4年10月5日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	株式会社サーベイリサーチセンター 大阪事務所長 中 村 光 明
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	大阪府大阪市北区天満橋1-8-30
	閲 覧 目 的 の 概 要	「令和4年京都府民健康・栄養調査」に伴う対象者の抽出のため
	委 託 者	京都府 健康福祉部 健康対策課 (神原、神谷、山下)
	閲覧に係る選挙人の範囲	市内在住の20歳以上の男女個人160名(全投票区から無作為抽出)

綾部市農業委員会告示第1号

綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月27日

綾部市農業委員会
会長 三 和 喜 治

綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年綾部市条例第1号）の施行に関し必要な事項については、綾部市個人情報の保護に関する法律等施行細則（令和5年綾部市規則第4号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
（綾部市個人情報保護条例施行規程の廃止）
- 2 綾部市個人情報保護条例施行規程（平成15年綾部市農業委員会告示第1号）は、廃止する。

綾部市固定資産評価審査委員会告示第1号

綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月27日

綾部市固定資産評価審査委員会
委員長 由良茂文

綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年綾部市条例第1号）の施行に関し必要な事項については、綾部市個人情報の保護に関する法律等施行細則（令和5年綾部市規則第4号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
（綾部市個人情報保護条例施行規程の廃止）
- 2 綾部市個人情報保護条例施行規程（平成15年綾部市固定資産評価審査委員会告示第1号）は、廃止する。

綾部市十倉財産区告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第296条の規定に基づき、次の事件について令和5年3月23日綾部市十倉財産区議会を綾部市十倉財産区公会堂に招集する。

令和5年3月16日

綾部市十倉財産区管理者

綾部市長 山崎善也

付議事件

- 1 令和4年度綾部市十倉財産区特別会計補正予算（第1号）
- 2 令和5年度綾部市十倉財産区特別会計予算